

(2) 天然資源の合理的管理 (rational management of natural resources)

(3) 汚染と生活妨害による環境悪化 (environmental degradation from pollution and nuisances)

公害を防止し、環境を保全するためには、大気、水、土地、空間の使用に関して、従来の考え方を根本的に変革することが必要である。すなわち、いまわれわれは、無限のフロンティアを前提とした環境収奪的な「カウボーイの経済」から、地球という狭いカプセルの中に三六億人というばらばらの大な人口がどじこめられている「スペークマンの経済」へと行動様式を転換する必要がある。比喩的にいうと、地球は、故障のために月着陸を断念して地球へ帰還しつつあるアポロ一二号にひとしい。すなわち、アポロ一二号が無事に帰還できるかどうかは、残りすくない酸素と水をどのように配分するかにかかっていたのである。これと同様に、人類が永く地球上に生存できるかどうかは、地球の大気、水、土地、空間などのように配分し、これを管理するかにかかっているのである。経済学は従来、資源配分をその研究対象としてきた。したがって環境管理という新しい課題に対しても経済学の側からの寄与が大いに期待されるのは当然といわなければならない。

上述したところからも明らかなるように、公害の被害は、健康の被害、生活環境の被害、さらに自然環境の被害にわたっている。また環境汚染は、局地的、広域的、全国的、国際的、地球的など、その範囲が多様である。それゆえに、公害防止（環境保全）対策も、即時対策を講じなければならぬもの、短期的対策、長期的対策に分最近さかんに締結されている工場毎の最大着地濃度を協定するといふ方法はまさにこれである。ところがこれとても、工場数が増加すると公害を防止することが困難となる。そこで観点を変えて、公害を防止するための目標値をまず決定して、これを達成できるように、排出量を制限する方策がとられるようになってきた。これがいわゆる環境基準である。なお、わが国の環境基準は、すでに公害が著しいか、あるいはいちじるしくなるおそれのある地域において、最小限達成しなければならない努力目標(goal)である。したがって、まったく環境が汚染されていない地域も、(i)の限度まで汚染しても差支えないという意味での許容限度(standard)ではないことに留意しなければならない。公害の処女地を環境基準の限度まで汚染することを認めるかどうかということは、当該地域の住民の意思と経済政策を推進する国家の意思との間の交渉と合意によってきめられるべきことである。

環境基準と公害防止計画の策定 公害対策基本法では、環境基準は大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音について定めることになっており、なお健康の保護と生活環境の保全という観点から別個に定められることになっている。すでに決定を見た環境基準

によって考へることが必要である。水銀、カドミウムのような重金属による水質汚濁と土壤汚染は直接に重症の健康被害を生ずるものであるから、即時操業の停止、漁撈と耕作の禁止、汚染された魚類と農畜産物の廃棄などの対策を立てることが必要である。大気中の炭酸ガス(CO_2)の濃度の増加については長期的な観点から対策を講ずべきである。環境汚染の最大の要件である人口抑制についても同様である。比較的短期的観点から対策を講すべきものは、亜硫酸ガス(SO_2)、自動車排出ガス($\text{CO} \cdot \text{NO}_x$)などによる大気汚染防止対策や水質汚濁防止対策などである。当面、環境管理の目標となる短期的公害防止対策について考えてみよう。

汚染因子の排出規制から環境基準の達成へ 説明をわかりやすくするために、亜硫酸ガス(SO_2)と大気汚染との関係を例にとって考えてみよう。 SO_2 による大気汚染の防止に関しては、まず、個々の煙突から排出される SO_2 の量を制限する方法がとられた。もちろん SO_2 の拡散効果を考慮して、煙突の高さと排煙の速力によって許容される SO_2 の排出量が異なることは、いうまでもない。これがいおう酸化物の排出基準といわれるものであって、汚染因子の発生施設ごとに定められている。ところが発生施設の方が少いときは、個々の発生施設が定められた排出基準をまとめているならば、公害は発生しないであろう。ところが、工場の規模が大きくなり、あるいは工場数が増加して、発生施設が増加すると、たゞ個々の発生施設が排出基準をまもっていても、公害が発生することになる。もちろんこの場合に、排出基準を極端にきびしくするならば公害を発生施設ごとに定められている。ところが発生施設の方が少いとき

防止することができるであろう。しかしながら、 SO_2 の除去技術が未開発であり、また低おう石油の供給が不足している現状で一挙に排出基準をきびしくすると、生産活動を停止しなければならないことになるであろう。そこでみ出されたものが地方公共団体と事業者と協定によって、発生工場毎に排出量をきめるという方策である。

最近さかんに締結されている工場毎の最大着地濃度を協定するという方法はまさにこれである。ところがこれとても、工場数が増加すると公害を防止することが困難となる。そこで観点を変えて、公害を防止するための目標値をまず決定して、これを達成できるように、排出量を制限する方策がとられるようになってきた。これがいわゆる環境基準である。なお、わが国の環境基準は、すでに公害が著しいか、あるいはいちじるしくなるおそれのある地域において、最小限達成しなければならない努力目標(goal)である。したがって、まったく環境が汚染されていない地域も、(i)の限度まで汚染しても差支えないという意味での許容限度(standard)ではないことに留意しなければならない。公害の処女地を環境基準の限度まで汚染することを認めるかどうかということは、当該地域の住民の意思と経済政策を推進する国家の意思との間の交渉と合意によってきめられるべきことである。

$$C_n = \frac{Q}{V} \quad (1)$$

(a) 環境容量 (V) 汚染因子の種類、汚染因子の発生源の立地している地理的条件によって、環境容量は異なることはいうまでもある。

環境汚染因子排出量 (Q)、環境容量 (V) および汚染濃度 (C) の関係を式であらわすところのとおりである。

$$Q_n = C_n \cdot V \quad (2)$$

(b) 環境汚染の計量と将来予測 公害対策基本法第一九条によると、公害防止計画は、現に公害が著しい地域と、人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域について策定されるものと定められている。前者の地域とは $Q > Q_n$ であり、

汚染がすでに環境基準を越えている地域である。後者の地域とは現在では「の」であるが、現状のまま推移した場合にはやがて汚染が環境基準を越えるおそれがある地域である。いずれの場合においても、公害防止計画を策定するためには、当該地域の現在の環境汚染量を計量することが必要である。そしてさらに現状のまま推移した場合の環境汚染量を推計することが必要となる。これを年次別に Q_a, Q_b, \dots, Q_m としよう。

(c) 汚染量削減の手法

そこで Q_a, Q_b, \dots, Q_m を Q_n にまで削除するための方策を検討することが必要となる。 SO_2 の場合を例に説明しよう。まず第一に検討しなければならないのは、 SO_2 の発生源において SO_2 を削減する方法である。そのためには硫黄の含率の低い石油を使用する方法と排煙中から硫黄分を除去する排煙脱硫の方法がある。ところで含硫率の低い石油を使用するためには、低硫黄原油の輸入、原油の生だき、重油からの脱硫などの方法がある。このほかに高煙突化による拡散効果をねらう方法もあるが、これはむしろ環境容量の拡大をねらったものである。以上は発生源において事業者が行う防止対策であるが、このほかに国または地方公共団体が実施する公害防止事業がある。工場移転、住居移転、緩衝地帯の設定、土壤改良、下水道の整備などがこれである。

(d) 経済的効果の予測

上述の種々の方策のうちいはずれを選択するか、あるいはどのような方策の組合せを選択するかを決定するためには、それによって生ずる経済的諸効果を予測して、比較検討することが必要である。

(e) P P B S による公共投資の決定

水質汚濁防止のための主

要な方策は、下水道の整備である。わが国において昭和六〇年に市街地化する地域（全人口の七〇%がここに居住する）の全体に下水道を整備するため、約一兆兆円の公共投資が必要であるといわれている。これに対して第二次下水道整備五ヵ年計画（昭和四二年—四六年）による公共投資額は九三〇〇億円（平均一、八六〇億円）にすぎない。したがってこの要投資額は、かりに年平均一兆円と見積りてもばく大な金額に達する。しかしながらそれだけの投資が行われたとしても一五年の長い期間がかかるということである。そこで公害防止のための公共投資を行うにあたっては費用対効果分析を行って、投資の優先順位を決定することが必要となる。同様のことは公害防止計画を策定する都道府県についてもいいうるのである。ふつう公害防止計画は五年ないし一〇年をその達成期間としている。したがって、公害防止に資する下水道の整備については前述のところであるが、それ以外の公害防止事業についても、ばく大な投資が必要であるだけに、P P B S を極力導入して、投資効果を高める工夫が必要なことはいうまでもない。

4 公害防止と産業立地

場合に、画期的な公害防止技術の開発を前提としないかぎり、新全総が描いている昭和六〇年のわが国の産業規模は、実現不可能ではないかという疑問がいだかれる。新経済社会発展計画（期間は昭和四五年から五〇年）も二年後には再検討を加えられることになつているが、公害の面からこれに再検討を加えることはきわめて緊要性の高い課題となるであろう。

下北半島、志布志湾、周防灘などにおいて超大型コンビナートの建設が計画されるとともに、他方では既設コンビナートのスクラップ・アンド・ビルトも急速に進展するのではないだろうか。たとえば人口過密地帯にある「電力・鉄鋼・石油・化学」コンビナートをスクラップ化して、新しく流通基地に転換するというようなことも、当然検討すべき問題となろう。それとも原子力発電所から放射能をもらさないのと同じよう、生産施設から外部環境に一切汚染因子を排出しないようなクローズド・システムとしての技術が開発されなるならば話は別であるが。なお、公害防止の観点から産業構造の転換を計る場合には地域産業連関表を使って、事前に十分な机上演習を行なうべきであることはいうまでもないことである。

5 公害と経済学

一九六九年三月に東京で、国際社会科学協議会の主催で「環境破綻に関する国際シンポジウム」が開かれてから、わが国の経済学者の公害に関する関心が高まり、既製のツールを用いた意見の発表が多く行われてきた。これらの議論には傾聴すべきものがすくなくないが、筆者がはじめに述べたように、公害問題が新しい社会問題で

あるとするならば、既製のツールで公害に切りこむだけではなく、なかに新しい視点からのアプローチが必要なのではないだろうか。前述の国際シンポジウムでは、テーマの副題はいみじくも「社会科学者への挑戦」となっている。

従来行なわれてきた公害に関する経済学的論議は、(1)ディスプロダクトとしての公害(2)外部不経済としての公害の二つに大別することができる。まず第一の論点について述べよう。一九六〇年代においてわれわれは、あたかもGNPの増大が人間福祉の増大をもたらすかのごとくに考えていた。すくなくともそれは人間の経済的福祉の増大を意味するものと信じていた。ところが上述したように、GNPの増大とともに公害の加速度的な増大を体験して、GNPが経済的福祉を示す指標であるためには、それがもたらすディスプロダクトを控除しなければならないということが主張されてきたのである。なお公害病の治療が他の用役の供給と同じようにGNPに計算されるという不合理も指摘されている。しかしGNPは本来は人間の経済的福祉を示す指標ではなくして、ただ経済活動水準を示すための指標であったことを考えると、ディスプロダクトの分だけGNPから控除することを要求するのは無理であるかもしれない。もしそうだとするとならば、経済的福祉の点からみて、最適な経済活動はいかなるものであるかを別に探究しなければならないことになり、当然に厚生経済学上の難問にぶつかることになるであろう。

なお、レオンチエフはその産業連関表においてディスプロダクトとしての公害を別掲することによって、つぎのように補正を試みている。

かつて経済学では、土地、資本、労働を生産要素と考えてきた。しかしこれが経済学に対してもつてきた含意は、むしろ所得の分配を決定する三つの権源ということであった。生産要素としてみるとならば現在では土地は資本の一部とみなすことができるし、経営という新しい要素も加わってきた。しかしながらかつての経済学が不十分ではあったにせよ、土地を生産要素として取上げたことの中には、深い意味がかくされていたといつてもよい。土地社会主義や地租単税論の主張の中にみられるように、土地は人間の労働の果実ではない、したがって土地は私有にゆだねるべきではない、土地から生ずる収益は公共に帰属させるべきであるという思想は、現代において大いに評価せらるべきものである。なぜならば、われわれがいま経済学の立場から論じようとしている「環境」は、かつて経済学が生産要素の一つとして取りあげた「土地」にはかならないからである。従来、経済学が十分に議論をしなかった「土地」を、いまやわれわれは「環境」として経済学的論議の主題にする必要にせまられているのである。もちろんこの「環境」の中には、土地のほかに、大気、水、空間が含まれることはいうまでもない。

環境使用権とでもいう排他的な収益権なし既得権をもっていることになるであろう。このような収益権に対しては、排出される汚染因子の質と量に応じた環境使用料(charge)を徴収する理由が存するであろう。なぜならば、環境はすでに稀少財となっているから、その使用権はすでに市場価値をもちうるからである。

6 エピローグ

| 投 入 | 農 業 | 工 業 | 公 害 防 止 門 | 家 計 | 合 計 |
|--------------------|------------------|--------------------|------------------|-----------------------------|--------------------|
| 農業 (単位: ブッシュル) | 26.12 (52.24) | 23.37 (46.74) | 0 (0) | 55.00 (110.00) | 104.50 (208.99) |
| 工業 (単位: ヤード) | 14.63 (73.15) | 7.01 (35.05) | 6.79 (33.94) | 30.00 (150.00) | 58.43 (292.13) |
| 公害因 子 (単位: グラム) | 52.25 | 11.68 | △ 33.93 | 30.00 (公害防止負担) 101.80 | |
| 労 働 (単位: 人 年) | 83.60 (83.60) | 210.34 (210.34) | 67.86 (67.86) | 0 (0) | 361.80 (361.80) |
| 投 入 合 計 | (208.99) | (292.13) | (101.80) | (361.80) | |

(注) 1. カッコ内は金額表示ドル、カッコ外は実物数量ベースで単位は業種欄参照

2. 実物数量の金額換算は、1ブッシュル=2ドル、1ヤード=5ドル、賃率1ドル

(出所) Proceedings of International Symposium on Environmental Disruption, 1970. p.127.

第一の外部不経済としての公害の問題は、第一の問題にくらべると、より経済制度的な問題である。元来、環境は自然浄化能力を備えているから、その範囲内の汚染因子の排出であるならば、公害を発生することなく、したがって公害による外部不経済の問題も発生しないわけである。しかし公害は現に深刻化しており、その防止は一刻の猶予も許さないとするならば、公害防止費用を誰が負担するか、いかえると公害による外部不経済をどのようにして内部経済化するか、ということが問題となる。既得権を主張する立場からは、公害防止に要する費用は公共負担にするのが当然であるとか、公害防止に要した費用の見返りとして税制上の優遇措置を講すべきであるとかの主張が行われている。そしてこのような主張を認めることは、環境権が事業者側にあることを意味するものであるといふ解説論も行われている。しかし先進国の方針はどうやら公害防止費用の負担原則は、原因者負担に傾いているようである。わが国でも、昭和四五年一二月に制定された公害防止事業費事業者負担法は原因者負担という考え方方に立っている。

さて、さきに述べたように、公害を防止するためには、汚染因子の排出量を環境受容量(それぞれの環境容量について環境基準を達成しうる範囲)以内に押さえなければならない。その結果、環境受容量が満配になった場合には、新規に汚染因子の排出者は割りこむことができなくなる。たとえば新規に工場をつくれないとか、住宅を建てられないとか、自動車を乗り入れられないとかということになるであろう。このような状況になると、従来から汚染因子を排出してきた者はこれから汚染因子を排出しようとするものにくらべて、

公害追放のスローガンとして、よく「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法第二五条が引用されている。公害対策基本法第一条もこの憲法の条項をうけて、「この法律は、国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ……もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。」となっている。(昭和四五年一二月改正)しかしこののような権利の主張だけで、はたして徹底的な公害の防止と環境の保全が可能であろうか。憲法第二九条では、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」(第二項)と規定されており、また「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」(第三項)と規定されている。しかしいまわれわれが直面している環境の危機を回避するために、はたしてこの程度の財産権に関する規定で十分であるかどうかということについては、こんご検討を加えなければならないのではないだろうか。自由国であれ、また共産国であれ、現行憲法はいずれも、環境の危機を予想しなかつた時代に制定されたものである。しかし、たとえばソ連憲法にみられるように、「人間の搾取の絶滅」(第四条)を目的とするものであったとはいって、「土地、地中埋蔵物、水域、森林」を国家的所用にしている(第六条)国においては、そのようになつていい国とくらべると、公害防止と環境保全を実施する上において、格段の相違が生ずるのである。したがって権利の主張のみでは、公害の摘発はできても、根本的な公害対策が行われることは、きわめて困難である。そのためには権利意識の高揚とともに、義務意識の

醒めが必要である。したがって、われわれはこんど、「何人も、環境を汚染してはならない。」とか、あるいは「何人も、環境を保全する責務を有する。」とかいう憲法修正条項を検討すべきである。

質問一 (日本大学 高須裕三)

(1) 「Ⅲ環境汚染」の「4 空間荒廃」の具体的実例について説明されたい。

(2) その実例の一つとしての「日照権（日照の遮断）」をひきおこす「Ⅱ環境汚染因子」として、「建造物」を追加する必要なきや。

答 (1) 公害対策基本法第二条には、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染という語はあるが、空間荒廃という語は使われていない。私は同条に出てる騒音、振動、悪臭、地盤沈下を括して空間荒廃（あるいは空間汚染）といえば、他の三つの汚染概念とバランスがとれると考えている。この場合の汚染因子を音響、振動、臭氣と考える。

(2) 他の三つの環境汚染と異なり、空間荒廃をもたらす汚染物質、なおこれ以外にも日照の遮断、電波障害、強度の照明の漏洩も、空間荒廃に含めてよいと思う。そのため、騒音ははたして環境汚染といえるかどうかということが、国際会議でも議論になった。アメリカではこれも汚染にいれている。もしこれを汚染（pollution）でない（なぜなら、汚染物質が存在しないから）というならば、生活妨害（nuisance）といふべきではないかと思ふ。だから七二年会議では、公害を environmental degradation from pollution and nuisances と呼ぶことにしたようである。

質問二 (青山学院大学 北見俊郎)

(1) 公害の概念規定を経済政策の立場（一応これを資本の政策とする）から行うとしたら、どのようなことがいえるか。

(2) 公害というタームは、そのまま社会科学的用語として採用する場合、何か条件が必要になるのではないか。

答 (1) 短時間でお答えするのは困難な問題である。公害防止の政策を実施する過程で社会制度が改革される。その結果社会体制も変わると考える。私は、社会政策論では、エドワルト・ハイマンに近い立場である。

答 (2) 公害は社会科学的認識の対象である。私は「貧困」というタームと同じ程度に考えている。

質問三 (東京経済大学 中村金治)

答 「交通公害」は報告書の環境汚染因子または被害のどこに入らむか。
自動車排出ガスとしては、CO、NO_x、鉛などの重金属が汚染因子となって、大気汚染を通じて健康の被害を生ずる。また騒音、振動が生ずる。いわゆる交通災害（事故）は交通公害ではない。

△自由論題▽

市場構造と利潤率

——一九六一～六五年のわが国三八産業に関する実証研究——

植草益

（慶應義塾大学）

筆者は、当学会において、拙稿「利潤率と市場構造諸要因——日本に関する実証研究——」（『三田学会雑誌』六三巻七号、一九七〇年七月号）のうち日本に関する部分を中心において発表した。したがって、そのくわしい内容についてはこの論文を面倒でも参照していただきとして、ここではその基本的内容だけを要約しておきた。

本研究は、現代寡占経済体制の集中的表現である産業間利潤率格差の実態およびその格差形成要因の分析に主題をおき、その格差形成要因として求めた五つの市場構造要因（売手集中度、規模の経済性障壁、必要資本量障壁、製品差別障壁および需要の成長率）のうち、どの要因が産業間利潤率格差形成に重大な影響をもつかという分析を通して、わが国独禁政策の方針を模索してみようとするものである。

産業間利潤率格差形成要因を市場構造要因に求めたのは、高度な寡占構造（高い売手集中度と高い参入障壁）をもつ市場ほど高い高い利潤率が実現されるという価格理論および産業組織論に依拠している。産業組織論では市場構造が市場行動を規定し、市場行動

が市場成果（ここでは利潤率）を規定するという関係で把握されるが、市場行動はここでは計測が困難であるのでブラックボックスとして、市場構造—成果関連を実証的に分析することにする。

したがって、研究は、「利潤率の産業間格差は、他の事情が同等であれば、各産業の市場構造の差異に依存する」というのを基本仮説として、資料入手可能な三八産業をサンプルとし、最近時の一九六一～六五年を研究対象時期としてこの仮説を数量的に検討しようとするものである。利潤率に関しては自己資本純利潤率と総資本純利潤率を指標とし、その高位性と時系列的安定性の両側面を考慮する。市場構造要因としては、右の五つの要因を選択した。分析手法としては利潤率を被説明変数、市場構造要因を説明変数とする多元回帰の計量経済学的方法を使った。

市場構造要因の産業利潤率へのジョイントな効果を分析すると、次の二つが最も重要な結果となる。

(1) 利潤率の産業間格差を説明する、ないし形成させる最も重要な要因は売手集中度である。

(2) 高い利潤率を取得している産業ほど時系列的に安定的な利潤

率を享受している傾向が明白である。

以上の結果の政策的意味を吟味すると、売手集中度が産業間利潤率格差形成に最も重大な効果をもつてゐるという結果から、わが国では市場構造側面に対する独禁政策は売手集中度に関連した諸問題に向けられるべきであるという結論が得られる。とくに集中度を直接高度化させる水平的合併に対しても、より強い規制の姿勢をもつべきであるといえる。

以上が報告の基本的内容である。なお、報告においては、右論文の広告費—売上高比率 η 、製品差別の一つの測定方法（この変数に関してだけ一六産業の資料しか提示していない）を補足して発表したが、それは筆者が現在進めていた製品差別に関する理論的実証的研究の一部であり、中間報告的なものであった。

さて、当報告に対しても神戸商大、松代和郎氏から貴重なコメントをいただいた。まず利潤率と集中度統計をより正確に整理すると決定係数がより高くなる可能性があるというコメントがあった。筆者はこれに対してはまず、現在のわが国利潤率・集中度統計が標準産業分類番号を伴った産業分類段階を明示していないので、現行統計を利用すると避けられないエラーをおかず可能性のあることを指摘したい。したがって現行統計を改善・整備する必要のあることを右論文でも強調した次第である。次に筆者の利潤率・集中度資料のうち製品多角化状況を考慮すると、綿紡績、毛織物およびバルブ産業については検討する必要があると思われる。この点については当学会報告においても触れ、この三産業を除き、さらにミシン集中度を修正した資料による三五産業についての回帰分析でも結論に変更

のないことを報告し、現在もの結論を変更する必要がないと考えていることを明記したい。

次に、広告投資の利潤率への効果を消費財産業に限定して考察する必要のあること、そのもとで広告投資の売手集中度および価格決定への効果を具体的に分析する必要のあること等のコメントがある。この点については筆者自身痛感しており、右論文の結論の項でも強調したので、次の機会を期したいと考えている。

人口増加と経済成長

畠井義隆

（明治学院大学）

人口増加は経済成長にとって有用なのか、それとも障害となるものなのか、またどの程度の影響力をもっているのか、その点を理論的、実証的に明らかにしようとするのが、この研究の狙いである。人口が経済成長に干与する場面は二つある。一つは生産面において、他の一つは支出面においてである。総生産の場面では労働力として、総支出の場面では消費および貯蓄投資の主体者として、生産の場合は有業人口だけが干与し、支出の場合は総人口が関係していく。それぞれの人口の増加率は現実的には若干の差があることがあらが、原則的には一致しているものである。

さてそこで $G = g + n_1$ (G = 経済成長率, g = 労働生産性上昇率, n_1 = 就業人口増加率) という方程式から考えると、就業人口増加率の高いことは、経済成長を高率化する条件となる。この式は総需要成長が十分にある場合に、規制方程式として働くものである。そして就業人口増加率の経済成長率への寄与は、高成長経済の方に大である。（第8表参照）わが国の場合はどうか。第1表・第5表に示すように、総生産への成長寄与率は戦前の成長期で100%，戦後定期で18%というように余り高くない。しかし戦後の高成長に就業人口の高増加が寄与したことは十分に肯定できることである。問題はその評価であるが、戦後各期の就業人口増加率と経済成長率と

の対応関係を見てみると、余り密接な関係があるよう思われない。より強く経済成長率を動かしているものは、他の要因であることは確かである。そして就業人口が第3期から第4期へ増加率が低下しながらも、成長率は必ずしも低下傾向になかった点などから、成長への人口効果は次第に薄れていったと考えられる。

第二の点は、需要面における人口の役割である。総需要はその主要な構成要素として消費投資を考えることができる。投資の場合は人口が直接的に関係することはあり得ない。消費のうちでも個人消費が総人口の増加率と関連をもつていることは Hansen らが主張した通りである。総人口 = 消費人口の増加率が個人消費増加率に影響し、そして更に総支出の成長率に波及してゆくという見方は許されることである。 $G = h + n$ (h = 総支出水準上昇率, n = 総人口増加率) という方程式は、数学的なあてはめに便利である。そして $n = c - r$ (c = 個人消費水準上昇率, r = 個人消費率上昇率) によって、個人消費の関係を成長率方程式に組入れることができる。第3表・第4表がその関連表であるが、総人口増加率はわが国の場合、戦前長期、戦後とも一%強で割合安定しているが、むしろその増加率が割合に低かったことに注目しなければならない（第7表参照）。とすれば、高成長経済のわが国では、その効果は大したものではなかつたとい

第4表 期間別の個人消費増加率と投資増加率(実質)

(単位: %)

| 期間別 | 経済成長率 | 個人消費増加率 | 設備投資増加率 | 輸出増加率 | 個人消費率上昇率 | 設備投資率上昇率 | 輸出率上昇率 | 総人口増加率 |
|------|-------|---------|---------|-------|----------|----------|--------|--------|
| 戦前短期 | 4.24 | 0.30 | 19.92 | 9.09 | -3.77 | 11.20 | 4.65 | 1.42 |
| 戦後 | 9.70 | 8.28 | 14.07 | 13.82 | -1.30 | 3.98 | 3.74 | 1.03 |
| 第Ⅲ期 | 7.14 | 6.77 | 11.14 | 13.55 | -0.35 | 3.73 | 5.98 | 1.12 |
| IV | 11.12 | 8.59 | 19.39 | 10.18 | -2.36 | 7.35 | -0.93 | 0.91 |
| V | 9.60 | 9.89 | 11.78 | 16.09 | 0.30 | 1.99 | 5.92 | 1.01 |
| VI | 10.87 | 8.29 | 13.59 | 16.13 | -2.33 | 2.46 | 4.75 | 1.07 |

(注) 戦前短期とは1932~36年の5年前(暦年)である。

第5表 期間別の生産、支出、消費への人口寄与率

(単位: %)

| 期間別 | 総人口 | | 就業人口 |
|------|----------|-----------|------|
| | 総支出成長寄与率 | 個人消費成長寄与率 | |
| 戦前短期 | 33.4 | 473.3 | 20.1 |
| 戦後 | 10.2 | 12.4 | 17.3 |
| 第Ⅲ期 | 15.3 | 16.5 | 31.9 |
| IV | 8.0 | 10.6 | 12.4 |
| V | 10.4 | 10.2 | 12.5 |
| VI | 10.1 | 12.9 | 15.6 |

(注) 第3表、第4表より計算。

第6表 期間別、勤労者世帯の消費水準上昇率(実質)

(単位: %)

| 期間別 | 世帯可処分所得增加率 | 1人当たり可処分所得增加率 | 世帯人員数 | 1人当たり消費增加率 | 1人当たり貯蓄增加率 | 貯蓄性向 | 有業人員 | 負担係数 |
|-----|------------|---------------|-------|------------|------------|------|------|------|
| 戦後 | 4.9 | 5.9 | -1.0 | 5.3 | 9.5 | 15.8 | 0.8 | 2.88 |
| 第Ⅲ期 | 4.4 | 5.1 | -0.7 | 4.4 | 29.3 | 10.2 | 1.3 | 3.20 |
| IV | 6.1 | 7.4 | -1.3 | 6.2 | 15.4 | 14.5 | 0.9 | 2.91 |
| V | 5.6 | 6.4 | -0.7 | 6.3 | 7.2 | 16.2 | 0.7 | 2.74 |
| VI | 3.8 | 5.0 | -1.2 | 4.5 | 7.4 | 17.7 | 0.0 | 2.63 |

(注) 1) 貯蓄は実収入と実支出の差額である。2) 第1期に調査改正を行ったので前後期との接続が円滑でない。3) deflatorは『国民所得年報』の家計の分を用いた。

(出所) 総理府統計局『家計調査年報』。

第1表 期間別の経済成長率と要因変化率

| 期間別 | 経済成長率 | 労働生産性上昇率 | 資本装備率上昇率 | 資本生産性上昇率 | 就業人口増加率 | 生産年令人口増加率 | 就業化率上昇率 |
|---------------|-------------|-------------|----------|----------|---------|-----------|---------|
| 戦前(1880~1940) | 4.3 | 3.4 | ... | ... | 0.9 | *1.3 | *-0.4 |
| 戦後(1954~1968) | 9.8 (**8.0) | 8.1 (**7.2) | (**0.8) | 1.7 | 2.0 | -0.3 | |
| 第Ⅲ期(1954~57) | 7.2 | 4.9 | 3.9 | 1.0 | 2.3 | 2.0 | 0.3 |
| IV (1958~61) | 11.3 | 9.9 | 8.1 | 1.8 | 1.4 | 1.8 | -0.4 |
| V (1962~64) | 9.6 | 8.4 | 10.4 | -2.0 | 1.2 | 2.4 | -1.2 |
| VI (1965~68) | 10.9 | 9.2 | ... | ... | 1.7 | 1.8 | -0.1 |

(注) 1) 戦前長期の*は1920~40の平均年率である。2) 戦前の**は3~5期の平均年率である。

(出所) 一橋大学経済研究所『日本経済統計』、経済企画庁『国民所得統計年報』、総理府統計局『労働力調査報告』、総理府統計局『全国年令別人口の推計』、野田・楠田・荏原津『四半期別粗資本ストックの推計』(『経済分析』第20号) 1966年4月。

第2表 戦後期間別、2大産業別の生産性上昇率と就業人口増加率

(単位: %)

| 期間別 | 総生産成長率 | | | 就業人口増加率 | | |
|-----|--------|-------|------|---------|-------|------|
| | 全産業 | 非成長産業 | 成長産業 | 全産業 | 非成長産業 | 成長産業 |
| 戦後 | 9.9 | 3.9 | 11.2 | 1.7 | -3.5 | 4.1 |
| 第Ⅲ期 | 7.2 | 3.1 | 8.2 | 2.1 | -1.6 | 5.2 |
| IV | 11.9 | 3.0 | 13.7 | 1.3 | -4.7 | 4.4 |
| V | 11.1 | 1.3 | 11.3 | 1.3 | -4.2 | 3.4 |
| VI | 10.7 | 7.4 | 11.1 | 1.7 | -3.8 | 3.3 |

(注) 1) 非成長産業は農業、林業、漁業、鉱業である。

(出所) 経済企画庁『国民所得統計年報』、総理府統計局『労働力調査』、同『労働力調査改算結果報告』。

第3表 期間別の総支出水準上昇率と総人口増加率

(単位: %)

| 期間別 | 経済成長率 | 総支出水準上昇率 | 個人消費率上昇率 | 投資水準上昇率 | 投資率上昇率 | 総人口増加率 | 負担係数上昇率 |
|------|-------|----------|----------|---------|--------|--------|---------|
| 戦前長期 | 4.3 | 3.2 | 1.2 | -2.0 | (20.4) | (17.2) | 1.12 |
| 戦後 | 9.8 | 8.8 | 7.5 | -1.3 | 11.9 | 3.1 | 1.03 |
| 第Ⅲ期 | 7.2 | 6.1 | 4.5 | -1.6 | 11.4 | 5.3 | 1.12 |
| IV | 11.3 | 10.4 | 8.0 | -2.4 | 15.6 | 5.2 | 0.91 |
| V | 9.6 | 8.6 | 9.2 | 0.6 | 6.8 | -1.8 | 1.01 |
| VI | 10.9 | 9.8 | 8.4 | -1.4 | 12.5 | 2.7 | 1.07 |

(注) 1) *は1933年と1938年の期間のものである。2) 消費上昇率と投資上昇率は3ヶ年移動平均値より求めた。3) 個人消費水準上昇率は、戦前長期については篠原[2]を利用し、戦後は『国民所得統計年報』から個人消費率上昇率を算出して誘導した。

第7表 国別の経済成長率、個人消費増加率、総人口増加率(1956~68)
(単位: %)

| 国別 | 経済成長率 | 個人消費増加率 | 設備投資増加率 | 総人口増加率 | 就業人口増加率 | 平均設備投資比率 | 個人消費比率 | 貯蓄性向 |
|--------|--------|---------|---------|-------------------|---------|----------|--------------------|------|
| 日本 | 10.1 | 8.5 | 17.5 | 1.0 | 1.5 | 30.5 | 56.7 | 16.9 |
| 西ドイツ | 7.7 | 7.2 | 8.4 | 1.0 | 1.0 | 25.3 | 56.6 | 14.6 |
| フランス | 7.6 | 6.0 | 9.9 | 1.2 ⁷⁾ | 1.3 | 22.3 | 61.0 | 9.6 |
| イタリア | 6.7 | 5.6 | 8.9 | 0.7 | -0.1 | 20.4 | 63.6 ⁵⁾ | 15.1 |
| 南アフリカ | 1) 5.4 | | | 2.4 | | 23.0 | 65.5 | |
| パキスタン | 4.8 | | | 2.1 | | | | |
| ブルジルダ | 2) 4.7 | | | 3.0 | | | | |
| オランダ | 4.6 | | | 1.3 | | 24.1 | 57.1 | 13.6 |
| デンマーク | 4.5 | | | 0.8 | | 20.4 | 64.0 | 9.6 |
| カナダ | 1) 4.5 | | | 2.0 | 2.3 | 23.6 | 63.3 | 8.1 |
| オーストリア | 1) 4.4 | | | 2.0 | | 26.6 | 64.5 | 8.8 |
| スイス | 1) 4.2 | | | 1.7 | | | | |
| スウェーデン | 4.1 | | | 0.7 | | 23.1 | 57.1 | 10.9 |
| アメリカ | 3.8 | 3.9 | 2.8 | 1.4 | 1.5 | 14.3 | 63.9 | 6.0 |
| ベルギー | 3.7 | | | 0.6 | | 19.8 | 66.8 | 11.5 |
| イングランド | 2) 3.3 | | | 2.5 | | | | |
| アルゼンチン | 1) 2.9 | | | 1.7 | | | | |
| イギリス | 2.8 | 2.6 | 5.5 | 0.7 | 0.7 | 16.8 | 64.9 | 6.3 |

(注) 1) 1956~67, 2) 1961~67, 3) (1960+1965)/2, 4) 1955+58+60+63+65+68)/6, 5) (1963-68)/6, 6) 1959~68, 7) 1959~66。

第8表 成長率段階別の諸経済指標(実質)

| 諸指標 | 高成長群 | 中成長群 | 低成長群 | 先進成長群 | 先進成長群 |
|-----------|------|------|------|-------|-------|
| 経済成長率 | 8.0 | 4.6 | 3.3 | 4.4 | 3.3 |
| 個人消費増加率 | 6.8 | ... | *3.3 | ... | *3.3 |
| 設備投資増加率 | 11.2 | ... | *4.2 | ... | *4.2 |
| 個人消費比率 | 59.5 | 62.1 | 65.2 | 59.4 | 65.2 |
| 設備投資比率 | 24.6 | 23.5 | 17.0 | 22.5 | 17.0 |
| 個人貯蓄性向 | 14.1 | 10.2 | 7.9 | 11.4 | 7.9 |
| 総人口増加率 | 1.0 | 1.8 | 1.4 | 1.1 | 1.1 |
| 就業人口増加率 | 0.9 | *2.3 | *1.1 | ... | *1.1 |
| 労働生産性上昇率 | 7.1 | 2.3 | 2.2 | ... | 2.2 |
| 第1次産業所得比率 | 10.2 | 17.0 | 16.1 | 11.1 | 7.9 |

(注) 1) *はサンプル過少, 2) オランダ・デンマーク・スイス・スウェーデン, 3) アメリカ・ベルギー・アルゼンチン・イギリス。

(出所) 第7表より計算。

うことになる。

表によつてそのことを確めてみると、総支出への成長寄与率は戦前短期が三三%であったのに対し、戦後は一〇%と著しく低下している。需要面への成長寄与は大したものではなくなつた。戦前を中成長経済とすれば、その段階では人口増加の影響力は需要面においては少しあつた。だがそれでも支配的な力はもわ得なかつた。支出成長における大きな支え手は総支出水準の上昇率であった。総支出水準の上昇率は総生産成長率から総人口の増加率を引いて求められるから、経済成長率が高ければ高いほど、総人口増加率が一定である限りには高くなる。第3表における総支出水準上昇率の戦前戦後差はそのようにして出てきたが、そのことがどのような結果を生むだらうか。先の方程式によつて総支出水準上昇率は、個人消費水準上昇率と個人消費率上昇率との差になるが、戦前長期が一・二%と一二%, 戰後が七五%と一三%となつてゐる。遅れて出発したわが国としては、低人口増加率、低個人消費水準上昇率によつて中成長を可能とした。戦後は定期的に入つて総人口増加率が低下し、それによつて総支出水準を高めたが、それは一方で個人消費水準を高めながら、個人消費率を低下させて、他方で投資比率の拡大・投資水準の高上昇を可能とさせた。この積極的投資が労働生産性の上昇率を高めることになつて、ここに良循環が働く結果となつた。積極投資の裏付としては、各部門の積極的貯蓄が

伴わなくてはならないが、家計部門においてもまた高貯蓄が実現された第3表が家計分析表であるが、この表に見る貯蓄性向の増大は、単に一人当たり可処分所得の増加に負うだけではなく、世帯人員数の減少にも由因している。

世帯単位における人員減少率は一%に及んでいるが、これは小家族への現われであるが、これが現時点に経済成長に悪影響を与えていた徴候は見られない。そしてその点は国際比較の第7表とそれを集約化した第8表によつてもうかがえる。つまり総人口増加率と経済成長率との間には何の相関も認められないし、また就業人口増加率と経済成長率との関係においても同じである。結論は、人口増加率は経済成長率に対してそう大きな影響力をもつものではないといふことである。経済成長率の高さを決定するものは、主力的に投資であることは否定し得ない。だからといって人口の役割を全面的に否定することはできない。日独仏伊の高成長国が成長産業の労働予備軍である第一次産業人口の比率が英米段階にまで落ちた段階に、なおかつ從来の高成長を続けうる保証はどこにもないからである。(詳細は拙稿「人口増加と経済成長」(『明治学院大学経済論集』第一四号、一九七〇年一一月) 参照。)

質問一 (慶應義塾大学 小池基之)

御報告では、経済成長率の内容を単純に消費財生産として理解しておられるのではないか。総支出水準上昇率のなかには生産財のための生産的消費は含まれていない筈である。

生産のための生産的消費は含まれていない筈である。

$C = g + z_1$ に示される生産性上昇率には消費財のみならず生産財を含めての付加価値の生産性の上昇率が意味されている。

質問二 (明治大学 松尾弘)

人口増加率と人口成長率とは同じ意味なのか、違うのか。また一九四〇年までに至る六〇年間の年平均人口増加率を出して戦前も戦後も人口増加率は低かったとするのは、人口と経済の相関的意味が異なるのではないか。

答 人口増加率も人口成長率も意味は同じである。六〇年という長い期間の平均成長率では多少問題があるかも知れない。戦前長期といつても人口増加率の高かった時期とそうでない時期がある筈だから、これからその点の検討に入りたい。

質問三 (神戸大学 田中修)

(1) 人口の供給に対する効果分析に際しては生産函数アプローチでやられる必要があるのでないか。

(2) 第2表の第6期で非成長産業が高成長率である理由。

答 人口供給効果分析では生産函数アプローチの方がすぐれている面もあるが、短期的に効果を導くのが困難なのでこの方法を用いたが、将来そのアプローチを検討してみたい。また第6表で非成長産業が高成長率であった理由は、価格上昇に起因するところが大きいと思うが、原数值を詳細に調べてみたい。

質問四 (中央大学 大淵寛)

戦前のように無制限的労働供給のあった時には経済成長にとって量としての労働力の増加よりも質の改善と流動性がより重要であろう。とくに後者は産業構造の変動に対応するために非常に重

要であり、戦前の若い年令構造がそこで大きな意味をもっていると考えるが如何。

答 人口の質を考慮する必要はあるのは言うまでもないが、残念ながら計量化することができない。また流動性の結果が産業の成長率にある程度反映していると思う。

質問五 (明治学院大学 鈴木守)

将来の経済成長にとって労働力不足が重要な制約条件となるのではないかと心配する者ですが、その点に関する御意見をうかがわせていただきたい。

答 就業人口の変化がさほど経済成長率に影響を及さなかつたが、就業総人口増加率が低下し、第一次産業人口の減少が鈍化する過程の下では、早晚経済成長率が鈍化する要因となるであろう。その時期は一〇年あとだと思う。

高度経済成長過程における北陸機業の変貌と再編成

——殊に石川産地を中心として——

丹野平三郎

△金沢工業大学▽

一 北陸産地をめぐる環境変化

北陸機業地は織物生産における主要品目の変遷の中で、幾多の困難を克服し、わが国最大の長纖維織物産地として、また輸出向広巾織物産地として発展を遂げ、今日に至った。

ところで、日本経済の高度成長過程における北陸機業地をめぐる内外のはげしい経済環境の変化をみると、国内的には合成纖維の出現と進展、複合纖維化の拡大、織維製品の需要構造の変化、そして、労働力需給の逼迫と賃金の連続的上昇などが、国外的には先進欧米諸国における構造改善による国際競争力の增强と織維製品の輸入抑制、後開発国の低賃金労働を基盤とした織維工業の発展などがあげられる。かかる内外のきびしい経済的変動に直面した北陸機業地は生産構造を基軸として、市場構造、技術構造あるいは就業構造等、多面に涉る織布業構造の動態変化を余儀なくされたのである。

二 石川産地織布業の規模構造の変動

昭和四四年を三九年と対比してみると、福井産地は三九年の二六四〇工場から四〇年の二八七七工場へと、二三七工場増加した。しかしその後、五カ年間（四〇年～四四年）に僅か一五工場の増加を

みたに過ぎない。これと対照的に、石川産地は年を追って増加の一途をたどり、三九年の二〇五九工場から四四年には三〇〇五工場と、実に九四六工場の著しい増加を示している。織機台数においても、石川産地は福井産地の七、三一五台増に対し、一六、三五〇台増と二・二倍の増加を示している。

工場数・織機台数とも増加傾向を示しているが、果して各階層とも同一傾向を示しているのだろうか。そこで、第1表により各規模を点検すると、上層規模（織機一〇一台以上）と零細規模（二一台以下）において著しい増加を示しているにも拘らず、中小規模（二一台～一〇〇台）が停滞傾向にあることを知る。要するに、石川産地織布業は規模別にみると、一極集中化傾向が進行し、構造的矛盾を露呈しつつある。

三 石川産地の地域的構造の再編成

石川産地は従来、能登地区と加賀地区に二大区分されていた。しかし、近年に至って機業集団は三大地域に再編成されつつある。

いま、小松市・加賀市根上町地区をAブロック、金沢市・石川郡・河北郡羽咋郡地区をBブロック、鹿島郡を中心とした七尾市・鳳至郡・珠州郡地区をCブロックと名づけよう。綿・人絹織物から合纖織

第2表 規模別工場数・織機台数の構成比率

(石川产地)

| | 工場数 | | 織機台数 | | 修正値 | |
|---------|------|------|-------|-------|-------|--|
| | 39年 | 44年 | 44年 | | | |
| | | | 39年 | | | |
| 101台以上 | 3.0% | 2.8% | 22.5% | 25.7% | 35.2% | |
| 31~100台 | 15.0 | 11.1 | 33.1 | 26.5 | 23.9 | |
| 31台以下 | 81.6 | 86.1 | 44.3 | 47.7 | 40.9 | |

注 修正値とは自動織機超自動織機を普通織機に評価換算して各規模の台数を

修正し構成比率を求めた数値である

資料 第1表と同じ

物へ転換した点では同一であっても、品種、生産規模並びに取引関係の諸観点から考察すると、Bブロック地区では零細機屋の開業が殆んどなく、近代的織布一貫生産工程型の上層規模企業が中核となつて、単純品種量産と高級品種の多種少量生産の複合生産体制を形成しつつある。Cブロックは、後述するように、零細機屋開業条件の展開とともに、部分生産工程型の零細規模経営による機業集団の様相を濃厚にしている。Aブロックは合織ブームの波にのって、若干合織物を生産する企業も増加している。しかし、従来の伝統的

第1表 規模別工場数・織機台数

(石川产地)

| | 工場 | 39年 | 44年 | 39/44年増加数 | |
|----------|----|-------|-------|-----------|-------|
| | | | | 実数 | 指數 |
| 301台以上 | 工場 | 7 | 11 | 4 | 157.1 |
| | 織機 | 2311 | 5466 | 3150 | 236.0 |
| 201~300台 | 工場 | 14 | 17 | 3 | 121.4 |
| | 織機 | 2922 | 3986 | 1064 | 136.4 |
| 101~200台 | 工場 | 43 | 54 | 11 | 125.6 |
| | 織機 | 5986 | 7536 | 1568 | 126.3 |
| 51~100台 | 工場 | 122 | 137 | 15 | 112.3 |
| | 織機 | 9156 | 9707 | 551 | 106.1 |
| 31~50台 | 工場 | 196 | 197 | 1 | 100.5 |
| | 織機 | 7326 | 7798 | 472 | 106.4 |
| 21~30台 | 工場 | 220 | 255 | 35 | 115.9 |
| | 織機 | 6024 | 6463 | 439 | 107.3 |
| 11~20台 | 工場 | 504 | 822 | 318 | 163.1 |
| | 織機 | 8332 | 12326 | 3994 | 147.9 |
| 11台以下 | 工場 | 953 | 1512 | 559 | 158.7 |
| | 織機 | 7639 | 12751 | 5112 | 166.9 |
| 合計 | | 2059 | 3005 | 946 | 145.9 |
| | | 49683 | 66033 | 16350 | 132.9 |

資料 石川県「織維産業振興基本調査」により作成

技術を生かし、変り織、紋織
り品種を主とし、内地向小巾
綿、人絹織物产地としての機
業集団の地位を保持している。

四 織布業構造変動 の要因

- (1) 合織原糸メーカーの系列化生産方式
- 寡占的先発合織原糸メーカーのとった系列化生産方式が
産元商社並びに織布業者に与えた影響は非常に大きかった。
- 石川产地の場合、有力産元商社の产地全体を掌握する組織的統轄力がつよかつたため

に、合織原糸メーカーは産元商社を通じて、織布生産者の系列化を図つたのである。

産元商社の直系子会社または有力工場等の上層規模企業は原糸メーカーの指定工場として、系列生産機構にくみこまれ、主要生産設備の近代化を推進していく。すなわち、それらは準備工程におけるアップエスター、ダブルエスター、サイジングマシンの設置、自動管巻機、自動織機の新增設、キャリヤー、パッケージ方式の温湿度調整器の導入など生産の合理化を図るとともに経営規模を拡大

していった。しかし、中小、零細企業は系列外企業として、不利な立場に立たされ、系列企業との間に設備近代化率格差、資本装備率格差、品種の高低等、一連の格差が早くも昭和三〇年前半においてあらわれていったのである。

(2) 労働力靈給の逼迫と賃金の統騰 低賃金労働を存立条件としていた織布業は昭和三〇年後半に至って、賃金の統騰による労務コストの増大と若年労働力確保の困難に見舞われた。しかも、韓国、台湾、ペキスタン等の後開発国の低賃金労働を基盤とした織維工業の発展による追い上げがはげしさを加えてきた。

低収益性にして、資本蓄積力に乏しい中小機屋は非系列企業であるが故に信用力も弱く、労働力不足と賃金上昇の外圧を最も強く受け、停滞乃至後退を余儀なくされた。これに対し、上層規模企業は

五 有力産元商社の二元化対応策

石川产地の産元商社は戦前より生産部門へも積極的に投資し、産地（殊に合織地区）全体を掌握している。単に織布部門のみならず、撚糸、サイ징等そしてニット部門の工場を直系子会社として経営している。上位二社は精練、染色部門にも進出しているのである。そして、それらは機業集団の地区毎に技術センターの役割を果す系列工場を配し、サイ징並びに仮撚糸工場を設立して、下請的織物工業協同組合傘下の中小、零細機屋への糸流通システムをつくり、貯織生産体制を強化しているのである。ここに、石川产地産元商社の組織的統轄力のつよさをよみとることができるのである。

昭和三〇年代における原糸メーカーの糸売布買方式のもとにあっては、原糸の需給取引の自由裁量性に乏しかつたが故に、産元商社は資本蓄積力をつよめる方法として、原糸並びに織物としての商品引量の増大と加工費の相対的低減を図ることに主力をそそいだ。その第一方策として、産元商社はチャップ品の製織技術をもつ有力上層規模工場を系列化し、発注量の増大につとめた。労働力事情が悪化するにつれ、中小機屋の受注力が不振になり、他方、合織の普屋の開業を側面的に促進し、工賃上昇の抑制または引下げを企図し、

第3表 石川産地の地区別工場数

| | 工場数 | | 40/44年 増減 |
|---|------|------|--------------|
| | 40年 | 44年 | |
| 珠 | 0 | 22 | 22 |
| 珠 | 0 | 34 | 34 |
| 鳳 | 3 | 79 | 76 |
| 輪 | 0 | 21 | 21 |
| 鹿 | 817 | 1066 | 249 |
| 七 | 89 | 146 | 57 |
| 羽 | 166 | 256 | 90 |
| 河 | 211 | 329 | 118 |
| 金 | 193 | 204 | 11 |
| 石 | 40 | 38 | -2 |
| 能 | 51 | 51 | 0 |
| 小 | 221 | 236 | 15 |
| 加 | 415 | 446 | 31 |
| 江 | 79 | 75 | -4 |
| 合 | 1 | 2 | 1 |
| | 2286 | 3005 | 719 |
| 計 | | | |

資料 第1表と同じ

且つ取引量の増大を求めた。要するに、石川産地織布業における内部構造の変動に果した産元商社の役割はすこぶる大きかったといつてよいであろう。

六 ブロック地区における零細機屋の進出とその要因

(1) 零細機屋の一般的開業条件の展開

昭和三七年以降、合織原糸メーカー四社の進出による原糸供給の過剰化乃至原糸の入手緩和、合織の普及による品種、品質上の序列が定着し、粗悪品が製織されても需要先が見出される時期が到来したこと。後発メーカーが原糸の販路拡大のために、新規零細機屋の

の目標をかかげ、構造改善事業は目下進行しているわけだが、四五年現在、一〇〇台以下の中小零細規模企業はグループピングをくめず、改善資金を獲得しえない状態になり、上層規模企業との間に主要設備ビルの捲進度の格差が広がりをみせている。

今後、織布部門の共同化が促進されたとしても、後段階における精練、染色、縫製部門を自己の組織に共同化しない限り、眞の「不利の補正」にはならず、むしろ織布部門の水平的統合は産元商社を中心とした垂直的統合をつよめる契機をつくるものと思われる。

質問一（立教大学 加藤誠一）

零細企業の存立条件ならびに淘汰された零細企業の行向について。

(1) 能登を中心とするCブロックで、零細企業が「有利」に増加しているといわれるが、どのように「有利」なのか。

(2) Bブロックでは合織を中心とする上層機屋が充実しているといわれるが、淘汰された零細機屋はどうなったのか。

質問二（長崎大学 有田辰男）

戦後の中小企業政策はカルテル政策から、高度成長期を経て、構造改善政策に転換したが、この政策転換が何故行われなければならなかつたか、その点を石川産地の実態にそくしてどう思われるか。

答 (1) 石川産地織布業に即して、申し上げますならば、合織機業地区における零細機屋の製織している品種はナイロン・タフタを主流とした単純低加工質品でありまして、家族労務を中心とした自己労働の強化（深夜業、長時間労働）が零細機屋の主たる存立条件といつてよいあります。私は「有利」に増加しているとは述べませんでした。私の報告でも述べましたように、むしろCブロック地区の経済的零細性がその根底にあるからこそ、零細機屋の進出を促がしたと考えられます。Bブロック地区では織布業より相対的に優位な業種へ就業する機会が多く、農業従事者あるいは賃労働者が零細機屋を開業する契機を希薄にしています。これに反し、Cブロック

獲得に力を注いだ。しかも労働力事情の悪化が中小機屋の雇用難をひきおこした反面、中高年齢層の家族労働力を主体とした零細機屋の進出を許容する条件を成熟せしめたのである。

(2) Cブロック地域の経済的零細性

以上のように、一般的に零細機屋の開業条件が展開されいつたにも拘らず、Cブロック地区でのみ零細機屋の著しい増加をみているのは何故だろうか。それはCブロック地区が他の地域に比べて、零細農家が多く、農業収益が少なく、産業別所得格差、地域別所得格差が大きいこと。その上、当地区は織布業以外に就業すべき産業が少なく、生計を立てるために出稼ぎにかかるを得ないきびしい生活環境にあつたからである。

かくして、石川県当局がとった過疎対策の一環としての育成措置と、前述した産元商社の側面的開業促進策が家族労務を中心とした中高年齢者の自営業主化に道を開いたからである。

七 織布業の構造改善事業政策

内外のきびしい経済的環境変化に遭遇したわが国紡織工業は從来の紡織工業設備臨時措置の新旧二法のとった不況カルテル、設備制限カルテル等では対処し得ない事態に直面し、ここに紡織業の構造改善が必要となつたのである。

化合物、紡績資本の再編成に呼応し、織布業の構造的脆弱性を除去すべく、スクラップ・アンド・ビルトによる設備近代化、企業の集約化、取引条件の改善、技術の開発、市場の開拓、労務対策など

ク地区は都市中心部から遠く、通勤不能であり、地元には織布業以外にみるべき有力産業がないため、準備工程のサイジング工場の設置など、外部経済の利益をもたらす条件が備わるにつれ、製織工程だけで足りる部分生産工程型の零細機業家の増大をもたらしたのであります。

(2) いずれの地区でも、零細機屋の開廃、規模間移動はあります。が、Bブロック地区には、そもそも零細機屋が少なく、淘汰または転廃業の動向を把握するデータをとり得ませんでした。今後の実態調査によって確認したいと思います。

石川産地に大きな脅威を与えています。このことは、もはや織布業者が個別的に対処し得る問題ではなく、産地全体で取りくまねばならない構造的問題であります。ここに、抜本的な構造改善の政策転換に迫られたのであります。

産地組合主義のもとに、構造改善事業が進行していますが、産元商社の構造改善に対する影響力が大きく、上位中小織布工業の高度化政策は即座に商社強化策といつても過言ではありません。要するに、石川産地織布業の構造改善への政策転換は織布業者の内発的意志にもとづいてなされたことは勿論認めねばなりませんがその背後には親元である合織原系メーカー、中央商社、殊に産元商社の強力なテコ入れによって構造改善政策が推進されたことを銘記すべきであります。

イタリアの中小企業政策

I 問題の起点

一九六一年、イタリアの経済労働国民評議会（C.N.E.L.）は、中小企業が果しうる機能的役割を国民経済的観点より再評価し、中小企業が成長力をもった生産のない手たることを強く期待するという見解を表明した。中小企業政策の中心が歴史的にみて、手工業保護策であったイタリアにあって、中小企業を主たる対象として近代化の必要を指摘したC.N.E.Lの見解は、まさに、中小企業政策視点の大転換であったといえよう。このイタリアという国が、わが国とほぼ同じ時期に、後進的条件下で工業化を開始し、しかも、その後も相似した時代的発展を示してきた国であるだけに、同じく、近年、中小企業近代化政策の必要が政策的に強く意識されてきたわが国にとって、極めて興味ある国際比較上の研究課題であるといえよう。

そこで、本報告では、この政策視点の転換をきっかけに、中小企業政策は、原則として、政策主体である国家（政府）が、中小企業の現実を矛盾として意識したときに、その克服策として登場するものであり、さらに、その中小企業政策はまた、さまざまの利害が錯綜する政策決定機構を通してはじめて、具体的な政策として成立す

る——という二つの面から、イタリアの中小企業政策を、その現実に即して分析し、わが国の中小企業政策のあり方を考えるうえでの手がかりとしたい。

II 中小企業政策視点転換の契機

中小企業政策が転換をせまられるのは、一般に、①従来の中小企業政策が、国家政策の意図と矛盾する効果しかあげえない場合、もしくは、②中小企業の現実が、国民経済的に期待される中小企業像とことなっている場合である。

ところで、従来の中小企業政策の中心が手工業保護策にあったイタリアでも、一九五〇年代後半期に、次に示すごとく、前記一つの場合が、ほぼ同時に顕在化した。すなわち、①手工業の多くが中小工業的性格をもつという新しい情況下では、従来の保護的手工業政策は、それがかつてもつていた役割を失ない、伝統的手工業の輸出増加というメリットはあるにせよ、かえって、国民経済的な非能率を温存することになるため、国家政策の意図と矛盾する効果しかあげなくなつた。②手工業を主たる対象としていた従来の中小企業政策の枠外にあつた中小工業は、経済的環境変化のなかで極めて不安定な存在であり、国家による期待像とことなっている現実の中小

間 莢 谷 努
▲京都産業大学▽

工業に手を加える必要が強く意識されることになった——というの
がこれである。

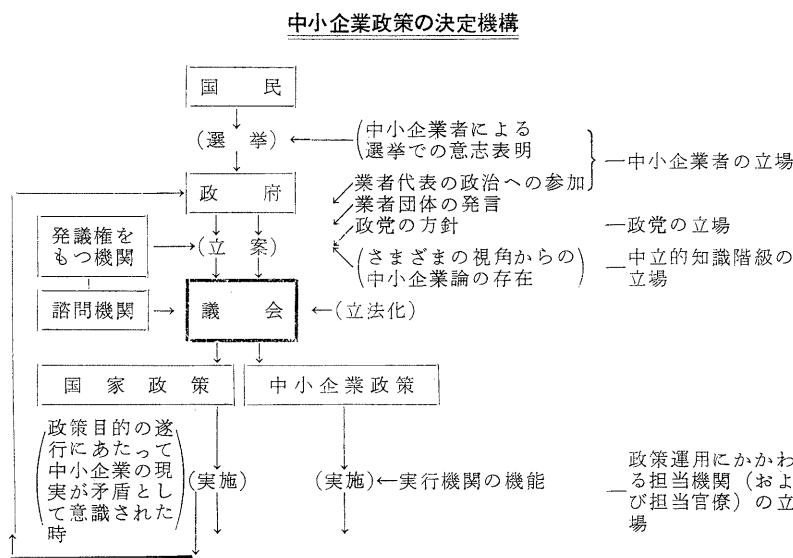
かくして、イタリアでは、このような現実が、経済的進歩を目的とする国家政策の側で矛盾としてとりあげられ、そこで、一九六〇年代初頭にいたって、従来の手工業保護を中心とする中小企業政策に加えて、中小工業（および中小工業性格をもつ手工業）の近代化を意図する政策の登場が要請されることになった。^(注)

注 なお、より詳細には、間茅谷努『中小企業政策論』（日本評論社・昭和四五年）第三章・中小企業の国民経済的役割——その期待と現実、七二~九九頁を参照されたい。

III 中小企業政策の決定機構

以上のごとき要請にしたがって、イタリアでも、中小企業近代化をねらう政策が登場することになった。例えば、手工業政策にも近代化視点の萌芽がみられたし、中小工業近代化政策も実施されはじめたのがこれであり、今まで手工業保護一辺倒であったイタリアの中小企業政策が、イタリアの歴史ではじめて、分岐のきさしをみせはじめたのは事実であった。

ところが、それにもかかわらず、現実には、手工業政策の変更もほんの一端で、大部分は伝統的政策の繼承にとどまり、さらに、中小工業政策に關しても、南部開発政策と結びついた中小工業振興策は手をつけはじめたところであるし、下請に関する施策もいまだ立案の段階にとどまっているのが現況であり、總じて、現在のイタリアでは、経済政策的立場から中小企業近代化の要請があるにもかか



わらず、中小企業政策の主流は、いまだ、手工業を中心とする保護政策にあるといえよう。

このイタリアの例は、①議会制民主主義のもとで、政策主体の意図がそのまま貫徹されるとは限らぬ、②国民経済全体の利害と中小企業の利害は必ずしも一致せぬ——ということをわれわれに示してくれるが、説明の便宜上この間の事情をえがいたのが、国家的立場からみた経済全体の利害と中小企業（およびそれをめぐるさまざまの立場）の利害が調整され、最終的な中小企業政策が決定されるにいたる過程を示す前章の図である。

これを、イタリアの現実に即してみると次のごとくなる。手工業者の多くは、小資本的な中産階級意識をもち、資本主義体制のなかで、現状維持派の一郭をしめている。しかも、彼ら自身は、資本主義体制のなかで、いわば資本と労働の緩衝地帯的役割を果しているが故に、当然、この体制の維持に重要な役割をもち、それだけに、問題があれば、国家（政府）は、当然彼らを保護すべきであることを、彼らの組織を通して主張し、保護政策の維持（ときにはその強化）をうたえている。さらに、与党であるキリスト教民主党にとって、このような手工業者層は、その選挙地盤であり、票獲得の意図からも、保護政策を主張してきている。また、一部の手工業者は、自らを、資本の前に抑圧される労働者に等しいものと考え、共産党も、手工業者を、労働者・農民と共に、社会主義社会実現のための勢力としてとらえ、その意味で手工業保護を主張している。結局、いざれの立場であるにせよ、手工業者の利益と政党の利害が、手工業保護という点で結びつく。

IV 日伊中小企業政策の比較——むすびにかえて——

最後にイタリアの中小企業政策との対比を通して明らかとなる範囲で、日本の中小企業政策の特色を若干とりあげて結びにかかる。
①イタリアの手工業が経験してきたような一貫した保護政策を、日本の零細企業は経験していない。むしろ、明治以来の中央政府に

よりの在来産業軽視の伝統は、今も生きている。イタリアには、日本にみられぬ永い手工業の伝統があり、手工業の果す社会的政治的な役割に対する期待が大きく、経済的役割よりも、むしろそのために、階層として温存しようとの意図がみられ、しかも、手工業も階層としての発言力をもっている。

②イタリアでは、戦後に入たるまで中小工業は放置されていたのに対し、日本では、比較的早くから施策の対象となってきた。わが国では、一般に「保護政策」と呼ばれているが、イタリアでいう「保護政策」と内容的に同一ではない。たとえ中小工業の側から保護政策的な要求があつても、大企業との結びつきが強かつたために表面化しえなかつた。日本の場合、生産のない手として、中小工業を、大企業を中心とする日本工業構造のなかに取り込もうとする（例えば下請として）点で、近代化政策の萌芽的形態であるといふ方が正確であろう。

④イタリアでは、地域開発政策と中小企業政策の結びつきをもったとの意図がみられるが、近代化政策という点では、経験のより豊かなはずであるわが国では、この視点は少ない。

（以上）

イギリスにおける産業公有化思想の発展

遠山嘉博

（追手門学院大学）

イギリスにおける産業公有化政策の発展は、歴史的に、つぎの三つの時期に大別することができる。

- (1) 第二次大戦前（一九四五年以前）における産業公有化思想の生成・発展と、それに伴つて実験主義的、試行錯誤的に、地方的規模での公有化が行なわれた「黎明期」
- (2) 第二次大戦後（一九四五—五一年）、第三次労働党内閣により全国的規模で基幹産業の国有化が実施された「実験期」
- (3) 第三次労働党内閣の崩壊後（一九五一年以後）現在に至るまでの、国有化的実験をめぐる批判・反省、混迷のみられる「反省期」

報告で対象としたのは、このうち(1)の時期である。(2)の時期については、報告者はこれまで多くの機会に検討を重ねてき、そしてその際、(1)と(3)についても部分的には言及している。それについては、『フェビアン研究』、『経済学論究』、『追手門経済論集』などに既載の拙稿を参照していただきたい。

さて、イギリスの産業公有化思想の発展という問題への接近方法としては、まず、産業公有化を主張しきった諸理論家の公有化論の検討が考えられる。その際、単に経済的側面からのみではなく、政治的、社会的側面からもみる必要があり、したがつて多元的に把握されるべきであると思われる。つぎに、それと同時に、それらの公有

（なお、御質問いただいた慶大・伊東岱吉先生、愛媛大・西田博士、ならびに、拙著に対して書評をたまつた立教大・加藤誠一先生、大経大高城寛氏に対して感謝の意を表したい。）

化理論の実践ともいべき、政府から「半独立的」なタイプの諸制度の発展という実際面からも考察されなければならない。つまり、公的管理形態の発展の検討である。というのは、イギリスの産業公有化思想の発展は、公的所有論の單なる理論的な、イデオロギー的な主張にとどまるのではなく、つねに、それに伴う実際的な管理形態の問題と結合して展開されてきたからである。そこで以下、公的「所有」論の理論的発展と、公的「管理」形態の実際的発展とに分けて検討する。

まず、公的「所有」論の思想的源泉としては、その多元的なることから、つぎの六つの要素をあげることができる。ここでその各々を詳細に論述する紙数はないので、ごく簡単な説明のみを行ない、かつその思想体系を知る上で基本的な文献を付記しておく。

(+) 消費者協同組合の理論とその運動

これは、ウェーブ夫妻の評価によれば、資本主義的機構からの脱出の最初のものとしての重要な意義をもち、ロバート・オーウェンの協同の精神を具体化せんとする第二次協同組合運動に端を発する。その理論は「ロッヂデールの原則」として知られている。しかし、これは小売業に基づいているため、製造業に対しては統制力をもたないという点で限界があった。

Rovert Owen, *A New View of Society*, 1813. Beatrice Potter, *Co-operative Movement in Great Britain*, 1891. Sidney and Beatrice Webb, *The Consumers' Co-operative Movement*, 1921.

① ウ・ラップ夫妻の理論と労働党のプログラム

その基本的特徴は、生産手段の部分的・漸進的社會化である。彼

等は、初期の公有化論では、社會化の適用を地方自治体企業や消費者協同組合に求めた (*Gas and Water Socialism* の名称が示す如く)。後の国有化論では、各産業毎に最適の所有形態を考え、国有を含む

多様な公有形態を主張している。この影響の下に、労働党的産業公有化政策の原則的确立 (一九一八年) と、そのプログラムにおける公有化候補産業の列举がみられるに至るのである。その他、国有化実施の際の補償、理事会の利益代表型構成、労働者の經營参加など管理面でも重要な諸提案をなしている。ただ、一部に非現実的な提案 (社会議院) や楽観的期待 (国有化産業における労働者の公共奉仕の精神の高揚) がみられるが、具体的対策のいや早い提示こそは、注目すべき点である。

S. and B. Webb, *Industrial Democracy*, 1894.

Labour Party, *Labour and the New Social Order*, 1918.

The Webbs, *The Consumers' Co-operative Movement*, 1921.

Labour Party, *Labour and the Nation*, 1928.

Labour Party, *For Socialism and Peace*, 1935.

② ハーネスの脚本による社会主義

G. D. H. Cole, *Self-Government in Industry*, 1917.
Cole, *Guild Socialism Re-stated*, 1920.

第一次大戦を通じての労働者の勢力の増大と労働組合の発展により、以前は貧困の問題に集中していた労働者の関心は、次第に労資階級対立、労働者の地位の向上という問題に次元を高めていった。かような時代背景のもとに、ホールを中心とするギルド社会主義の運動が高潮してきた。それによれば、産業は産業別に組織されたギルドの所有と労働者代表の管理のもとにおかれることになり、いくに後者が強調されている。ただ、その制度上の提案は理想主義的であつたため、ヒューリック主義者の国有ないし公有化論を克服しえなかつた。

G. D. H. Cole, *Self-Government in Industry*, 1917.

Cole, *Guild Socialism Re-stated*, 1920.

③ サリバンの理論と近代的「トヨタク・ローポーナン」

一九二〇年代にウ・ラップ夫妻やホールによって発展させられた産業公有化理論は、一九三〇年代にセリソンによって一段と精緻化、具体化される。彼はウ・ラップ夫妻の国有化の理論、ホールの労働者管理の思想、および大臣としてペトリック・ローポーナンに関するした彼の実際の経験を融合し、ペトリック・ローポーナンの理論的補強にあわめて重要な貢献をした。理事会の機構、政府との関係、財政上の自主性、補償、企業性と公共性との調和など、公的管理の理論的発展と第一次大戦後の国有化の実践に多大の影響を与えた。

Herbert Morrison, *Socialisation and Transport*, 1933.

H. Morrison, *Government and Parliament*, 1954.

④ 経済計画の理論と全国的計画化の動向

一九三〇年代に入ると、上述における一連の五ヵ年計画の成功と国内における深刻な不況および失業の増大のために、政府の経済への介入が激増してきた。この傾向は、ケインズの『一般理論』の出現によって理論的にも裏付けられた。それは断片的な政府干渉とは別個のものとして、一般的な政府統制に対する経済的、理論的根拠を提示した。かような時代背景のもとに、従来の国有、地方自治体所有、協同組合所有、ギルド所有などの公有化形態の多彩な主張は、全国的計画化の必要という観点から次第に国有化に統一され、それ以外の公有形態の主張は次第に減退していった。

J. M. Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, 1936.
A. C. Pigou, *The Economics of Welfare*, 4th ed. 1932 (the newest ed.)

Pigou, *Socialism versus Capitalism*, 1937.
G. D. H. Cole, *The Next Ten Years in British Social and Economic Policy*, 1929.

Cole, *Principles of Economic Planning*, 1935.
⑤ 自然独占の理論と非社会主義者の主張

以上の(1)かの点では大難把な年代順に並んでいるが、最後に、すべての時期を通じて、社会主義者の一般的教説は受け入れないが特定産業の公有化なしし国有化を主張する人々やグループがある。電信事業、首都水道事業、電話事業、放送事業、電力グリッド、ロンドン旅客運輸事業などは、労働党ではなく自由党や保守党によって公有化された。また、この時期には鉄道、石炭産業、配電産業などについて政府干渉の増大を勧告なしし提案する一連の報告がみら

れた。以上から明らかな如く、非社会主義者の公有化の主張は、自然独占的な公益事業に集中してしまった。

The Report of the Committee on Electricity Distribution, (McGowan Report) 1936.
The Report of the Technical Advisory Committee on Coal Mining (Reid Report), 1945.

⑥ 公的「管理」形態の発展であるが、一九世紀の行政体としては、政府の省(官庁型企業)と地方当局(地方公営企業)の二つがあつた。一九世紀に入り、石炭、鉄道、電力など全国的規模の企業形態による解決を要求するものが生じた。しかし、多様な制度のうちペトロナム・ローポーナンが明らかに優勢であった。これは国家および地方当局より独立した法人体をなす自治的企業体である。

その発展は、一九〇八年のロンドン港湾局に代表される初期的形態と、一九三四年のロンドン旅客運輸局によって完成された近代的形態とに分たれる。前者が地方的規模、事業内容の低経済性、公共性の重視、理事会の多数制と利益代表的構成などの特色を有するのに對し、後者は全国的規模、事業内容の自然独占性、公共性と自主性の調和、理事会の少數制と機能的構成など対照的性格を有している。以上の所有と管理の両側面の発展は、セリソンの理論とその具体化したロンドン旅客運輸局において有機的に合流し、一体化する。そしてそれを原型として、かつ全国的計画化の要請によりその原型の規模拡大を経て、(2)の時期の国有化の実験が開花する。この意味

から、産業公有化思想の発展におけるモリソンの役割は、きわめて重要なものというべきである。

Norman Ross, *The Democratic Firm*, 1964.

本報告に対し東北学院大学の赤沢昭三氏から、近年の「産業国有化の反省からする企業レベルでの公有化政策の動向」について御質問を頂いた。紙数の関係上要點のみの答えでお許しを頂き、謝意を表したいと思う。御質問の新しい動向の具体的背景としては、産業全体を国有化して単一の機構の下におくという「巨大組織の一元的管理体制」のもたらす諸弊害——官僚的、非民主的(対消費者、対労働者とともに)、非弾力的、画一的な経営、法的独占体からくる競争の欠如と安易な経営態度など——がある。具体的な提案としては株式の公有化、従業員持株制度、共同決定法、競争的公企業の設立、株式所有の分散の強化、特定企業(産業ではない)の国有化、産業再編成における公私混合企業などがみられる。そして、この「公有形態の多様性の指向」は、変化の方向や意識動向としては、(1)の時期における多様な公有化形態の国有化への統一の傾向にまさに逆行するものであるといえる。これはまた、国有化政策の経済政策における地位の向上(に伴う国有化への統一傾向)と政策上の地位の低下(に伴う国有化からの逃避傾向)という動きに一致した変化である。

Labour Party, *Industry and Society*, 1957.

C. A. R. Crosland, *The Future of Socialism*, 1956.

L. J. Tivey, 'The Reform of the Firm', in the *Political Quarterly*, April 1963.

Paul Derrick, *The Company and the Community*, 1964.

東ドイツにおける大学改革と産業政策

熊 谷 一 男

△ 明治大学 ▽

この報告の目的は、一九六八年から七十年初頭にかけて東ドイツで見聞する機会に接した「大学改革」を一つの素材として、社会主義ドイツを歴史的に把えていく、あるいはドイツの歴史の中に社会主義ドイツを位置づけていく、「一つの視角を模索するにある。もとより社会主義ドイツを歴史的に把える場合には、産業の国有化、土地改革—農業の協同化—を先ずもつておさえていくことが不可欠であるこというまでもない。だがここでは「大学改革」を素材としてやや異った角度から問題を考えてみたい。

東ドイツでは六八年から第三次大学改革がエネルギー・シニョにお進められてきている。第一次改革は大学の「非ナチ化」をめざすものであった。第二次改革の狙いは、大学教育をマルクス・レーニン主義の路線に定着させることにおかれていった。今次改革では、新経済制度の導入後、経済的に躍進をとげつつある東ドイツが早急に必要としている、「科学・技術革命」の担い手の養成に、力点がおかされている。

新経済制度は、一九六三年一月のSED(ドイツ社会主義統一党)第六回党大会で確認され、同年夏から実施された。その基本的構成

要素として、一、科学的に基礎づけられた全体的国家計画、二、同じく企業の管理、三、企業および全国民経済の計画と管理に労働者が創造的に参加する、の三点があげられる。

一について。今後一五一〇年の間に、世界の生産力が、質と量との観点から、どのような水準に達するかを算定し、これを起点として逆算するやり方で、年度計画が立てられる。重点は、電機、機械、化学、金属加工、エネルギー・工業部門におかれる。

二について。人民所有企業同盟約八〇が、各工業部門から摘出され、それらが約一、七〇〇の人民所有企業を主導する。この人民所有企業同盟は、一九六四年から、価格・コスト・利潤などを計画的に算定し、収益の向上に役立てるという原則にしたがって作業ははじめた。同盟では、総指揮者が労働者と協力して、国家計画を考慮しつつ、各部門に収益を保証し、研究と開発、新技術と投資活動、原料調達、生産組織とテクノロジー、販売、労働成果の経済的管理などを考慮を入れた、同盟もしくはその傘下の企業の計画が作成される。

三について。労働者が技術改良、原料・労働時間の節約について提案をし、それが利益をもたらした場合、かれは高額の「プレミアム」をうる。企業、したがって社会のインタレストと、個人のイン

タレストとの一致。さらに企業が、計画以上に利潤をあげた場合、前年度比増加の一定%（計画をこえた分の七五%を最高限度として）が、プレミアム基金にまわされ、そこから年度末プレミアムが支払われる。

六三年から六六年まで、つまり第一段階に、工業生産額は二四%の増加をみせ、テレビ・洗濯機・冷蔵庫の生産は増加した。六四年には、すでに同盟の三分の二が自己金融しいう状態に達した。第二段階は六七年から開始された。その力点は、国民所得を急速に増加させ、それを、生活水準の向上を目指した技術改革へ合理的に配分することにおかれていた。現在東ドイツは、新制度の第三段階をむかえて、社会主義的合理化によるコスト低下、世界市場でたちうちしうる生産物の種類と量の増加、ますます複雑化しつつある企業間分業関係のシステム化を、当面の課題として、生産力の向上に努めている。

二

ところで新経済制度の展開過程で、六八年初頭からとりくまれた第三次大学改革では、大別して、機構改革とそれへの学生参加および単一の専門領域をこえた広いわくでの協同研究の制度的保障が興味深い点である。

現在、科学技術の発展は、研究者が従来のように、特定の専門領域の内部で作業するに止まるのではなく、他の専門領域の研究者との密接な協同をますます必要としている。学部編成が新たに部門編成に再編された。例えばフンボルト大学には、アジア学部門が設置され、あの有名な光学器具工場ツァイスと協同研究の協定を締結するというようだ。

三

ところで「学生参加」は、それが制度的に保障されることにより

学生に社会主義建設への自発的な参加、社会主義のトレーラーとしての自覺を保つのを、根本的な狙いとしている。つまり「大学改革」は、制度の変化と社会主義的人間の形成という両面からみられねばならない。実際に、例えば「第三次大学改革下のフリードリッヒ・シラー（イエナ）大学」という報告書では、制度の改変とともに、随處で、自己責任の意識の深化、創造性の伸張、協同作業の習熟などが、社会主義的人間の形成の問題として強調されている。社会主義では新しい制度づくりが行なわれるに際して、それと同時に、つねにそのトレーラーである社会主義的人間の形成、げんみつにいえば、「上から」形成された資本主義ドイツで育成されてきた

資本主義的人間の社会主義的人間への転換が問題となるといえよう。近代社会のトレーラーとなつた「近代的合理的人間」とかかわりあいながらも、それではおおいつくされないものとしての「社会主義」

され、従来哲学部に属していた日本学、支那学、朝鮮学、モンゴル学などの各課が、その下に再配置された。

従来は学部運営には学部評議会があたり、それには全教授、自由

ドイツ労組連合（FDGB）および自由青年同盟（FDJ）の代表、政党グループの代表が参加していた。部門編成にともない、新しく

社会評議会と学術評議会とが設置された。前者の主要な任務は、「重要な政治上の基本課題の実現を助け、教育研究の凡ゆる領域における、それぞれの大学の活動を、確実に社会主義にふさわしいものにしていく」に在り、後者は、「学術作業の重要な諸問題」にたずさわる。

この社会評議会は、教授、職員、学生、それに社会主義工業経営・コンビナートなどの代表により、構成されている。ドレスデン工大では、構成員六五名中、教授は三五名、学生は一四名となっており、カール・マルクス市工大では、四四名中、教職員は一四名、学生は五名となっている。学術評議会や他の機関、例えば部門評議会にも、教授以外に、学生代表が参加している。FDJの機関紙「フォールム」には、改革にかんする提案がしばしば掲載され、FDJの大学関係者の討議集会も、「ノイエス・ドイツチャランド」で報ぜられている。

すでに述べた部門への再編については、「実質的に、外見上からしても、従来の大学の構造上の目立った最大の改変」といわれている。従来九百に及ぶ大学研究所に分散されていた研究勢力が、百七十の部門に集中されることになった。その場合、改変の眼目は、専門領域相互間の協同体制の確立にのみでなく、否それよりはむし

て、わけても哲学者の間で（とくにヴァルフガング・ハイゼ、ゲオルグ・クラウスが注目されるべきである）、社会主義社会における人間の疎外の問題が議論されている。たとえば、ハイゼは、社会主義

ドイツに存在している官僚主義、社会的過程の意識的形成への不参加、国家への冷淡な対応などを、社会主義における疎外の存在と把えている。社会主義における疎外としてハイゼによつて把えられたこれら現象を、ドイツ資本主義において伝統的にみられた官僚制度、身分重視の觀念などとの関連で把える—それらが社会主義ドイツでの程度まで克服されたか、社会主義ドイツの仕組みが逆にそれらと同じものを生み出していくいかー、ここに社会主義ドイツを歴史的に把えていく上で一つの視角がみだいされると思われる。

付論。東西ドイツで「学生参加」がみられるが、その質的相違について（小池基之教授）。東西ドイツの場合の特殊性の一つとして、西ドイツに比して機関への参加学生の量的比重が大きいだけでなく、参加をとおして、「大学教師と学生間」「社会と学生間」の社会主義的関係の在り方の模索が行なわれている点をあげうる。

学部編成から部門編成への再編成傾向は西ドイツでもみられ、それは学問夫自身の發展から提起される要請にこたえるものであるが、東西ドイツの場合の再編の根本的動因について（大野英二教授）。東西ドイツの場合、原料基盤を自國にもたず、コメコンで一定の困難を解決していられない状況で、世界市場で競争しうる生産物の生産を確保することは不可避的要請であり、この点から「科学・技術革命」

への積極的対応を打ち出す必要に迫られていることをあげうる。

東ドイツで今日尚社会主義的人間の形成が問題とされるのは、学生層の社会的意識の水準に対応してのことであるか（小川福次郎教授）、という問題は肯定的にうけとめうる。

大学改革によるカリキュラム構成の変化について（徳永重良教授）。部分的に新しい課目が設定されている。歴史部門でドイツ労働運動史、国際労働運動史、社会主義世界体制の歴史、など。あるいは経済的サイバネスチックスと作業研究部門の設定など。

アメリカ織維産業の転換

はしがき

米国政府の対日織維規制に関する問題は七〇年通商法の国会上提起となり、いまや全世界の注目するところとなっている。本報告は報告者が昨年末米国の織維業界について行った調査を基本としてこのよきな国際政治問題を引きおこしている同國の織維産業の性格と構造の変化についてのものである。

一、停滞産業からの回復

第二次大戦後、戦争中おさえられていた衣料に対する国民の消費欲望の爆発的な顯現と合成織維の発達に支えられた米国織維産業の成長も一九五〇年代半ばからは生産過剰によつて停滞の時期を迎へなければならなかつた。

しかし一九六一年初めから長期にわたつてつづいた米国経済全般の好況を背景とした好調な消費需要にめぐまれ、織維産業も六二年から約一〇年もつづいた病める産業からの回復を示していく。

これを時期的にみると次のようになる。

①回復期（一九六三年中頃）②好況のピーク（六四年中頃～六六年）

石井金之助

（ハーバード大学）

年末(3)ミニ・リセッション（六七年）(4)高原景気（六八年～六九年）

アメリカの織維産業がこのように長年の不況の底から回復したことの要因には前述の米国経済全般の好況の持続が最大のものだが、なおこれを分ければ次のようになる。

(a) 国内市場の拡大とその構造変化による消費増大

(b) ベトナム戦のエスカレーションによる軍需の増大

となる。

経済成長は米国民の個人所得水準を引上げただけでなく、南部などの農業地帯から東部北中部、西部などの工業地帯へ白人および非白人の人口流動化を急テンポで来させ、これが後でのべるような形での織維製品需要を増大させていったのである。

このような人口流動化は必然的に都市人口のぼう張を来させると同時に大都市における住民の生活レベルの多層化を促進させてゆく。この多層化もかつての旧社会のようない下底層の住民が限界に近い生活レベルにあり、またこうした下底層が人口の大きな部分を占めていた際には消費を下に引っぱる役割をする。しかし現在の米国社会では労働力需給のひつ迫とケネディ以降の黒人に対する政策転換

から充分ではないけれど都市多層人口の下底層の消費能力水準を以前とは比べものにならぬほど高めている。これとともに多層人口の中で中間層のウエイトが極めて大きくなっていることが消費全体を増加させる役割をなしている。

こうした大衆消費社会の出現は纖維需要の飛躍的な増加をみせていったのである。こうした国内消費と並んでベトナム戦争による軍需の増大も纖維産業の成長には大きく寄与している。一九六五年七月のベトナム戦争の拡大は前述の一般的な景気上昇に加えて一九六四年四月実施の単一綿花価格法による刺激のもとに増大した民需のうえにぼう大な軍需を追加することになった。

東南アジアのジャングル内での戦闘では纖維製品の消耗は著しく、ぼく大な必要在庫をもたねばならなかつた。その主要軍需品としてはダックテント用織物、軍服用織物があつた。軍部は六五年会計年度には三億二千万ドルを次の六年六月に終る一二ヵ月間には実際に一億一三百万ドルを纖維品および衣料買付けに支出している有様であつた。

一一 供給構造の高度化

このような民需並びに軍需の急テンポの増加は当然のことながら、纖維産業の設備投資を増大させていった。米国纖維製造業者協会の公表による紡機に対する設備投資增加分は六四年四八・五万錠、六五年七八万錠となりこの数字は一九二五年以来の新記録である。なお六五年の新規機械設備投資額は九億八千万ドル、六六年には一二億七千万ドルに達している。

三、消費主導型流通構造と ファッショングラード化傾向

このように民需並びに軍需の急テンポの増加は必然的に供給力の増強となつてゆく。それは価格効果の發揮と需要創造による市場開発力の強化である。前述のような国民の消費力の増加は纖維製品に対する欲望の質を変化させてゆく。それはファッショングラード化傾向である。ファッショングラード化といふのは纖維という素材に附加された感性的情報価値であると筆者は規定するものである。こうして纖維産業の付加価値は著しく増大するとともに、これを供給するためのファッショングラード化を実現し、ブティックショップやブティックヨーナーを通じてユースマーケットを拡大させていったのである。そのためとしてはファッショングラードの大衆化を基調とする流行のサイクルの縮小と纖維流通の合理化・近代化が主体となっている。

ファッショングラードの大衆化を誘導してゆくコンショーマリーダーとして若い世代がある。軍需景気は若者たちの所得を引上げてゆく反面、反戦・厭戦意識を強める作用をし、ヒッピースタイルなどの反体制ulkをつくり上げる。纖維資本は巧みにこの傾向を利用して若者たちのファッショングラード化を実現し、ブティックショップやブティックヨーナーを通じてユースマーケットを拡大させていったのである。米国の纖維流通機構は急速に大衆消費に適合するよう改善されていった。それは中間ステージの排除による流通経路の短縮化と小

これらの新鋭設備投資の内容は労働力不足に対応した自動化・連続化を主体とし、このことにより米国纖維産業の原糸部門における超高能率化はすんなりいたのである。しかし民需にしろ軍需にしろ纖維需要は糸や原反の消費ではなく纖維製品としての消費である。米国のアバレル産業は日本に比べると規模的に大きくなっているものの、原糸部門などに比べると小さい。また織物部門は大体一貫生産のものが多い。それゆえ、急速にのびる需要に対応するため衣料製造工業の近代化がすんだのである。

しかしながらミシンを主力とした衣料製造工業の合理化には技術的に自ずから限界がある。縫製工場は現在約二万余あるが、このうち従業員五〇〇人をこえるものは約一〇%に過ぎない。その構造も極めて複雑で我が國と同様、自家工場生産と外注とがあり、規模利益の発揮にも制限がある有様である。だが、こうした空前の衣料ブランドの中でも米国のアバレル産業の成長は著しく、衣料品メーカーの中から巨大企業が続々と生まれてきている。たとえば六七年の売上高についてみると年商三億ドル以上の売上げのあつた会社は紡織の五社に対し衣料品メーカーは四社、二億ドル以上は一一対七社となつていて。

これらのメーカーは合併によって巨大化の途をすすめている。これらとの統合の形態は、Genesco, Inc. · Kayser-Roth Corp. にみられるようにコングロマリット型の統合が主体である。

四、米国纖維産業のこゝら

前述のような未曾有の纖維需要の拡大は当然のことながら海外からの纖維製品の輸入を増加させていた。特に小売を主体とする流通業者は相対的に価格の安い日本や台湾、韓国、香港などの下級製品の輸入を歓迎した。なぜならば軍需インフレによつて米国の労働賃金は急上昇を示しているが、原糸生産部門はこれに対応して自動化などによる極度な省力化が可能であつても、製品部門では、前にもべたようく未だ技術的に労働節約性に限界があるからである。

しかもニクソンドクトリンによりベトナム軍事予算削減は顯著で

あり、これが直接的（にもまた間接的所得ののび率の低下と不況ムードによる消費のさひかえ等）にも繊維需要を押さえ、米国繊維産業は六九年から成長の停滞がみられはじめている。しかしながら

コンピューターと通信組織を連結した情報システムと生産体系を統合したファッショング産業化は着実に実現してきている。

この生産システムを労賃の安い開発途上国などへ拡張し、国際的システム産業へと発展させようとしている。そして在来どちらかといえば国内市場に依存していた性格から脱皮し他産業と同じく國際企業化の方向を米国繊維産業がとろうとしているのが現状といえるであろう。

質問一 (神戸大学 田中修)

米国繊維産業のファッショング産業化によって欧州等との競争に

結局は勝てる見込みを持っているものでしょうか。

答 勝てると確信しているようです。例えばファッショングが有名なデザイナー、ディオールとかサンローランなどの感覚から出発してつくられ、またファッショングの需要者も一部の高所得階層に限られていました時代には米国の繊維産業はいつもヨーロッパの模倣に終らざるをえなかつた。しかしファッショングの大衆化が行なわれ、ファッショング製品がマスプロ的につくられてゆくところは、フランスのような繊細な国民感覚とかその中から生れた天才的なデザイナーの必要性はそれほど重要でなくなり、生産と情報の施設を組合わせたシステムが必要となります。これによつていかに安くファッショング価値を生産するかという競争とこれをいかに消費者に情報として伝え、消費を拡大さすマーケティング力の競争によつてこんごの繊維企業

の市場競争は行なわれます。これは何といつても米国の方がすぐれていると思う。

質問二 (名古屋大学 滝沢菊太郎)

(1) アメリカの繊維工業の規模構成は一九六三年までは大規模の比重が比較的大きいものでした。その後の好況過程で一方では集中が進展するとともに、他方では新規参入がかなり行われて規模構成が変化したことだと思います。どのように変化したかお教え下さい。

(2) アメリカの繊維工業では一九六三年までは規模差がなく、むしろ無格差がみられることが特色でした。このような規模差の特色は生産性賃金などについて、一九六三年以降どのように変化したでしょうかお教え下さい。

答 ①については米国の統計では化学工業に属する化繊部門を別とすれば繊維工業の集中は未だ他の製造業に比べるとおくれているといえる。年商三億ドル以上の企業は報告でのべたように紡織の五社に過ぎない。世界最大の繊維会社バーリントン社は六九年一八億ドルを売上げたが、国内市場のシェアは8%である。これは繊維産業

といふ少量多品種製品を供給せざるをえぬ工業の特殊性もあるが、連邦通商委員会(FTC)による集中化規制によるところが大きい。例えば二年前バーリントンが他の繊維会社何社かを合併しようとした際にもFTCはこれを阻止した。FTC合併の結果年商三億ドルを超える企業をつくることを禁止している。今回の日米繊維問題でも米国の業界は日本は政府が先頭に立つて繊維構造改善をやつて集

中合併をすすめているのに、米国では集中化を阻止する政策を出している、これほけしからん、アンチトラスト法を大幅に緩和せよと主張している。

②については報告でのべたように六三年以降の米国繊維産業の設備投資額は記録的な巨額にのぼり、その大部分が新鋭設備に投入されている。にもかかわらず六〇年代を通して米国の繊維産業労働者数は年々増加傾向をたどっている。これは世界的主要先進国で異例のことながらである。この原因としてはいかに六三年以降の米国の繊維需要の伸びが大きかつたかを物語るものであるが、同時に繊維製品の加工段階においては技術的に省力化の限界が当分あることをも物語ついているのである。

しかも米国の繊維産業においても賃金は毎年著しく上昇している。だが一時間当たり賃金としては製造業平均からみると大体七〇八〇セント低い。それゆえ米国の繊維会社は何れも日本の繊維産業に比べるとはるかに高い利益率をあげている有様である。これは報告でのべた垂直的な関係でのシステムが確立されており、そのシステム効率が発揮されつつあるものとみる。筆者が調査した一衣料会社でもいままで西部の一工場で五、〇〇〇人の労働者をつかっていたのを分業的に千人の専門工場三つに地域分散させ新鋭設備とシステム効率によって同量の生産をあげているといつて。また米国の労働者に対するレイオフという制度も企業の利益率確保のためには重要な役割をしていくと思える。

ただ設備的に老朽化したものももつた南部などの中小工場では現在のように需要が減少してくると問題がおこり、これがニクソン政

質問三 (大分大学 松浦茂治)

米国繊維産業は供給構造の高度化、流通機構のシステム化、国際化が進んでいるに拘わらず、中下級品については、日本の繊維産業よりも競争力が弱いといつてよいのか。

答 まず紡績工場の生産性を平均的工場で比較した場合、労働生産性は米国が日本の二・三四倍となるが紡機一臺の生産量は米国は日本の一・八一倍にしかならない。そのうえ、労働賃金は一時間当たり米国は日本の四・七三倍に当たるため、ボンド当たり労務コストは米国が日本の約二倍となつて。同様な計算を織布工場につきすると米国は日本の四・七三倍で一・四倍、時間当たり賃金で五・一倍となり、布一ヤード当たりの労務コストでは米国は日本の三・五倍となる、それゆえ競争力は日本の方が大きいといえる。

質問四 (駒沢大学 松尾幹文)

ヴァーチカルインテグレーションの展開で、ファッショング界まで把握してしまったという点が興味深いが、その資本系列、産業提携が具体的にどのような形になつてているかということを簡単に教えて戴きたいことと、今一つはこのようないい新しい系列企業体が世界戦略を目指して日本の繊維業に対抗しこれをおさえようとしているのかどうかその展望を教えて戴きたい。

で年間平均二一件、五六六年から六二二年まで年間三五件、それ以降は年間四〇件をこえるといわれている。その統合の方向は大体次の三つに集約できよう。第一はコンバーチャーの合併であり、第二は次製品メーカーあるいは流行商品メーカーの合併、第三は毛紡会社、合纖会社、加工系メーカーの合併でいわゆる多纖維生産を可能としている。これらは六つの会社グループに編成されていて、一社一社には社長がいるが、それはバーリントン本部の六人の副社長の統轄下に入っている。六つのグループはなれ合いを防ぐため、厳しい収益競争下におかれている。もしきめられた取締をあげられないと担当副社長は即日くびになるしくみだし、収益低下が必須とみられる会社は惜し気もなく売却されてしまうしくみとなっている。

このように米国の大企業は急速に多角的なコングロマリット型の統合と本部制による管理組織をつくりつつある。前に述べたカイザーロス社のことはミス・ユニバースコンテストだけを行なう会社がコングロマリット組織の一部門に含まれている有様である。

さて第二のご質問の答えであるが、報告でのべたように米国の巨大な纖維企業はいままでは主としてぼう大な米国内市場を対象としていた。しかしコングロマリット型統合を重ね巨大な生産システムをつくり上げている。このシステムを国際的にひろげようとする意図はほぼ確実だといえる。まず二次製品の加工部門を労賃の安い東南アジア諸国などへ移すため資本進出を行なう気配は濃厚である。ところが日本の纖維資本も近年の労務費アップに対応してすでに資本進出をすすめつあるため、ここでの日米対立はおこるであろう。こんごはこれが激化することであろう。もっとも日本の纖維資本は

対立するのみでなく一面では協調して合併会社形態での進出も考えられる。すでに日本の大手企業にアメリカ企業からのこうした合併の申込みもある。こうした東南アジアへの資本進出はたんにコスト引下げの目的だけでなく、同地域への製品市場の開拓やここで出来た製品を日本やEEC諸国への輸出も考えているのである。

またすでにバーリントン社は三菱レーヨンJ・Pとスチーブンス社は鐘紡と、ショエーヘル社は旭化成と合併を計画し、インテリア部門等、こんご日本でも需要増加が著しいと予想される分野に進出を意図している。こうした米国巨大資本の日本市場進出はこんごも増加するであろう。

いま一つ、シーアーズ・ローバック、J・Cペニイ、モントゴメリーワード社など巨大な小売チェーン資本の日本進出もほぼ確実なため、これらが日本で纖維生産部門を傘下におさめてゆくことも充分考えられるのである。

学界展望

最近のわが国における公害問題の一展望

伊賀 隆

△神戸商科大学▽

一九七〇年は公害の年であった。三月には国際社会科学評議会の公害問題国際シンポジウムが開かれ、田子浦ヘドロ公害や光化学スマッグ、黒部・安中を始めとするカドミウム汚染が摘発され、いよいよ公害デパートの様相を深めるとともに、呪殺巡礼や一株運動が話題となる中で、一二月には一四件にのぼる公害関係法案が国会を通過した。

しかしふりかえってみると、工業化や都市化が自然環境・社会環境を破壊してゆく兆候は早くからあらわれていたのである。明治時代の足尾・別子鉱山事件や浅野セメント降灰事件にさかのぼるまでもなく、水俣病や四日市ゼンソク、イタイイタ病等々を十分に検討しておりさえすれば、今日の公害問題は十分に予測できたと思われる。しかし経済学者は、若干の洞察力をもつた人々を除いて、つい最近までそれに気付かなかつたか、または故意に無視しつづけてきたのである。経済学者が重い腰をあげて公害問題を取り扱うようになるのは、やっと一九六九年に入ってからであり、公害がジャーナリズムに取り上げられるようになってからである。文献リスト(1)を見れば、そのことがはつきりと証明されている。

しかしこれは経済学者の鈍感さ、怠慢さ、だけにその責を帰することはできない。公害は複雑多岐な現象であり、その本性を容易にはあらわそとしない。それは医学や工学や法学などと云つたすべての科学を結集しなければ解明できない多面的な現象であり、体制や文明までも射程距離としてもつことが必要な問題である。

したがつて公害問題を経済学の領域だけで展望することの意義自体が問題となるのであるが、とも角現在までの諸文献を整理するといふ角度から、ささやかな展望を試みてみたい。しかし文献はかなりの量にのぼっており、筆者の能力不足のために、そのすべてに目を通すことはできなかつたし、また十分に体系的な整理もできなかつた。この点をあらかじめお断りして御観察を得たいと思う。

なおここで取り上げた文献は一括して最後に示しているが、包括的文献リストとしては、次のようなものを参照されたい。

- (1) 「公害関係図書目録」全国市有物件災害共済会、防災専門図書館、一九六七、六八、六九各年。

(2) 「ジャーリスト、八月一〇日号」有斐閣、一九七〇年。

(3) 「東洋経済、一〇月一四日号」東洋経済新報社、一九七〇年。

(4) 「マネジメントガイド」産業能率短期大学、一九七一年一月。

二 公共経済論

新しい問題が発生した時、とりあえず手近にある使いなれた道具を動員して急場をしのぐという行動は、誰でもが試みるごく普通の反射行動である。公害問題（公害現象ではない）が起った時、そのような意味で人々がまず思い浮べたのは、外部性や公共財を中心とする公共経済論であり、それらはピグー以来のかなり長期にわたって学界の公認も得てきた実績をもつている。その基本的な考え方は、

一、完全競争均衡がペレート最適と一致すること、したがって部分的最適性（私的利潤極大、私的効用極大）が全体的最適存在すると、右のような対応関係は破れ、部分的最適は全体的最適と一致しなくなる。これを市場欠陥 market failure と名付ける。

二、しかし外部性（外部経済と外部不経済の総称）や公共財が存在すると、右のような対応関係は破れ、部分的最適が、
性（社会的剩余極大、社会的福祉極大）と必ず一致する。

三、したがってこれを救うために、価格機構を何らかの形で補強する必要がある。

という立場に立っている。要するに公共経済論とは市場機構・価格機構が適切に働かない場合を取り扱う分野である。したがって公害問題を公共経済論によって解こうとすることは、公害現象を一つの市場欠陥としてとらえることを意味する。この立場を貫くかどうかは別として、分析の出発点をここに設定する人々はかなり多い。

そこまで外部性から見てゆこう。外部性とは、ある経済主体（企業や住民）の行動が市場機構を通さないで、直接に他の経済主

体の成果（利潤や効用）に対して影響を与えることであり、外部不経済について典型的な例をあげれば次のようないふ場合が考えられる。

一、企業Aの排出したヘドロによって港湾が使用不可能となり、企業Bの輸送が妨げられて損失が発生する。（企業A→企業B）

二、企業Aの排出したカドミウムによって、近隣の住民Bの健康が損われる。（企業A→住民B）

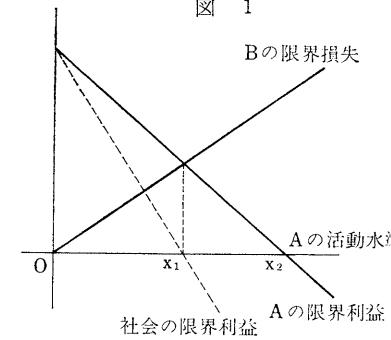
三、住民Aの住居が隣接するため、企業Bの深夜操業が出来なくなり損失を蒙る。（住民A→企業B）

四、住民Aが高層アパートを建てたため、隣接する住民Bの享受してきた日照量や景観が悪くなる。（住民A→住民B）

このような場合、部分的

最適が全体的最適に一致しなくなることはすぐに分かる。今井氏(1)の引用している図1によつてこの点を説明しよう。Aを外部不経済の発生者、Bをその受忍者として、Aの活動にともなう限界利益と限界損失を描く。こ

図 1
社会的限界利益 = A限
界利益 - B限界損失



で

的最適化をめざして行動すれば_{x₂}の点が、また全体的最適化をめざして行動すれば_{x₁}の点が、それぞれ最適点である。したがつて部分的最適点は全体的最適点と一致しない。この乖離を修正するためには、外部性を内部化すればよいのであり、その方法は四つ考えられる。今井氏(1)にしたがつて説明すると、

一、合併解。AとBが单一組織を結成すれば、外部そのものが消滅してしまう。

二、規制解。排出基準・快適基準・受忍限度等々の環境基準を設定し、直接または間接にAの活動水準を_{x₁}以下に抑える。

三、ピグー解。Aの活動に対しても公機関がシャドウ・プライスを設定し、それを徴収したり補助したりする操作を通じてAの部分的最適状態が_{x₁}点で実現するようにならむ。

四、交渉解。AとBの当事者間の折衝によって、Aが_{x₁}まで活動水準を引下げるることを期待する。

二・三は価格機構と異なる原理に立つメカニズムを導入して、価格機構を補強する方法であり、administrative judicial interventionとか、government assisted invisible handとか称されている。三・四はマーケット・プライスであれシャドウ・プライスであれとも角価格操作を使用する点で、外部性の市場を通じる内部化、公害の市場化と呼ばれる方法である。いわゆる modern school は二・三を、modern old school は四を推薦しており、それぞれに一長一短があつて、結局は経済学者の美学（嗜好）によつて決まるところになる。

簡単なそれぞれの論点（各方法の短所）を見ておこう。

一、規制解。公害除去のインセンティブを生み出さない。村上氏

(2)、稻田氏(3)。複合汚染には有効でない。最適点_{x₁}を発見することができないか、またはできたとしても莫大な情報費用を要する。貝塚氏(4)。いかなる行政介入もそれ自体が外部不経済を生み出す。

一、ピグー解。A・Bの限界評価を決定すること、したがつて最適点_{x₁}を決定することが困難であるか、または莫大な情報費用を要する。今井氏(1)。

三、交渉解。発生者の交渉力が受忍者のそれをいちじるしく上まると時は、_{x₂}かいぜんとして選択される。ミシャン氏(5)。交渉による費用は莫大である。村上氏(2)。公害は環境破壊であるから、当事者間の利害交渉のみで決定するのではなく、環境保全の見地から決定を行なうべきである。塙野谷氏(5)。

いずれにしても、情報費用の問題が提起されていること、および合併解についてあまり言及されていないこと、この二点を注意しておこう。

次に公共財について考えてみる。村上氏(4)は公害を負の公共財と考へることを提唱しているが、そのように裏側から定義するよりも、宇沢氏(6)のよう環境という社会資本（公共財）の減耗というよう表側から定義する方が分り易い。ただし宇沢氏はここから環境破壊論に赴くのであるが、村上氏は公共財論にどまるというちがいでてくる。公共財はそのサービスが結合供給性と非排除性をもち、村上氏が公共財論にどまるのは、この二つの性質に魅せられたからである。公共財はこれらの性質によって、外部性と同じく、市場欠陥の原因となるのであるが、外部性とは異つてそれを市場化とい

う方法で克服することはできないと村上氏は主張する。かりに環境 amenity right を認め、それが発生者か受忍者かのどちらかに所属するものとする。もし発生者に所属すれば、受忍者は対価（補償金）を支払って発生者の活動水準を引下げてもらうことになるし、受忍者に帰属するときは逆である。いずれにせよ発生者と受忍者の間で交渉が行なわれ、その意味で公害の市場化ができることになる。しかし結合供給性と非排除性のために、タダノリ free rider 現象や脅迫 bluff、結託 coalition 現象が起り、対価支払から免れようとす る人々が大量に出現するであろう。いわゆるゲーム論的不安定性が発生する。そこで環境というものを公園や一般道路と同じく公共財と見て、その維持管理を公共機関があたるという解決策がよいと考える。村上氏によれば、現在の目的税体系の理論は十分に洗練されているから、それを応用すればよいと考えるのである。

きたが、最初に述べたようにこれは市場欠陥の救済ということを基本的な立場とするものであり、この点が次に紹介する環境破壊論と異なるのである。なお最後に付言しておくと、公共経済論を出発点に選ぶ人々は奇妙に「強い公害（水俣病やイタイイタイ病）」と「弱い公害」とを区別したがる性癖をもっているが、何を基準として強弱を判定するかを明かにしないで区別することは、議論の明澄さを放棄することになる点を注意しておかなければならぬ。

三 公害発生のスカラニスル

公共経済論かどこまで公害問題に迫ってゆくことができるか、そ

一、自動車産業は対米向け輸出車には排気ガス処理装置をつけて
いる。近藤氏⁽¹⁾。

二、化学工場のフロー・シート（製造工程図）には、排出物・廃
棄物の種類が記入されていない。伊東氏⁽¹⁾。

三、化学工業 鉄鋼業 造船業などは、生産性向上のためスケー
ル・メリットに頼りすぎており、そのため生産品目の点でも操
業度の点でも生産のフレキシビリティを少くし、過剰生産・過
当競争をはげしくさせる。近藤氏⁽¹⁾。

四、ベルブル工業といえども、一地域一工場のために、公害責任が
容易に特定できる場合には、かなりの防除投資を行なう。近藤
氏⁽¹⁾。

六、石油企業は外資から融資を受け、それと原油引取量がリンク
側が資料の提出を拒否したためである。宇井氏(13・14)。

されており、いわゆるヒモ付原油の買取義務を負わされている。そのため止むを得ず高硫黄原油を引取ることになる。近藤氏曰く、ここからさまざまな結論を引き出すことができるが、とりあえず

メチル水銀化合物を割り出すまでに六年間を要している。工場側が資料の提出を拒否したためである。宇井氏(13・14)。

六、石油企業は外資から融資を受け、それと原油引取量がリンクされており、いわゆるヒモ付原油の買取義務を負わされている。そのため止むを得ず高硫黄原油を引取ることになる。近藤氏(12)。

「こからさまざま結論を引き出すことができるが、とりあえず二つの点を確認しておかなければならない。第一に強蓄積の下では公害防止のための技術進歩や設備投資を行なう余裕がないということ、第二に収益性や市場性についてのプライオリティが固定されている時には、やはり公害防止のための開発や投資に対する誘因が存在しないということ」の一節である。したがって逆に外国との競争

の射程距離はかなり短いのではないかという疑問がある。だからこそ宇沢氏(6)や塩野谷氏(5)は環境破壊論に赴き、稻田氏(3)や根岸氏(7)は政治的決定メカニズムの導入を検討し、今井氏(1)は産業組織論からの接近を試みるのである。それらの問題はもう少し後で紹介することにして、ここでは公害問題の本質に迫るため、公害発生のメカニズムをありかえって考えてみよう。

してきた人であるが、その意味で公害発生のメカニズムをつぶさに觀察する機会を最も多くもった人でもある。その宮本氏によると(8)・(9)・(10)、資本主義的蓄積方式の中に公害発生のメカニズムがビルト・インされていることになる。いま蓄積過程を貯蓄と投資の二つに分解して考えてみよう。貯蓄面から見ると、民間主導型の強蓄積（その典型が日本の高度成長）を進めてゆくためのとうぜんのプラオリティとして、民間資本－社会資本という序列が成立し、社会資本の中でも産業基盤－生活基盤という順序が成立する。管理価格・租税減免措置・財政投融資等々が何重にもからみ合ってゆるぎのない資金吸収機構を作り上げている。また投資面から見ると先のプライオリティに従って収益性の点でも市場性の点でも並ぶように、制度的・政策的配慮が行なわれている。このような蓄積方式からすれば、環境を維持・管理するためのコストは最小でなければならず、そこから公害現象が発生してくるのである。

上でどうしても公害防止が必要となつたり、公害防止産業の採算性や市場性が高まるならば、企業サイドからの公害防止が出てくるであらう。このような点も含めて宮本氏の図式を読み取る必要がある。次に、以上のような理由で、強蓄積の下では公害防止技術も含めた技術進歩が停滞するということの具体的表現を見てゆこう。

七、水質汚染の防止は、(a) 生産量当りの廃水の量、(b) 廃水の質に関する分析値、(c) 生産の各工程で生じる廃水の質、についての情報が必要である。しかし企業は(b)・(c)については、そこから生産工程の秘密を盗まれることをおそれて公開しない。

八、被害者の没理論的な生活感覚が、問題を解明するヒントとなることがある。金谷氏は。

九、企業内で働く労働者も公害の被害者である。それは住居に帰れば住民となるという意味においても、労災・職業病という形で直接に犠牲を払っているという意味においても。しかし労働者が公害防止、特に情報提供の面において協力的でない理由は、それが、(a) 服務規律の違反として処分されること、(b) 公害防止費用がかさむと賃金要求が通りにくくなるという理由で説得されていること、要するに企業内の労務管理体制の問題に帰着する。中村氏¹⁰。

一〇、現代の科学技術者は、安全を守るという意味では、全く役に立たなくなっている。星野氏の。

る。事故が発生しても科学的・技術的に原因を解明せず、当事者の責任という形ですべて解決される。宇井氏⁽¹³⁾。

一二、技術転換によって災害の起る確率は増加する。しかし現場の意見は大てい無視される。宇井氏⁽¹³⁾。

ここに公害の発生する社会的体質とでも言えるものが示されている。

第一に企業内の安全性無視と企業外の公害無視とは同じ事がらの異なる側面でしかないこと、第二に企業は情報を秘匿するものであり、それが労務管理を通じて労働者（＝住民）を束縛していること、の二点である。公共経済学者が情報費用のかさむことを気に病む背後の実態はこれである。公害発生源で働いている技術者や労働者が証言しさえすれば、情報費用などはほとんど無視できるのである。それができないという点で、情報費用という資本主義固有の費用が発生せざるを得ないのである。

最後に、強蓄積を補完する機能をはたし、その意味で強蓄積のパートナーとなっている公共機関の実情を眺めてみよう。

一三、地方公共団体の赤字財政は税源としての工場誘致を積極化した原因となっている。工場誘致条令と公害防止協定の時間的先後はそこから必然的に生じてくる。宮本氏⁽⁹⁾。

一四、富山化学の排気ガスが住民の健康を害しているので浄化装置をつけることを富山市に要求したが無視された。ところが誘置条令によつて三菱アセテートが進出することに決まる、アセテートは塵を嫌うというので、市は周辺の日曹工場に六〇〇万円で防塵装置をつけた。宮本氏⁽⁹⁾。

一五、川崎製鉄の千葉進出に際して、県・市は、(a) 用地六〇万

坪の無償贈与と、隣接三〇万坪の埋立予定海面の漁業権買収、

(b) 外航船用港湾、印旛沼からの疏水路、松戸からの送電線を建設すること、(c) 全工場完成後五年間、事業税(県)・固定資産税(市)を免除すること、の三点を約束した。伊東氏⁽¹¹⁾。

一六、全国的規模の企業が地方に進出すると、大ていの場合は植民地開発方式をとる。戦前は地元の有力者を通じて間接支配の形をとつてゐたが、戦後は首長や市町議会に社員を送りこんで直接支配の形をとるようになった。福武氏⁽¹²⁾。

一七、過集積による陥落を開拓するため、周辺地域の開発が行なわれた。しかしこれは問題をかえつて悪化させる。村田氏⁽¹⁹⁾。

一八、一九六九年の東京都予算は、国が期待する公害対策費の一三倍を計上した。東京都公害研究所⁽²⁰⁾。

一九、TVAの地域開発計画は、住民福祉の向上を目的としていた。すなわち、(a) ダム・発電所・肥料工場を建設して、農業用水・低廉な電力・低廉な肥料を供給し、土着産業や住民に発展向上の機会を与える、(b) 工業試験場・病院・保健センターを建設し、ダム建設によるマラリヤ発生の可能性まで研究対象に含めていた。細川・金子・河合氏⁽¹³⁾。

このように見てくれれば、公共財の管理者として何が必要であり、何が不足していたかは一目瞭然である。結合供給性や非排除性よりも、公共機関の目的函数の方にまず分析の目を向ける必要のあることが分るであろう。

宮本氏の指摘した公害発生のメカニズムは、以上のような重層構造をもつてゐる。したがつて一々の具体的対策は今後の研究にまた

なければならぬとしても、その方向性はかなりはつきりとしているのである。その方向性が資本主義の基本的な原則に抵触するのかどうかは、今後の推移を見なければ断定できないけれども、要するに企業の「内部」と「外部」との間の障壁が高すぎるのであり、それを幾つかでも低める方向に改善することが、公害対策の基本となるべきであろう。この意味で、外部性を修正して市場欠陥を救済する試みの中で、合併解消というものがもう少し詳しく検討されるべきではないであろう。それを棚上げしてしまえば、あとは公共経済学者の主張する通りであり、百花齊鳴の中を堂々めぐりするだけのことになつてしまふ。この点で都留氏⁽²⁾の公害の定義が生きてくるのである。すなわち、

(a) 技術進歩により生産の社会化が進み、外部効果が大きくなつてゆく段階で、

(b) 私企業の自主自責の原則がつらぬかれるかぎり、

(c) 集積の利益（外部経済）にひかれて集積現象が過大となり、しかも外部不経済は最小限の防止に抑えられ、

(d) 結果については因果の立証が不可能で、個々の私企業は責を免がれ、

(e) 外部に対して実害を生むこと。

この定義はやや長すぎて機能的でないと考へる人もあるが、公害を今段階で抱きしようとすれば、結局はこのよだな定義になつてしまふのである。

社会が存続してゆく基礎は生産であり、それも年々再々くりかえし行なわれる生産、すなわち再生産こそが社会システムのホメオステシスを保つ物的な基礎となつてゐる。しかし生産とは生産物を生産することであるとともに、生産要素を消耗することであり、したがつて再生産を行なうために消耗した生産要素を補填しなければならない。生産要素のうちで生産財の補填は、最も直接的に行なうことができる。生産財を生産物として生産しておけば、それを補填してあればよい。労働力の補填はそれよりも間接的である。消費財を生産物として生産し、それを労働者が消費するという形で労働力が個人的にも種族的にも補填される。資源や環境

社会系

資源・環境

資源

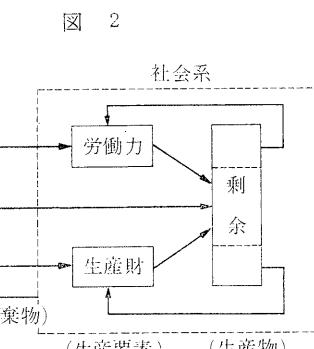
環境

資源

環境

資源

環境



2

回的に補填せざるを得ないであろう。このような観点から考える

らば、公害が環境破壊の一種であり、完成した廃棄物処理技術をと

もなないという意味での技術のみを採用し、そこから自然の代謝

機構に余分な負荷をかけてゆくことによって発生していることは、

すでに述べた通りである。この点から言えば公害の一部を私害と見

なす村上氏⁽²⁾のような見解には同意しがたいのであって、この点は

宮本氏⁽¹⁾の主張の方が正しいであろう。同時に次の点も強調してお

かなければならない。環境破壊による被害は自然人と法人とでは全

くその質を異にしている。都留氏⁽²⁾も指摘するように、環境破壊の

結果として起る生命や健康の犠牲は、他の誰にも転嫁できないので

あるが、費用の増加というような犠牲は難易を別として原則的には

転嫁可能である。公害の「強・弱」を判定する基準はここに求め

るべきであると思う。

ところで問題は、自然系の代謝機構にかけすぎた負荷を減少させて、環境を intact な状態に保つための費用というものが問題となってくる。もちろん自然系の代謝機構が十分に明確でない現在の時点において、その費用が計算可能かどうか、それ自体も明確ではない。しかしこの点は宇沢氏⁽⁶⁾の意見が正しいと思われる。同じような計算可能性については、労働力についても妥当するのであって、労働力を intact な状態に保つということが、賃金コストの最低限を画するのでありながら、その最低限は技術的にではなく、社会的にしか決定できないのである。労働者にどの程度のメニューを許容すべきかということは、歴史的・地域的にしか決定することができないのである。環境維持費用の最低限についても、同じことが言え

るのではないかろうか。

この点を認めたとしても、なお費用測定上の技術的・社会的問題は残る。宇沢氏も主張するように、計算方法は要するにコンベンシヨナルなものとして、人々の合意の上で確定しておればよいのであるが、その費用は一種の帰属価格としての機能をどうせんに果すことをになるから、その点で望ましい性質が幾つか考えられる。

(a) 環境維持という観点から見て、その経済的ホライゾンが問題となる。従来の経済学的思考からすれば社会的割引率のようなものを採用せざるを得ないであろう。ミシャン氏⁽²⁾も言うように、破壊が非可逆的効果をもつならば、次代の人々の蒙る損失をどこまで考慮すべきかということが、かなり重要な問題となってくるであろう。しかし形式的に見れば、公債負担の問題と同じことである。

(b) 環境維持費用の最低限は、すでに述べたように技術的観点からだけでは決定されない。武谷氏⁽³⁾も述べているように、安全性の基準とか許容水準というのは、その意味ですべて社会科学的な概念として扱うべきであり、つねに効率性とのカネ合いで決定されている。したがって問題はまず social minimum・civil minimum が人々の合意を得て決定されなければならない。その上で環境維持費用が決定されなければならない。カップ氏⁽²⁾もこの点を強調している。同時に社会系内部の代謝機構についても費用測定が行なわれるべきであり、レオン・チエフ氏の提案した産業連関表に廃棄物のリストを添加することは有益である。この点については西川氏⁽²⁾の簡単な紹介が参照されるべきである。

る。

(c) 環境維持費用は、少くとも次の二つの機能を果さなければならぬ。(i) 公害を低減し自然的代謝機構の負荷を減少させる最も基本的な方法は、廃棄物の処理技術を開発することである。したがってその方向へのインセンティブを生み出すような機能。この点は今井氏⁽¹⁾、ミシャン氏⁽²⁾が強調している。特に今井氏の論文は、技術の進歩性、progressivenessについて示唆に富む意見を展開しており、分権的であるが、閉鎖的でない開発システムの重要性を主張している。(ii) 各種の処理技術の間には代替関係が存在するであろう。特に事前防止的技術と事後復旧的技術についての比較考慮が問題となる。この点の意思決定に利用できるような機能。これについては多くの人々が意見を述べている。都留氏⁽²⁾、尾上氏⁽²⁾、田中氏⁽²⁾、中村氏⁽²⁾、笠井氏⁽²⁾、カップ氏⁽²⁾等々。この点はもう少し先で紹介する。

以上のような要請を満足する費用が測定されることは緊急に必要である。この点に関して若干の注意をつけ加えておこう。

一、カップ氏⁽²⁾は環境維持費用が非貨幣的なものであるから、貨幣的な測定はできないと主張する。しかし我々の要請はきわめてルーズなものであり、たとえば物価指數と同じような性格のものと考えれば十分である。実質G.N.P.を測定する時にデフレーターを用いるのと同じような趣旨で利用すればよい。この点はミシャン氏⁽²⁾、今井氏⁽¹⁾も言うように、不必要に厳格な精度を要求しない方が正しいのである。

二、しかしだからと言って現在の費用便益分析が行なうようなどある。

$$\begin{aligned} & \vdots \Delta a_i \wedge \vdots \Delta b_i \\ a_i & < b_i \\ a_i & > b_i \\ d_i & > 0 \\ (i = 1, 2, \dots, n) \end{aligned}$$

ただし b_i は先に述べた minimum である。

四、磯村氏⁽³⁾が主張するように、公害は人間の健康に損害を与えるから、そのため医療費や医薬費がかかる。しかも医療費は医師の所得として、医薬費は製薬資本の収益として、ともに G.N.P. のプラスの項目に計上されてしまう。これは不当であるか

らG.N.Pより控除すべきである。」のようない主張は納得し難い。この点を強調すれば、資本主義的生産とともにあらゆるロス、都留氏の強調する「制度化されたムダ」の一切を同じ理由で控除しなければならない。どうしても控除するのがよいと言うのであれば、むしろ宇沢氏⁽⁶⁾のように、それを環境や労働力の減耗に対する償却部分という理由で控除する方が正しい。この点に関連して言えば、カップ氏やミハルスキーの社会的費用に関する定義も、疑問がある。(両氏の定義については、尾上氏⁽²⁰⁾を参照) 両氏とも「発生者が負担せず、第三者に転嫁する費用」にこだわっている。実際の測定は現行の国民所得計算と同じく、分配所得の推計を先行させて、その後で生産所得の推計を行なわざるを得ないであろうが、それはあくまでデータの精度から来る便宜的な事情によるものであり、論理的にはここで考えたような環境維持費用という形の計算が先行しているべきである。この点都留氏⁽²⁾が「国民経済的次元で測定すべきであり、国民相互間の移転支払は計上しない」という意見が正しいようと思われる。もちろん社会的費用の支払・不払の関係を明瞭にすることに対しては何の異存もないのであるが。

最後に、社会的費用を実際に測定した先駆的な試みについても触れておくべきであろう。柴田氏⁽²⁾は「ピック・バーグ報告（米、一九一三年、ビーヴィア・報告（英、一九五四年）、ペネティエ報告（仏、一九五六年）、ガスタンブスン報告（米、一九五八年）、リドカ推計（米、一九六五年）について簡単に紹介し、計測上の問題点を明らかにしている。布施氏⁽⁶⁾もまた、札幌市（一九六五年）、大阪市（一九六六年）の計測を紹介し、年間一〇パーセント程度の名目所得上昇は、物価騰貴と（生活）環境維持費用の支出によって全く相殺されると見ており。さらに中村氏⁽²⁸⁾は、多くの前提を設けつつも、一九七五年までの五年間に約八兆円の公害防止設備投資を行なえば、一九六〇年頃の環境を取りもどすことができるという試算を行なつていている。そしてそのための資金調達についても検討している。このようなさまざまな実測が堆積されてゆくことによって、公害問題の全容がつかめるようになるであろう。そしてまた橋本氏⁽²⁾の主張するように、日常生活すべての危険を客観的に評価するようになるための、ひきがね効果をもつようになるであろう。あたかも国民所得推計の実施によって、他の諸統計の整備が実現したようだ。

五 公害管理システム

公害現象は必ずしもまだその全容がつかめていない。しかし公害対策は試行錯誤的に実施されなければならない。そこでこの点に関する各種の提案を見てゆこう。ボールディングにならって、公害対策を一つのシステムとして理解し、それを受容器・反応器・効果器のサブ・システムに分割して考えてみよう。

効果器に関する問題は要するに企業障壁の改善につきる。そして大ていの人々は、今以下に障壁を切りつめるべきだと提案している。カップ氏⁽²⁾は、地域相互間の依存性を、自然的にも社会的にも重要な因子をすべて含めて、リストアップすべきであると主張する。笠井氏⁽²⁹⁾は公害現象が局地性と広域性の両面をもつものであり、その両面について公害発生メカニズムを明らかにすることの必要性

を述べている。同時に事前の対象としてのモニタリング・システムを開発すべきであると主張する。布施氏⁽⁶⁾にも同じ主張が見られる。中村氏⁽²⁸⁾、田中氏⁽²⁾、川口氏⁽³³⁾は、共同処理施設の効率性を主張している。

反応器に関する問題は、情況を判断してある目的函数を最適にするような意思決定を行ない、それを指令する効率的メカニズムの問題である。この点については宇沢氏⁽⁶⁾の提案がもっとも具体的である。すなわち、(a) 地域ごと、環境ごとに規制委員会を選出し、(b) その委員会は規制基準と環境維持費用の分担率を自由に決定する。④ 委員会は基金をもち、環境破壊の程度に応じて環境の帰属価格を中央政府に支払う、(d) 委員会は、罰金（分担費用徴収）から帰属価格支払分（監視費も含め）を差引いた残りを極大とするような意思決定を行う。⑤ 強い公害は社会保障によつて解決する。塙野谷氏⁽⁵⁾も大筋において、これと似た提案をしている。稻田氏⁽³⁾はもう少し一般的な角度から社会的厚生函数の問題をとりあげ、コンセンサスの形成プロセスを検討している。根岸氏⁽⁷⁾にも同様の趣旨の主張が見られる。コンセンサスの基準となるべき「公正」ということを、どのような機能としてとらえるかの問題である。ミシャン氏⁽²⁾は環境法 Anti Disamenity Law の制定を固執しているが、その制定をどのような手続きを通して行なうかが問題となるであろう。

効果器についての提案は省略しよう。ただ最後に触れなければならぬのは、以上のようない抽象的な諸提案が必ずしも非現実的なものではないということを示す実例が存在するということである。山崎氏⁽³⁴⁾は宇都市の実情を紹介し、公害対策の一つのあり方を示唆し

- (1) 今井賢一「産業組織と公害」（中央公論、一九七〇年八月号）
 (2) 村上泰亮「公害についての同意と非同意」（中央公論、一九七〇年八月号）
 (3) 稲田献一「所得分配の政治経済学」（中央公論、一九七一年一月号）
 (4) 貞塚啓明「公共経済学に基く公害分析」（東洋経済、一九七〇年一〇月十四日号）
 (5) 塙野谷祐一「環境破壊の体制論的把握」（東洋経済、一九七〇年一〇月十四日号）
 (6) 宇沢弘文「環境破壊論とインフレーション」（中央公論、一九七〇年八月号）
 (7) 根岸隆「公共経済学の構想」（中央公論、一九七〇年八月号）
 (8) 宮本憲一・庄司光「恐るべき公害」（岩波新書、一九六四年）
 (9) 伊東・柴田・長洲・野口・宮本・吉田「住みよい日本」（岩波書店、一九六四年六月）
 (10) 宮本憲一「現代資本主義と公害」（ジャーリスト、一九七〇年八月一〇日号）
 (11) 伊東光晴・近藤完一「日本産業の再編成」（朝日市民教室一世界経済と日本3、朝日新聞社、一九七〇年九月）
 (12) 近藤完一「技術革新の方向と公害問題」（マネジメントガイド

- ド、産業能率短期大学、一九七一年一月号)
- (13) 武谷三男編「安全性の考え方」(岩波新書、一九六四年)
- (14) 宇井純「公害の政治学」(三省堂新書、一九六八年七月)
- (15) 半谷高久「公害の克服」(三省堂新書、一九七〇年九月)
- (16) 中村孝俊「公害の経済学」(毎日新聞社、一九七〇年二月)
- (17) 星野芳郎編「日本の科学者」(勁草書房、一九六九年二月)
- (18) 福武直「公害と地域社会」(東京大学公開講座「公害、東京大学出版会、一九六六年二月)
- (19) 村田喜代治「日本の立地政策」(東洋経済新報、一九六一年)
- (20) 東京都公害研究所「公害と東京都」(一九七〇年三月)
- (21) 都留重人編「現代資本主義と公害」(岩波書店、一九六八年三月)
- (22) ミシャン・E・J「経済成長—その高価な代償」(中央公論、一九七〇年六月号)
- (23) カップ・W「われわれは生きのこれるか」(中央公論、一九七〇年五月号)
- (24) 西川俊作「公害問題への接近」(東洋経済、一九七〇年一〇月一四日号)
- (25) 尾上久雄「社会的費用と營利企業」(KIER、京都大学経済研究所、一九七〇年二月)
- (26) 尾上久雄「社会的費用の経済政策志向契機」(KIER、京都大学経済研究所、一九七一年一月)
- (27) 田中友子「産業公害の実態を探る」(マネジメントガイド、産業能率短期大学、一九七一年一月号)

- (28) 中村敬彦「公害防除費用負担問題と助成策」(マネジメントガイド、産業能率短期大学、一九七一年一月号)
- (29) 笠井章彦「日本の公害への提言」(中央公論、一九七一年一月号)
- (30) 磯村隆文「公害の理論と政治の論理」(中央公論、一九七〇年五月号)
- (31) 布施好夫「公害による経済的損失」(ジョリスト、一九七〇年八月一〇日号)
- (32) 橋本道夫「公害を考える」(日経新書、一九七〇年六月)
- (33) 川口士郎「廃棄物の処分」(ジョリスト、一九七〇年八月一〇日号)
- (34) 山崎盛司「公害の『公』について」(中央公論、一九七〇年五月号)
- (35) 阿部斉「公害の『公』について」(中央公論、一九七〇年八月一〇日号)

J. N. バグワティ
P. デサイ

『インドの工業化計画— 一九五一年以来の工業化と貿易政 策』

杉 谷 滋
<関西学院大学>

Jagdish N. Bhagwati and Padma Desai; India, Planning for Industrialization, Industrialization and Trade Policies since 1951. Oxford University Press, 1970, xx+537 pp.

書

評

多くの低開発国で、頭脳流出が深刻な問題となっていることは周知の事実である。ここに取上げる本の二人の著者もインドからの頭脳流出組で、現在、アメリカのマサチューセッツ工科大学に籍を置いている。とくに、バグワティの方は、国際経済学の分野で顕著な業績をあげ、近年ますます精力的に活動している理論家である。しかし、かれらは母国に背を向け、そこを脱出したというのではなく、一方で極度に抽象的な経済理論の精緻化に努力を傾げながらも、他方ではインド経済の動向を注意深く見守ってきた。時に感じ

て、かれらは自らのイニシアチブで、あるいはインド政府の委嘱により、インド経済のさまざまな側面に分析のメスを加えた。

この本は、経済協力開発機構の開発センター(Development Centre of the Organization for Economic Co-operation and Development)が著名な経済学者に依頼して実施した調査プロジェクトの報告書の一部をなすものである。同開発センターが手掛けた最大のものといわれるこのプロジェクトは、比較的工業化の進んだ低開発国を幾つか取上げ、その経験と情報の交換を目的とした。対象国はインドのほか、ブラジル、エキシコ、ベキスタン、フィリピンおよび台湾で、それぞれ既に報告書が出版され、あるいは総合的として冊の本が書かれた。(Ian Little, Tibor Scitovsky, Maurice Scott, Industry and Trade in Some Developing Countries, A Comparative Study, Oxford University Press, 1970)

本書にも、じくに全体の構成について、国際機関の総合的なプロジェクトの一部として制約が感じられないでもない。しかし、過去二十余年にわたり母国の経済発展の過程をみつめ、将来の進路を探し求めてきた著者たちの意図は、その枠をはみ出し、強い個性とともに、壮大なスケールをも本書に与える結果となつた。

副題が「一九五一年以来の工業化と貿易政策」とあるように、独立後四年を経て開始された第一次五ヶ年計画から後の経済政策の検討が中心テーマである。だが、インドの工業化は独立前すでに百年を越える歴史をもち、現代もその歴史的ベースペクティヴの中において眺める必要があるとして、著者たちは十八世紀から話をはじめている。五百頁を超過する大冊とはいえ、一九五一年以後に重点を

置くのであるから、歴史的叙述およびその経済的分析にわり当てられる紙数はきわめて限られている。さらに、経済政策の評価を行う背景として、経済的諸制度のみならず、政治的、社会的因素にも説明が加えられているが、ここでもスペースの制約は大きい。

その上、このように広範な領域を二人の著者で十分カバーできるはずがなく、また、年を追ってますます複雑化していった経済政策の分野でも、かれらの手に余る問題が多数存在していたと想像できる。これらの困難を回避すると同時に、全体の叙述の質とバランスを維持するため、著者たちは通常の学術論文の形式を放棄し、各分野、各問題について最も権威があると判断される著書論文から、時には数パラグラフに及ぶ引用を随所に挿入して推論の基礎を示した。統計の場合も、著者と協力者たちが作成したものも相当数あるが、多くは政府職員や他の研究者の努力の成果を借用している。

かつてインドは、「社会主義型社会」建設のスローガンをかかげて意欲的な開発政策を進め、新興低開発国の代表のようにいわれた。しかし注目を集めた経済計画も、経済の管制高地としての国営部門の拡大も、予期した成果をあげ得なかつた。インドの経済政策に対し、以前とは打って變つて激しい批判の声が挙がるようになつた。通常の批判点は(1)実現可能性を超える大規模な投資計画になりがちだったこと、(2)農業投資と農業開発支出の割合が小さかつたこと、(3)工業投資のうち「重工業」(鉄鋼業以外)へ向けられた割合が大きすぎたこと、(4)輸入代替を重視し、輸出に力を入れなかつたこと、

などである。
本書はこういった批判を一步ふみ越え、インド経済の具体的な諸条件の中での、それを無視した政策がいかに大きなロスを生み出したかを、歴史的背景を考慮しつつ分析するのである。

本書の内容は九部に分れ、それぞれがまた幾つかの章より成り、卷頭に序章が加えられている。中心となるのは第六部「対内的政策手段」と第七部「貿易政策手段」で、全体の四割強の頁数を占め、一九六六年六月の平価切下げまでに次第に形成された機能してきた政策手段の体系の詳細な検討と批判が行われている。とくに第七部は、バグワティの専門とする貿易が主題なので、自ら作成した統計や資料が多数組み込まれ、鋭利な分析が加えられて、経済的能率の向上に主眼をおくかれた立場と主張が最も鮮明に表われている。

第五部までは、この中心的部分の議論を支えるための背景といつてよく、第一部「歴史的諸傾向」は、独立時にインドがすでに持つにいたつていた工業水準、経営者層、金融機関の由来を過去の歴史に求め、第二部「独立後の成長」では、一九四七年以後、とくに一九五一年から六六年までの三次にわたる五ヶ年計画期に起つた経済成長の過程を概観し、産業構造の変化、とくに輸入代替の進行を測定する。第三部「政策の全体的枠組」では、成長促進を目的とする諸政策がその中に位置づけられる経済計画の枠組と、成長過程を規制しようとして展開された政策手段が説明され、第四部「制度的制約と諸目的」においては、経済成長と経済能率を抑制するものとして政府の機構構造と行政が批判を受け、ついで民間部門と公共部門の関係および後者の急速な拡大が、産業政策の展開にそくして批判的

に検討される。第五部「外国資源」は、外国援助と外国民間投資がインドの経済発展に果した役割を分析している。
第八部は「新しい経済政策に向つて」と題され、平価切下げとの前後にとられた自由化措置を略説し、インドの経済政策が歩みはじめた新しい方向を見定めようとしている。第九部は結論である。その内容の論旨は、かいづまんといえど次のようなものである。

イギリス支配がインドに重くのしかかる前に、国際取引を行つ有能力な土着の企業家層がすでに存在していた。イギリス支配下では、イギリスの企業家と土着の企業家の相互作用が起り、近代的工業の移植が進行していく。とくに大戦間の時期と第一次世界大戦中に、イギリス土着資本の勢力と支配範囲は着実に増加し、新しくはじめられた成長産業では、最初からインド資本が圧倒的であった。銀行業においても、同様の傾向がみてとれる。

この間、国民所得は一人当たりで、一九〇〇年から独立までに二割も増加していない。雇用構造では、農業が圧倒的なままであり、近代的工業部門の雇用者数は労働人口の二%にすぎなかつた。しかし百年余に及ぶ工業化の進展は、かなりの規模の近代的工業部門を形成し、それを中心として企業家層の成長が起つり、金融機関が整備され、運輸、通信、教育など社会資本もある程度の発展をみていた。

独立したインドは、いわば「半工業化」した経済(semi-industrialized system)を引きついだのであって、その基礎の上に近代的な経済と社会を築き上げていくことが可能だつた。この点が、いまだテイク・オフ以前の段階にあり、企業者層をもたぬアフリカ諸国などとは決定的に異なるつている。

しかも第一次から第三次計画にいたるまで、目標の設定は弱体化経済的推論の上になされた、と本書はいう。第一次計画は社会的間接資本のプロジェクトの集成のようなものであり、いかなる産業パートナーが望ましいと考えているのかはつきりせず、供給と需要の一致さえ試算もされていない。第二次計画は「理論的」枠組としてマハラノビス・モデルをもつていて、単に資本財生産へ投資を向ける基礎理論の提供に止まり、投資の配分自体は恣意的に決められたらしい。マハラノビス・モデル 자체も閉鎖体系で、多くの欠陥をもつ。第三次計画では外資のボトルネックが明示されおり、産業間のバランスと投資の時間的配分も考慮に入ってくるようになつたが、経済能率を判断の基礎にした選択の問題は出ていない。

何れの場合も、生産物段階まで下りた詳細な物量的目標が設定されており、一定規模以上の新規事業や拡張を許す産業ライセンスはこれら日の目標を額面通りに受取って発給された。その手続は申請されず、実際には事態は逆の方向に進んでいた。数千に及ぶ申請を受け、詳細なライセンスを発給することは極度に浪費的な手続である。目標の範囲内に投資をおさえるには、課税など財政的手段の方が能率的であり、かつ十分である。

輸入統制の体系は、重工業の建設に力点を置いた第二次計画の発足とともに起った外貨危機の過程で完成した。直接割当制が主役となる成長や所有の集中排除が謳われていたが、そのための手続は案出されず、実際には事態は逆の方向に進んでいた。数千に及ぶ申請の目標達成を追跡する努力はあまり払われなかつた。地域間の均等化が、輸入ライセンスを許す産業ライセンスは、そのための手續は案出されず、実際には事態は逆の方向に進んでいた。数千に及ぶ申請を受け、詳細なライセンスを発給することは極度に浪費的な手続である。目標の範囲内に投資をおさえるには、課税など財政的手段の方が能率的であり、かつ十分である。

「きだ」という経済政策を追求してきたことになる。

四

以上のような論旨を展開してきた本書の著者たちにとっては、一般に悪評だった平価切下げはむしろ好ましいものと思えた。それと前後して産業ライセンスが多数の産業について廃止され、輸入の広範な自由化が実現した。もともと、国内での入手不可能という基準は維持されたので輸入自由化の実効はわずかである。輸出補助金制度も大幅な改革を受け、合理化された。

著者達の主張は、インドのような国にとって計画は必要であるが、その範囲を限定し、しかも経済合理性に貫かれたものでなければならぬとする。こういった考え方は、脱イデオロギー傾向の一つの現われととられ易いが、しかし過去十数年にわたる開発政策の苦い経験から発したものであることに間違はない、その限りでは他の多くのインド人エコノミストと共に通する方向性をもつていて。しかも、この方向性は、著者たちが縦横に引用する多数の報告、調査、研究等の中に見てとれるように、実証研究の集積と水準の高まりを背景としている。本書は、極めて狭い視野と業績しかなかったインド経済の研究が独立後二十年を経てここまで発展してきた成果の上に立ち、その一つの集大成ともいえる側面をもつ。壮大な本書の構成にかなりの粗雑さと偏りが認められるのは、著者たちの責任というよりは、インドの経済研究が、これから埋めていかねばならぬ空隙を示すものであろう。

国際機関の報告書としては異例のことながら、著者たちが、本書

目を除いて、価格メカニズムの利用は問題にされなかつたのである。

輸入統制は、原則として「優先度」を重視することになつて、いた

が、輸入ライセンスの発給が行われる二つの主要な基準は、「必要性 (essentiality)」と「国内での入手不可能 (indigenous nonavailability)」というものであり、それぞれ担当官庁の証明書を必要とした。

とくに第二次の基準は、国際競争を全面的に排除する効果をもつ。しかも、実際の輸入ライセンスの発給は、優先順のリストを作りえています。「公平」という漠然とした概念に頼り、生産能力に応じた比例配分、過去の輸入シェアの維持といった優先度や能率とは無関係な方式に流れていつた。

輸出については、第一次および第二次計画期には、あまり関心がもたれず、むしろ品目によつては国内消費の促進策や輸出制限さえ行われた。この時期のインドの輸出が停滞したのは当然である。

第三次計画期に入つて、この消極的な政策の手直しがはじまり、やがて輸出補助政策が昂進するようになる。輸出補助政策の内容は、減免税から鉄道運賃の割引きなど多岐にわたるが、中心となつたものは輸入権譲与制度 (import entitlement scheme) であった。輸出

をした者に様々な使用条件のついた輸入ライセンスを与えるというこの制度は、次第に拡張され、譲与率も増加していつた。その運用は複雑をきわめ、従つて輸入ライセンスにつくプレミアムも著しく不安定で大きな差が生じた。

結局、第三次計画期の輸出補助政策は無差別的輸出促進となつたのであり、無差別の国内産業保護の輸入政策を考え合わせると、「印度はできるものは何でも生産し、何でも生産したものは輸出すべ

をインドの指導的な四人のエコノミストに捧げているのは、このようないふ本書の性格を考えると、極めて自然なことのように思えてくる。

J・フェイエイワーゲー 『国際企業経営論』

昭南
<関西学院大学>

John Fayerweather:
International Business
Management: A Conceptual
Framework, McGraw-Hill,
1969. pp. 220.

一九五〇年代後半より、アメリカの巨大企業が一国経済の枠を越えて世界各国に進出し、国際的な企業活動を行ない、いわゆる国際企業とか、多国籍企業、世界企業といった企業の形態を出現している。これらはきわめて新しい現象であつて、学問的にも新しい研究領域に屬している。経済学の分析では、国際投資の領域として從來の資本の国際移動論とは異つた新しいアプローチを必要としている。その一つの現れは、キンドルバーガーの直接投資は現地企業に対し

経営上の比較優位を前提とする独占的競争理論に属する、との仮設である。(1)これに対し経営の分野では、とくに新しい領域であって、企業活動の国際化とともに、経営管理の国際化という形で問題が提起され、一般的にいって、国際環境への変化に対応していかなる経営戦略がとられるべきかを中心にして展開されてきたといえる。このに紹介するフニイヤーウェザーの著書もかかる問題意識に立つが、従来の研究の多くは生産、マーケティング、財務、人事といった職能を個別的・無関連的にとりあげ分析していた。多国籍企業の経営戦略について、著者はこの点反省して、すべての職能領域に適用される「包括的な概念アプローチ」を構成することを意図するものであり、そのため本書は、国際企業の諸問題が企業をとりかこむ環境の多様性と、企業の相互作用を基礎として体系的に分析される概念構成を展開することを目的としている。(2)

(1) C. P. Kindleberger, American Business Abroad, 1969

Lecture 1. 小沼敏監訳「国際化経済の論理」一九七〇年、

第一章。

(2) 著者はニューヨーク大学経営学部大学院の教授であり、代表的な著書としては本書以外に、Management of International Operations, McGraw-Hill, 1960. Facts and Failures of International Business, Rinehart and Winston, 1962. (綿谷稟二監訳「国際企業の実像と虚像」一九六九年)、International Marketing, Prentice-Hall Inc., 1965 がある。

II
11

第一章は、著者の理論的展開の基礎をなすものであり、多国籍企業の国家間の経済関係における役割は資源の伝達にあると規定する。ここでいう経営資源は天然資源、資本、労働及び技術的・経営管理的・企業者の才能の六つの範疇からなる。つまり企業の競争力を構成する有形無形の資産、要素を意味している。この資源の国際的な伝達を規定する第一の要因は、諸国間における資源の需給パターンの国際的な不均等分布である。商品の国際的取引では比較優位の概念やオリエンタル・ヘクシャーの理論があるが、資本の国際的移転をのぞいては、経営資源伝達を規定する理論が存在しない。だが貿易理論における資源配分上の格差を適用しうるのであり、需給関係からみて相対的に豊富な供給量をもつ資源の各国から相対的に不足する国へ流出する。この資源配分上の格差は利子率、賃金、商品の価格等のように価格の格差によって表現される。これに対し価格で表現できない資源については、技術的才能での格差は製品の優秀性に反映され、経営管理的・企業者才能の格差は量的には測定されないが、事実として広く容認されているのである。第二に、資源の国際的な伝達の全般的パターーンは、各種の国家目的を追求する政府の諸活動によって資源の価格関係を変更したり、その流れに直接介入することにより修正をうける。為替相場の変化は資源の国際的な価格関係を変化し、資源の流出量、方向を変更する。政府の財政・金融政策も一般物価水準に影響して全般的な価格格差を生ぜしめる。また個々の資源については、各種の課税、補助金等が価格関係を変化し、輸入制限、資本の流出を制限する為替管理、移民制限は資源の流れに直接干渉する。第三は、資源配分の格差、政府の活動の範囲内で

本書は六章から構成されるが、第一章の「序論と概観」では本書の目的と各章の問題点を指摘・概要する。ここでいう国際企業ないしは多国籍企業は、二ないしそれ以上の国家で企業活動に従事する企業を意味する。企業の経営活動が国境を越えることから、第一に、この経営活動は一国の経営資源が他の国々の資源と交換に「伝達」される経済的な取引であり、両国間で相互に利益があることが前提されている。多国籍企業を経営資源の伝達と規定すれば、いずれの資源を有効かつ有利に伝達するか、いかなる伝達方法が用いられるべきかを決定することが問題となる。これが第二章の「経営資源の国際的伝達」である。第二に、国境を越えて資源を伝達することから多国籍企業と現地社会との相互作用が生まれる。ここでは企業が経営活動で現地の環境に適応するか、革新を導入するかの経営パターンの選択が問題となる。これは第三章の「現地社会との諸関係」である。第三に、多国籍企業ないしはその本国と現地国との間で資源の伝達、社会への革新の導入にさいして利害の対立は避けられない。この対立の性質を明らかにし、いかにして対立を解決するかを課題にするのが、第四章「ナショナリズム・ナショナル・インテレストとの対立」である。他方、多数の国々で企業活動を行なう多国籍企業は、その経営戦略で現地の環境の多様性に対応する分極化と企業全体の効率化を意図する統一化との対立があり、両者のバランスが問題である。これは第五章の「世界的経営戦略」の対象である。最終は展開してきた企業の目的—資源の伝達、革新の導入、統一化の利益の実現をいかに実現するかが、第六章の「経営組織と経営管理」の問題である。

資源の効率的な伝達が必要であり、それには統合された組織が才能の伝達にもつとも有効であり、全額所有ないしは多数所有の支配力をもつ子会社形態が一般に選好されるのである。

第三章では、多国籍企業と現地社会との関係である。多国籍企業は資源の伝達者として、また違った文化の媒介者としての役割をもつているのであり、その役割は社会への革新の導入にある。ところで社会には個人の欲求を充足するシステムとして家族組織、他の社会グループ、教育機関、企業・経済システムがある。企業システムは社会のシステムの中心であり、他と密接に関係している。多国籍企業は資源の伝達によって、現地社会のこれらシステムに影響する。革新とはシステムに対する影響が社会にとり有益である、すなわち社会全体にとり建設的な刺戟となるよう変化することを意味する。その変化が社会にとり機能的に有効であれば、社会一般に承認され実施されるという意味での新しい「規範」になりうるのである。もしその変化が非機能的であれば適応化が追求されるもう一つの戦略である。

第四章は、利害の対立を対象とする。資源の伝達にさいし、多国籍企業のA国は資源の最適利用、現地国B国は経済的にのぞましい利益を受取るといふように、二国間での相互の利益を前提としている。しかし利害の対立は不可避であって、経済的条件と支配権について対立が生ずる。前者は参加者の間での利益の配分を決定する。A国は海外で用いる資源に最高の収益を求め、B国は資源に対して支払うべき価格を最低にしようとする。後者は資源の利用に関しどちらが支配権を持つべきかであり、A国・その代理機関としての多

傾向は、とくに低開発国では現地国の勢力が多国籍企業のそれに比して上昇している。企業は動態的な勢力均衡化にもとづいた弾力的な経営政策を採用することが必要である。

第五章では、多国籍企業が多数の国々で活動をするとき、その経営戦略にいかなる影響を及ぼすかを分析する。分極化、統一化の概念がそれである。分極化は基本的には現地の環境の多様性・経済的・文化的・ナショナリスチック・その他の特徴への適応から生じ、その経営では現地主義を志向させ、親会社の統一化に反対する遠心的傾向を生ずる。これに対し、統一化は親会社の技術・生産・経営管理能力の最適利用、企業全体としての「統合システムの経済性と能率」、集団的な企業のなかでの資源の交換の実現、海外環境や企業活動方法の変化に効率的に対応する必要性から生じる。この分極化、統一化の対立は、企業の製品政策、ロジスティック・プラン、研究開発、財務管理、子会社所有方針の決定にあらわれる。たとえば製品政策については、製品ラインの世界的な標準化によって低コストでの生産、全社的な強力な販売計画を実現するために統一化政策、これに対し現地の所得水準の格差、消費者の文化的特質、風土、その他の要因が個々の国にみあつた製品を生産することを要求して分極化が作用する。この両者の誘因は国や企業によって相違するのであり、両者のもつ利益の均衡を求めて経営戦略がたてられる。しかし一般的には、統一化は多国籍企業の存在により基本的な役割をはたすものであり、また競争上優位の源泉でもある。ここに多国籍企業では統一化の方向に強く作用する。これを全般的な経営戦略に拡張すれば、多国籍企業の構造は、すべての基本的な意思決定が統一

国籍企業はB国での使用に完全な支配権を主張し、B国は自國にその支配権をゆづり渡すべきことを主張する。こうした利害の対立は次の二つの部分から構成されている。その一つは「妥当な対立」領域とよばれるものである。たとえば、多国籍企業の利益は子会社のセネラル・マネジャーと財務担当重役が日本人であればその利益は維持されると本国は主張し、現地国はこの地位に現地人を採用するたとえば現地人の管理能力を過小評価するとか、国内産業の外国支配についての過度のナショナリスチックな懸念である。したがって利益を正当に主張するもので相互に排他的である。つぎに、眞実の利害が何であるかについての誤解の故に対立が拡張する領域である。たとえば現地人の管理能力を過小評価するとか、国内産業の外国支配についての過度のナショナリスチックな懸念である。したがって何が妥当な対立であるかを見分けることが必要である。これらの対立を解決するには、第一は「適応化のアプローチ」であり、ナショナリズム、ナショナル・インタレストにできるだけ適応して、対立を縮小化して相互の利益の達成を極大にすることを求める。第二は、残された妥当な対立の解決であり、「勢力均衡化アプローチ」にもとづいた交渉によってなされる。この勢力には経済力と政治力がある。多国籍企業の勢力は、企業が所有する資源の現地国に対する価値に依存し、また海外企業の保護と結びついた低開発国援助のように、本国の政治力の影響から生じる。現地国勢力も政治力、経済力から生じる。経済力は企業に与える機会の価値と外貨、輸入、価格等現地国が命令する支配権から生ずる。この対立には「公正」な解決はおそらくありえない。勢力関係は時とともに変化するものであり、現地国は多国籍のもつ資源を必要とするけれども、最近の

化の方向でなされるところと密接に結合され、よく統合された構造と、意思決定が分極化の方向でなされるところと緩やかに関連し、非常に変化に富む企業グループの構造の二つに分類される。兩者はそれぞれ長所があるが、現地国への資源の伝達、革新の導入には統一化の構造がもつとも適している。分極化は現地への適応を可能にすることと、ある意味では望ましい目的であるが、本質的には敗北的であり、積極的、建設的ではない。この統一化の構造をとる多国籍企業は、世界社会における統一化の制度であり、そこにおける世界的な統一経営戦略は「ワールド・インタレスト」にもつとも貢献するのである。

第六章では、多国籍企業の戦略的目的と政策を実現するための手段を対象とする。その目的は資源の伝達、現地社会での革新、統一化の利益の実現である。親会社がこれらの目的を有効に達成しようとなれば、海外の子会社に対して才能と意思決定の流れを容易にすることが経営組織と経営管理の一般的目的となる。ところでこの才能と意思決定が子会社に伝達されるには、親会社と子会社間に適当な情報の流れを確保することが必要である。各国の文化、国民性、環境、距離などの要因によってこの流れをさまたげる「コミュニケーション・ギャップ」が存在する。そのために、このギャップを最小にし、三つの目的の達成を最大にすることが組織と管理の目的である。この原理に立って、経営組織と管理システム、海外事業単位内の経営についていかにあるべきかを分析している。前者では組織、権限委譲、統制システム、監督の方法を取上げている。たとえば組織については、親会社の最高責任者に世界的な経営政策の全責任を

委ねる世界的な組織は、統一化の利益の実現には貢献するが、他方とくに文化・環境上でのコミュニケーション・ギャップの増大がさけられない。ここに組織の世界的構造と国際事業部構造との妥協が求められる。GEの組織の再編成はその例である。権限委譲については、このギャップが現場への委譲を有利にするが、才能と意思決定の流れを有効に確保するためには集権化が必要であろう。

三

以上、本書の概要を紹介してきたが、本書は多国籍企業の基本的役割を資源の国際的伝達と規定し、これが現地の環境におよぼす経済的・社会的反応を分析し、経営戦略でも環境の多様性を誘因とする分権化を、戦略的目的の実現でも環境上の影響をいかに最小にするかというように、経営活動と環境の相互関係、革新・適応過程を分析している。ここに国際企業の経営の問題点があるわけである。したがって本書はたんに管理を対象とする国際経営管理論ではなく、その経済的意味づけと国際経営がおよぼす経済的・社会的影響を一般的に分析しているのである。これまでこのような体系的アプローチは存しなかつたし、この意味では著者が意図した当初の目的は一応達成されたものといえる。この過程で、とくにナショナル・インタレストの分析を中心として、経営戦略の統一化・分権化の概念、経営の戦略目的の実現過程の分析などはきわめて独創的である。今後の国際企業の経営における一つの新しい方向を示すものといえよう。分析が「体系的な概念構成」を意図し、あらゆる問題を包括するが故に、理論の展開に精粗の差がある。若干の問題はあるが、ここで

V. R. フュックス編 『サービス産業における生産と生産性』

小 莢 米 清 弘
<函館大学>

Victor R. Fuchs, editor, Production and Productivity in the Service Industries, New York, 1969, pp. 381.

最近数十年におけるサービス産業の急速な成長は先進工業国に共通する現象である。ところが誠に奇異といわねばならないことは、このようなサービス産業の重要性にも拘らず、いまなおきわめて不十分な分析努力がサービス部門に投入されるに過ぎない点である。いわばサービス産業は経済研究の分野における未開発部門である。たしかにサービス産業はこれまで経済研究者によって等閑視されてきた。その理由を見い出すのは容易である。特にアダム・スミスにおいて農業及び工業のみが生産的でありそれ以外の産業は寄生虫的と規定された概念が、それ以降における経済学の伝統を形成した。またそれは根拠なきものではなかった。第一次及び第二次部門のみ

は次の点に限定して問題点を指摘しよう。本書の分析の基礎をなすものは、多国籍企業の役割を経営資源の国際的伝達と規定し、資源の最適配分によって投資国、被投資国の経済に利益をもたらし、「世界の利益」に最も貢献する「世界的制度」とうけとられている。本書では、この経営資源の移動を規定する理論的展開は不十分である。ところで多国籍企業の経営戦略では、企業全体としての利潤の極大化のため分権化よりも統一化政策が支配する。これは在外子会社の利潤は二次的に考察され、現地国と多国籍企業との利害の対立が生ずる。多国籍企業は自社の利潤を基準にして資源の国際的配分を行なうこと意味する。この企業の行動と資源の国際的配分による利益とは原則として両立しえないのである。多国籍企業を資本輸出の現象形態であると理解するまでもなく、企業を経営資源のたんなる伝達と規定しえないのである。このような観点から各國の、とくに後進国でのナショナリズムは自由なり広い市場を求める企業の行動を規制しているのが現状であろう。

が確かに目で確認しうる物的生産物を生み出すに反し、サービス財は非具体的財であり、手に握みえないものであり、したがって生産の物的証拠を確実に提示できなかつたからである。実はこのサービス生産物の計画困難という問題が現在経済学者をしてサービス産業への接近をはばむ最大の障害となつてゐるのである。

サービス研究を大きく二つの側面に分けることができよう。第一はサービス部門における雇用分析である。特にサービス雇用の成長、産業構造の高度化、その発展的意味等に関する研究が重要である。この側面の考察はサービスの経済分析の中で比較的進んでいる。それはサービス労働力の統計資料が比較的入手可能であるからである。もう一方の研究分野はサービス生産物にかかる分析である。サービス産業が生産活動を遂行しているという認識は現在経済学の中でも十分踏み固められた通念を形成している。しかし実際サービス産業がどれ程の生産物を産出しているかという問題は、当産業的重要性と比較にならぬ程未開拓のまま放置されている。その困難は一つにサービス産業の生産物とは何かという概念の問題と、二つにそれと対応した統計資料の不十分さ及び経験的分析の不足に帰せられよう。そこでここに取り上げようとする本書は、上述の第二の研究分野、すなわちサービス生産物の算出にかかる問題を主題としたものである。類書が殆んど皆無といつてよい現状において本書は第三次産業論にとつてきわめて貴重な位置を占める。

上述のような経済の未開発部門に分析の足掛りを築くため一九六七年オタワで「サービス産業における生産と生産性に関する会議」が開かれた。本書は当会議に提出された七人の論者による報告論文

を集録したものであり、サービス産業の研究者として著名なそして当会議の議長を勤めた米国経済調査協議会の副会長V・R・フュックスが編纂している。本書は上記七論文と共に、指定された討論者の批判、また他の参加者による討論の内容も記載され、さらに若干の論文については報告者の回答も集録されて、会議の充実した内容を伝えている。

本書に記載された順序にしたがつて上記七論文を三集団にわけることが可能である。すなわち最初の一論文はサービス生産物の概念と計測についての一般的問題にかかり、本書における最も基本的な考察を形成している。次の三論文は特定産業における生産高と生産性の測定について実証的分析を提供している。最後の二論文は特定二ヵ国についてサービス産業の過去の成長実績を吟味しようとする歴史的考察である。本書評においては前二者の集団に含まれる論文を重点的に紹介したい。

M・モリモントによる最初の論文「サービス提供産業の実質生産高計測・OBE概念と方式」は彼の所属する機関(U. S. Office of Business Economics)が金融業、保険業、不動産業及びサービス業の生産物をいかに測るかを述べている。

しかし実際問題として、非具象的生産物を資料不十分という二重の困難な条件下で、実測の作業をどう進めていくか、種々な障害が前面に横たわる。最も厄介な問題の一つは、彼がいうように「質」の取り扱いである。もちろん理論的には質の変化を調整した产出単位なりある種の物価指数を導出できればよいが、しかしその過程でサービスの質とは何か、質のどんな変化が考慮されねばならないか、

問題である。多くのサービスは比較的僅かな物的資本を使用するに過ぎない。したがつて物的財生産部門と比較してサービス部門は中間購入財の比重が小さい。この要因はサービス産業の生産性変化の測定にある歪みをもたらすと、と指摘している。

本論の指定討論者I・B・クラヴィスは異った視点から興味深い示唆を与えている。すなわち、価格及び量の測定は厚生規準に方向づけられねばならない。なぜなら生産は厚生タームで考察されない限り意味がないからである。測定が重要であるのは、それが單に生産の量を測ることではなく、消費と厚生について何事かを我々に語るからである、と。もちろんかかる視点に立つた場合、厚生なり質の計量化が問題となるが、彼自身は楽観的見解を表明している。

個別産業の分析に関する第二の集団はまずM・レーダーによる「医療産業における生産性計測の諸問題」から始まる。周知のように医療産業は最も典型的なサービス産業である。そして当サービス部門の社会経済的比重は年々加重される傾向にある。ところが医療サービスとはどんなものか、またそれをいかに計量するか等の問題が未解決なまま置かれている。現在種々な経済分析が進行しているが、このような問題領域に対する経済分析を総称して「健康経済学」と表現されている。本論文もその一部をなすに他ならない。

レーダーによると、当産業の生産物とは免許をもつた医者の管理の下で提供された医療サービスである。そして医療産業の範囲は医療保険あるいは社会的に提供された包括的医療サービスによって限定される。そこでこのサービスを計測するためには独自の代替的接続が工夫される。基本的構図は通常の国民所得計算にない、一方

あるいはどんな種類の資料がかかる算出に利用されるべきか等々の問題が直ちに生ずる。モリモントはこの点を次のように告白している。サービス産業の产出物を計測するためになされた当機関の決定は「妥協」に他ならず、この妥協は慣習に依存するものであり、また常識に訴えるものである、と。したがつて彼は各産業それぞれについて利用できる資料を利用し、適用できる手法をいわば無差別に採用する。本論文の過半はそうした計測手段の詳細な叙述からなっているが、それはサービス生産物の概念と計測にかかる統一した理論的考察を基礎にしたというより、むしろ統計処理上の便宜さが優先した考察であり、それだけに討論者から種々な批判が加えられている。それもけだし当然といえよう。というのは、資料不足とサービス生産物の特殊性から、国民所得の算出に実際にたずさわる者にとっては、精密な理論的考察よりもむしろ粗野でありながら計測可能な产出の定義こそ重要なからである。

さて一転して次のA・トレッドウェイによる論文「何が产出か? 概念と計測の諸問題」は产出の概念的な考察を提供している。彼の論点を簡潔に示すと次の二点に集約される。第一点は不均衡理論の提唱である。つまり、最近数十年にわたるサービス産業の成長を理解するには不均衡情況の分析こそ理論的作業の基礎をなす、と。彼によると企業は二種の生産物を产出する。一つは通常の生産関数に算入される伝統的生産物であり、他是将来において用いられる生産資産の蓄積である。彼が指摘せんとするのは最近の驚異的成長から、サービス産業において後者の重要性が大である、ということである。他の一点は生産性の計測における中間購入物の除去に関する対象となつた疾病の取り扱い件数等である。

ただし上記概念の中に医療サービスの質的変化が加味されねばならない。彼は五つの接近を提示する。すなわち達成された生存年数、潜在的病気の増減、治療過程の適切さ、患者の満足感、失われた労働日の動向である。

レーダーは以上のように医療産業の产出と生産性変化について示唆に富む考察を提供したが、それは全体的にみて試論の段階にあり、具体的に产出高なり生産性変化を計測するまでに至っていない。実際現在のところ医療産業の特殊性からしてなお定義と実測に関する基礎的分析が積み重ねられねばならない、と考えられる。

次に同じ個別産業分析「商業銀行の実質生産高と生産性の代替的尺度」をみよう。J・A・ゴーマンが語るよう、商業銀行の経済社会における重要性、とくに貨幣政策のなかで演ずる戦略的役割はきわめて大きい。それにも拘らず、銀行が产出するものは何かについて必ずしも意見の一致をみない。彼はこの銀行产出物の測定に関して概念的基礎を検討し、ひとつの興味ある結果を導き出している。まず銀行の产出物が定義されねばならない。彼によると、銀行の产出物は預金者に提供されたサービスからなり、借手に提供されたサービスは产出物に含まれない。かかる定義は、利子は受け取る産業よりも支払う産業の側の生産物であるとみる通常の見解に立つて

いる。したがって銀行の産出物は帰属原理から導き出されるにいたる。

預金者に提供されるサービスを測る物的指標は彼の考査によると、預金の量に関連するものと、取引の量に関連するものがある。前者は流動性及び安全性というようなサービスからなり、後者は振替とか手形交換というようなサービスに関連する。もし前者の概念をとれば銀行は貨幣保有の提供者としての機能を果し、後者の概念に立てば銀行は円滑な貨幣支払いの促進機関となれる。ゴーマンは前者の接近を「流動性仮説」と呼び、後者を「取引仮説」と称している。

興味深いことは両接近の結果がかなり異なることである。すなわち流動性仮説をとれば、一九四八—六六年間の労働生産性、つまりマン・アワー当たり産出高は米国の非金融産業と大体似た上昇率を示すが、他方後者の接近方法を採用すると逆に労働生産性は同期間低下する傾向にある。

そこで問題はいずれの仮説を選択するかである。ゴーマンは、銀行産出物は預金者の決定閾数であり、預金者から期待された流動性の量に関連するという根拠で、流動性接近の優位を主張している。

この点に関して指定討論者D・R・ホッヂマンは、流動性仮説の最大の困難は銀行の技術革新による労働生産性の利益を把握できない、と強力な批判を提供している。そして経験的事実からしても電子計算機等の導入により労働生産性は上昇している、としている。

確かに取引接近の優位が吟味されねばならないと思われる。

特定産業の生産性測定に関する最後の論文「一九二九—一九六三

年小売商業におけるマン・アワー当たり売上高の成長」はD・ショウアルツマンによって準備された。彼の計算結果によると、上記期生産性は年率一・七三%で上昇した。ここで三つの要因が考査される。第一は労働の質的改善、資本規模の上昇、規模の経済というような諸要因の結合した作用、第二は新配給組織等の技術革新、第三は売上高一ドル当たりサービス量の低下である。

重要な強調点は第三の要因に置かれる。すなわち次の関連が示唆された。米国における高賃金が需要増加を通じて平均取引規模を高め、それが売上高一ドル当たりサービスの低下を結果した、と。したがってそれは更にマン・アワー当たり売上高の上昇をもたらしたのである。

R・E・ギアルマンとJ・T・ワイスの論文に示された歴史的考察は紙数の関係で省略する。

さて以上のように本書に収められた諸論文を概観してきた。各論文に共通する主題は書名に示されたように、サービス産業の生産と生産性の把握である。しかし本書を一読してみると、いわば雑然とした印象をうける。それは各論者が討論参加者を含めて、個別の問題を個別の定義で個別の分析視点から、接近をはかるという事情に大きく関連する。

しかしこれは自然の成り行きといって間違いない。なぜならかかる事情はまさにサービス産業独自の性格が単に反映されたに過ぎないからである。

前述したようにサービス産業の産出物は非具体的財である。サービス産業が真に産出物を産出しているのかについてはすでに意見の

一致を見ている。しかしながらサービス産業の生産物とは何かといふ概念的理論的問題については大幅に意見が分かれてくる。したがって研究者は自から特定の定義を提起し、その定義に適当な接近方法でもって固有の分析結果をうることになる。したがってそれが種々な論議をよぶことはいわば当然である。

さらにサービス産業は複合産業という特殊な性格をもっている。事実本書で取り上げられている医療産業、金融業、そして小売商業は間違いなくサービス産業を構成する重要な要素である。しかしそれらの経済的機能あるいはそれが生み出すサービス生産物は三者の間に非常な違いがある。したがってたとえ特定産業に妥当な産出定義であっても、それを他産業に適用できる可能性は著しく限られ、同様に特定部門に適切な分析方法も他部門の事情の中では無用の道具と化す危険がある。それ故特定産業にのみ採用される論者特有の産出定義と問題接近が実行され、それがまた種々な討論の対象になるのである。

したがって本書から受ける難然とした印象はサービス分析の甚しい困難をそのまま反映したものにすぎない。しかしそれは本書がサービス研究の現水準と同じ位置にあることを決して意味しない。実は逆に本書はその水準をかなりの程度引き上げたことである。すなわち本書の意義は第一に経済分析の未開発部門であるサービス産業の主要な領域においてその問題の所在を明示しその可能な解決方向を指示したこと、第二にサービス研究の中で雇用分析に遅れをとつていたサービス生産物計測についていくつかの有用な代替的接近を提供したこと、にあると思われる。本書はサービス研究者が是非

ともひもどかなければならぬ重要な貴重な文献である。

一
H. レエイ
L. マッキー
D. ディーン 編

梅 下 隆 芳
<名古屋大学>

『都市経済学』

—理論、開発と計画—

URBAN ECONOMICS
Theory, Development and Planning
Edited by William H. Leahy, David L. McKee, Robert D. Dean
the Free Press, New York Collier-Macmillan Limited, London, 1970,
pp. 339

I

都市問題ほど今日的課題はあるまい。資本主義体制、社会主義体制如何を、また、先進諸国発展途上諸国を問わず、都市化の波は世界の至る所を普く覆い始め、しかも、そのスピードは年々速くなっている。特に、日本はその傾向が顕著で、それから生じる様々な問題が今日紙上を賑わしていることは周知の事実である。

農業本位時代の土地の開墾化という方向は、土地への依存からの離脱という形での工業化が進むにつれて、スペースの集約的利用と、いう都市化の方向に次第にとって代わられ、いまや、都市的スペースの開発を如何にするかという段階にまで至っている。農業から工

業への転換が歴史的発展過程にとって必然的なと同様に、そのコソミックタントとしての ruralization から urbanization への転換は、いまや、最も基本的な歴史的発展動向の一つと看做せよう。

都市化ないしはそれに付随する様々な問題は、農村対都市、都市対都市、また、都市内部の無数ともいえる各要素の相互依存的、循環的・累積的メカニズムの集約化された現象であるだけに、多方面からのアプローチを必要とし、それは同時に、体系的把握を極度な困難に陥し入れている。

しかし、都市化の基本的要因を工業化という経済的要因に求めるとき、我々実践的学問としての経済学に携わる者は、今日的課題に答えるという意味において、都市を対象とした学際的研究の中で本来都市経済学に担わされた主導的役割をとりもどすべく、もう少しエネルギーを注ぐ必要があるのではないだろうか。最近とみにそう思われてならない。

さて、このタイムリーともいえる「都市経済学」と題する本は、序論を入れて五部に分れ、十六編の論文（近年のこの分野に対する関心を反映して、一つを除く残り全部の論文は一九五八年以降に發表されたものである。また、対象となる都市は専らアメリカの都市を念頭においている）から成っている。

序論では、規模の効果の果たす役割とそれに伴なう都市の内部構造変動を中心とした大都市発展過程に関する概括、と地理学的都市発展形態論の考察がなされている。

都市経済学に関連した分野で最も古い伝統を持つと思われる立地論を視点にして論じたのが、第一部—都市の立地と土地利用理論—

で、そこでは、地代や輸送費を軸に、地代—距離フロンティアの選択という技術のスイチング概念を援用して、都市の土地利用形態を理論的に分析しようとしている。

第二部—中心地理論—は、クリスター・ラードに端を発する中心地理論を、新たに都市立地の視点からそれを再吟味しようとしたウルマノの方向をより一層展開拡充することにあてられている。
三部—都市の経済発展—で、都市化に果たした輸送革新の決定的な役割、都市の発展過程における成長と構造の相互依存関係、また、ニューヨークとピッツバーグの集積の比較対照がそれぞれ実証的に分析されている。

最後の第四部—都市計画—は、人的資源・私的資本・自然資源・社会資本・組織という都市の発展の推進力である五つの要素が、都市地域の三つのレベル（超大都市地域・大都市地域・都市地域）でそれぞれ如何なる機能を果たすかまた全体としての整合性は如何なるものでなければならないかという都市発展計画のフレームワークの考察、と都市設計と計画の間の従来看過こされていた問題に焦点があげられている。

これまで見てきたことからわかるように、本書は「都市経済学」と題しているが、W·R·トンプソンの「都市経済学序説」のような経済学プロパーなものとは異なり、その内容は経済学・地理学・都市工学等からなる学際的色彩の濃いものであり、「都市経済学」よりもむしろ「都市学」に近いといえよう。このように、本書は全体としての体系性ないしは各部がそれぞれ独立して各部間の有機

であり、各都市は益々巨大化するかと。答は否である。第一に全人口の規模がそれを許さない。第二に都市はハイラルビーを構成しており、複数の都市がピラミッドの頂点に立つことは不可能である。しかばば、ニューヨークのような都市は超巨大都市に見えるか。新たな自然資源——温暖な気候——、規模の不経済——特に環境面で——、これをウルマンはこの間の答えにしている。

人口の大都市化には発展途上国の農村から大都市へのプッシュ型と発展国の大都市による農村・中小都市からのプル型の二種類がある。しかし、発展国に關する限り、大都市化を規模の効果で捉え——都市内輸送の発達は潜在的規模の効果を顕在化することによって大都市化を促進し、都市間輸送の発達はそのスピードをより速める——、規模の効果による大都市化が、第二次産業・第三次産業の生産分化と大量生産を可能にし、同時に、それから生み出される所得のより多くの部分がその購入に回されるというプロセスを通じて、規模の効果が更に拡大し、大都市化がより一層進展する……しかし、この過程は永久に続くものではなく、いすれば規模の不経済に取って代わられる、というウルマンの大都市化過程の捉え方には、大枠として異論あるまい。

残された今後の課題は、では規模の効果をどのように捉えて行けばよいのか、規模の効果が資本や労働の集中蓄積に如何なる影響を与えるのか、そして集中蓄積された資本や労働が逆に規模の効果とどう関連するのか、更には、そのようなメカニズムが人間生活にどう作用し、その反作用は如何なるものであるか、等々を理論モデル化・体系化することにあろう。

II

序論のウルマンの論文「都市の性質再考」は、都市化、特に、大都市化の発展過程を幅広い視点から概略的に捉えた、示唆に富む、「都市経済学」の序論たるに相応しい論文である。

尚、本書は同編集者達による三部作の一つなので、他の二編— Spatial Economic Theory, Regional Economics: Theory and Practice—を併せて読まれんことをお薦めしたい。

ウルマンは、まず、近年の人口で表わしたアメリカの都市化が、一貫して、大都市化の傾向にある、大都市人口の全人口に占めるウエイトが指數的に上昇してきることを指摘する。そして、その最も基本的な要因として、(1)規模が規模を呼ぶ——例えば、グラバーハーティ効果——、(2)センターが大きくなるにしたがって、各職種の専門・分化が可能となり、外部経済が拡大する、(3)都市内輸送の発達特に、自動車やトラックの発達による都市地域の拡張の三つを挙げる。更に、規模の効果が都市化を促進する実証的仮説として、non-basic 産業（サービス産業）の basic 産業（移出産業）に対する就業構造比で近似した都市の自己充足度が、規模が拡大するにつれて、比例的に上昇することを示し、都市が大きくなるにつれて、都市内交易のウエイトが高まり、輸送費が節約され、都市経済がより効率的になると説く。そして自問する。この傾向は永続的なもの

尚、ロスアンゼルスやフロリダなどの温暖地が近年急激に大都市化しているというウルマンの指摘は、看過されはなるまい。一人当り所得水準の上昇による意識、嗜好の変化、年齢構成の変化、社会保障制度の発達、労働時間の短縮化、その他いろいろな要因が考えられようが、少なくとも今後の大都市化の新しい芽として、それは注目されるべき現象のように思われる。

次に、彼は大都市発展過程の中で進展する都市域の構造変動に問題を進める。まず、基本線として、大都市地域に占める中心都市の比重が低下傾向にあることを指摘する。そしてそれを更に産業別に考察し、製造業、卸売業、小売業、サービス業順に中心地から距離が伸びていることを示し、規模が大きく、自己充足度が高く、スペースを多く必要とする企業ほど郊外化の傾向が強いと説く。その場合、輸送手段の果す役割が決定的で、大量輸送時代の一点集中型から自動車時代の分散型へという輸送手段の転換が、中心都市比重の低下傾向の基本的原因だと彼は看做す。自動車の発達は、伝達の革新、所得上昇、自由時間の拡大と相俟つて、都市空間の性質を大きく変え、それは大都市地域のスペースの分業をより一層促進するという形で、大都市化のポテンシャルを高めると彼は結論づけている。

立地論の都市経済への適用としての第一部『都市の立地と土地利用論』では、まず、フレバーゲ立地論を都市経済に適用する場合の接続方法を問題にする。現実の都市経済にあっては、各主体の相互依存性が非常に強く、それらを全部摂取網羅しようとすれば、膨大

な同時決定モデルが必要になり、結果は労多しくして功少なしで、へまをすればアグノスティックにさえなりかねない。彼は分析の手掛かりとして、都市地域への立地のいくつかは外生的要因で決定される(1)地理的、自然的要因による立地、(2)ターミナルへの立地、(3)近接性の最大地点への立地という三つを挙げ、それらの安定性をアメリカの経験で例証する。そして、その上に立って、都市地域の空間的活動パターンに影響を与える経済的諸要因を考察し、従来の静態的均衡分析ではなく、空間的動態的過程を分析すべきと説く。結論的には、(1)近接性、(2)環境の特質、(3)費用の三つを都市立地の基本的決定要因とし、それらに規模の効果ないし外部経済をリンクさせて、彼は動態的空間構造モデルを指向しようとしている。

しかし、具体的にどうモデル化しようとするのかと問われたとき、彼は窮するに違いない。近接性、環境の特質、規模の効果、どれ一つとっても概念が不明確である。近接性にはいくつかの指標が考案され、環境の特質には心理的なものまで入ってくる。規模の効果については言うまでもない。ましてや、規模の効果が近接性や環境の特質に如何なる影響を与えるかを論じるに至っては、空中に樓閣を築くようなものであろう。今後の彼の展開を期する他あるまい。

アロンゾの分析方法をより拡張し、経済変化に伴なう農村型から都市型への土地利用の転換を論じたのが、ムースである。彼の論文は本書の中で最も理論的色彩の濃い、純度の高い論文と言えよう。彼は第一産業を都市型立地、第二産業を農村型立地とし、土地以外の全ゆる生産要素の合成財一単位当たりの価格を賃金率で表わし、

賃金率は二産業とも同一、したがって土地外の要素の相対価格は一定、また同一産業の各生産関数は同一と仮定する。そして、利潤極大という企業の均衡条件とどの企業もその立地を変える意志を持たないという意味での立地の均衡条件とから、地代は市場からの距離の減少閑数であるという命題を導出し、第一産業の地代—距離閑数の勾配が第二産業のそれより急で且つ両閑数は一点でのみ交わるものと想定する。この交点がフォン・チューネン平面上での都市と農村の臨界線であり、彼はこの臨界線が、需要の所得弾力性の大小からくる需要のシフト・賃金率の変化・中立的技術進歩・価格の変化等によってどのように推移するかを比較静学的に分析することによつて、農村型から都市型への土地利用転換問題を論じている。

彼は非常にオーソドックスな方法でこの問題を論じているが、今やそういう方法では何も言えない段階に実態はなっているのではないか。

尚、この他、第十五章の「大都市の計画と開発」を論じる予定であつたが、紙数の関係で残念ながら割愛した。

附記

序論

一、「都市の性質再考」E・L・ウルマン

二、「大都市のバターン」K・リンチ

第一部 都市の立地と土地利用理論

一七八

四、「都市の土地市場理論」W・アロンゾ

- 五、「都市における経済活動の立地」L・モーゼス&H・F・ウイリアムソン・ジニアード
六、「経済変化に伴う農村型—都市型の土地利用転換」R・F・ムース
七、「都市立地論」E・L・ウルマン
八、「中心地理論の最近の展開」B・J・L・ベリ&W・L・ガリソン
九、「ランダムな空間経済での中心地」L・カリ
十、「都市という組織の中での組織としての都市」B・J・ベリ
十一、「中心地の組織、空間の相互作用と確率的过程」G・オルソン
ツッ
第三部 都市の経済発展
十二、「合衆国における都市の拡張」G・マナーズ
十三、「都市の成長と構造」H・H・ワインスボロー
十四、「集積の相違—ニューヨークとピッツバーグ」B・クリニ
ツッ
第四部 都市計画
十五、「大都市の計画と開発」H・S・ペーロフ&L・ワインゴ
・ジュニア
十六、「未来の都市—最適設計問題」B・ハリス

『所得政策をめぐって』

——エリク・ルンドベルク教授
還暦記念集会の報告論文および
議事録——

小松憲治
<千葉大学>

On Incomes Policy: Papers and Proceedings from Conference in Honour of Erik Lundberg, Stockholm 1969, pp. 275.

者の論旨を紹介し、それに批評を加えるといった方法はとりえない。そこで私は、この『所得政策をめぐって』の書評を行なうに際して、次の二つの観点からこの書物の価値を論じてみることにした。その第一は、本書において展開された所得政策をめぐる論議が、今日だけなわとなっている所得政策論争に対してどのように貢献しているかという点であり、第二は、還暦記念事業としてはユニークな試みとなった本書の企画が成功しているかどうかという点である。

しかし、これらの点について評価を加える前に、まず本書の構成と内容について、簡単に紹介しておくことにしたい。

—

本書は、現代北欧学派の代表的な経済学者であるエリク・ルンドベルク (Erik Lundberg) 教授の還暦を記念して催された「所得政策をめぐる」討論集会において報告された論文ならびに討議記録を編集したものである。言うまでもないことではあるが、この種の論文集もしくは議事録は、単一の著者が著わした書物と異なり、とりあげた主題についての終始一貫した著者の思想が全体を整合的に構築しているわけではなく、むしろ同一の主題に関して多数の執筆者による様々な見解が並列的に提示され、その多様性が読む人の思索を刺激するというのが普通である。したがって、この種の書物を評価するに際しては、單一の著者による書物を扱う場合のように、著

本書の構成は大きく別けて、三つの部分から成るといえる。その一是、全体の討論の「導入部」をなす、エリク・ルンドベルク教授の「スウェーデンにおける所得政策——若干の問題点——」と題した冒頭報告。その二是、この集会に各国から参加した多数の学者による研究報告および討論の経過を収録した「議事録」。そしてその三是、討論の資料として参加者に提供されたスウェーデンの若い研究者たちによる「研究メモ」である。

より詳しくいと、本書の中心となる「議事録」の部分は、さら

に七項目のテーマに分けられている。すなわち、次の通り。

(1) 各国別展望。ここではノルウェー、オランダ、英國、デンマークの所得政策が、それぞれの国から招かれた学者によつて報告される。

(2) 理論的諸問題。とりわけ、フィリップス曲線、賃金上昇と価格

上昇との関係、生産性上昇と賃金率上昇との関係が論じられる。
(3) 賃金改善に関する制度的協定の重要性。労働組合の影響および賃金変動趨勢の問題を含む。
(4) 米国のガイド・ポスト。
(5) スウェーデン雇用者協会の提案。
(6) 生産性向上と総需要の状態との関係。
(7) 労働市場政策と「レーン・モデル」。

そしてまた、「研究メモ」には、次の七種の基礎資料が収められている。

(1) 国民所得成長の諸源泉。
(2) 労働市場政策の諸目標。

(3) スウェーデンの費用問題とスウェーデン式所得政策の行動範囲。

(4) 賃金安定化のための一九六七年の提案。

(5) 賃金決定のための政府機関。

(6) 国家レベルから工場レベルへ。中心的大枠協定を適用する際の協定および計算技術。

(7) 失業の「臨界」水準は存在するか——スウェーデンの場合——。

なお、この討論集会に参加した学者の数は四九人（夫人達を合わせると六七人）、八カ国（北欧三国および米、英、仏、独、オランダ）にわたり、ルンドベルク教授の国際人としての面目が如実に示されている。その中から目ぼしい名前を拾つてみると、今日のストックホルム学派の面々、グンナー・ミュルダール、ベルティル・オーリン、アサー・リンドベック、ペント・ハンセン等をはじめとして、米国からは、ポール・A・サミュエルソン、ウォルター・ヘラ

ー、ジエームズ・トービン、フリッツ・マハルツ、ジエームズ・デューゼンベリー、英国からは、ニコラス・カルドア、アレック・ケアンクロス、西ドイツからは、エリッヒ・シュナイダー等をかぞえあげることができる。これらの人々は、主催者であるSNS（社会経済研究産業協議会）の求めに応じて、一九六九年八月十七、十八日の両日、スウェーデン南西部の小都市ウルリスハムに参集したのであった。

III

世界の超一流の頭脳達が一堂に会して論じあつた討論の成果は、どの一頁を読んでみても興味深い示唆に満ちてゐるが、その全容をここで詳述することは不可能なので、特に、ルンドベルク教授の報告論文に重点をおいて、「所得政策について」本書が提起している問題点を考えてみることにしたい。

ルンドベルク教授の「スウェーデンにおける所得政策——若干の問題点——」によると、スウェーデンの所得政策問題は次のように単純化して表現できるという。つまり、この国において、労働費用は過去十カ年にわたつて年率で約八～一〇%ずつ増加してきた。ところがこの増加率は労働の生産性の上昇率の二倍以上にもなる。ために、消費者物価指数の急速な上昇が相伴してゐる。それが問題なのである。西欧諸国からみれば、スウェーデンのインフレ傾向は、平均を僅かに上回るだけで、異常とはいえないかも知れない。しかしこの単純な計算の中に、実は、非常に重要な政策的論争点や難題が含まれてゐる、と彼は言ふ。

まず第一に、スウェーデンの賃金費用水準は、（社会保障支出も含めて）現在、西欧諸国平均を約三〇～四〇%上回っている。

第二に、一九六四年以降、スウェーデンの賃金は、他の諸国と比較して、より急速に上昇してきた。

第三に、スウェーデンにおいて、賃金インフレーションの余地は以前よりも制約されている。というのは、国際取支ボジションが以前よりも脆弱化しているからであるが、この問題は、勿論、スウェーデン産業の競争力という全般的な問題に関連している。

第四に、通貨価値の安定という政策目標に関して、許容可能な限界が存在するということである。つまり生計費の上昇が二〇年で二倍になるというような場合には、政策に対する反応はほとんどないが物価上昇が加速化する場合には（例えば、一九四七年、一九五一年～二年、一九六六年のように）、激しい政治批判が発生することを忘れてはならない。最近のように、賃金が一〇パーセント上っても、物価騰貴で相殺され、賃金稼得者の実質可処分所得の増加は二～三%にすぎない、というような時には、人々の欲求不満はつる一方である。

以上四点に指摘されている状況は、スウェーデンのみならず、他の殆んどの諸国においても同様であるが、我々が知りたいのは、この危機的な状況を開拓するため、年々の労働費用の平均上昇率を五～六%の水準にまで引き下げる有効な方法や手段があるかどうかという問題である、とルンドベルク教授は言う。

通常の接収方法にしたがうと、賃金上昇率と失業率とのトレード・オフ関係を示すフィリップス曲線を描いて、許容しうる失業率と

「国民経済の内部に生産性を急速に高めうる高生産性部門とそれの向上が期待できない低生産性部門」とあり、労働力需給の逼迫している現状においては、前者の生産性向上に伴なう賃金引上げが後者における生産性上昇率を超過する賃上げを誘発し、この賃金費用の上昇が、全体としての物価騰貴を形成する。」このような基本認識から、「国民経済全体でみた場合の賃金引上げ率を平均生産性の上昇率の範囲内に抑える」ことを目的とする所得政策の基本原理が生れたのであるが、この観点からすれば、前記の「選択的政策」によって、弱体な低生産性部門に戦略的に資金を注入し、この部門の生産性を高めることは望ましいことである。しかもこの構造政策を推進するために、高生産性部門の利潤をもってその資金とするならば、高生産性部門は自ずから賃金引上げ幅を縮小せざるを得ず、一石二鳥の効果もある。スウェーデン政府が日論んでいる構造政策は、このようなものであるが、すでにこの線に沿って一九六七年に政府投資銀行を設立し、年金基金からも巨額の資金を借用して、具体的な活動をはじめている。

ルンドベルク教授の論文は、スウェーデンにおいて展開されつつある以上のような新政策の方向を紹介し、それに伴なう問題点をいくつかあげて、討論のための論題を提供したものである。

これを受け、集会に参加したメンバーによる盛んな討論がなされたのであるが、ここで特に注目したいのは、このスウェーデン型構造政策の方針が、去る十二月中旬に日本經濟調査協議会から報告された一橋大学の大川一司教授を委員長とする委員会報告「経済成長と物価・賃金——構造的接近——」の提言と奇しくも一致してい

賃金したがって物価の安定との共存がどの範囲まで可能かをみるのがならぬのである。ルンドベルク教授はこの方法に必ずしも信頼をおいているわけではないが、一応の接近として、スウェーデンについてこれを適用し、失業率の水準を一・一・五%から二・五%に上げる覚悟があれば、賃金上昇率は年率五～六%に抑えることが可能であるという。しかし、「研究メモ」の第七論文が示すように、失業率の許容限度は一・五～二%の辺にある。そのため、現在の経済構造を変えないかぎり、賃金費用の上昇を抑えることは不可能ということになる。

しかも、賃金インフレ問題を自主規制的協定や政府判決によって解決しようという努力は成功しそうもない。スウェーデンの浅い経験からみても「賃金凍結」協定の結果は悪かった。

そこで、フィリップス曲線の形状 자체を変えるような経済構造の改善に直接働きかける政策が必要となる。すなわち国民経済全体の効率を高める政策である。その具体的な手段として考えられたのが、「スウェーデン型の安定政策と構造政策の混合」である。この政策は「研究メモ」の第二論文に示されているように、単純なフィリップス相関にもとづくものとはまったく別物である。

それは「選択的政策」と呼んでもよいが、要するに、国民経済の中の競争力の弱い弱体部門で存続ないし助長する必要のある部門に、政府が選択的に資金を融通したり、助成金を投入したりして、経済全体としての効率を高めようとするものである。

四

る点である。この報告は所得政策に対する否定的見解を表明した点が特に強調されて伝えられているが、本来の意図は、その第一章「物価政策としての資源分配政策」で中心的に述べられた「非近代部門（すなわち低生産性部門）への資源分配、とりわけ投資分配を政策的に推進する」ことを提案する点にあると思われる。その意味では、両者の志向は一致しているとみてよい。（所得政策についての両者の認識の相違は、ここでは触れない。）

ところで、評者には、この低生産性部門への投資集中政策の効果について、スウェーデン政府当局者ならびに大川教授が期待しているようない効果が直ちにもたらされるとは信じがたいひとつの疑惑がある。それは「低生産性部門に投資が集中しなかつたことにはそれなりの理由があるのではないか。私企業の活動に委せた場合、投資分配が進まなかつたのは、その部門に投資を刺激するような利潤機会がなかつたからであり、資本の限界効率が低いためではなかつたから。これを政府部門が肩代りすることは、民間部門の資本損失を代りに受けとめることになつても、国民経済の効率化を促進することにはならないのではないか」という疑問である。勿論、いわゆる社会資本の拡充のために政府部門が投資活動を行なうことは必要である。そしてそれが国民経済の効率化に役立つことは言うまでもない。しかし、いわゆる低生産性部門ないし非近代部門の効率の悪さは、その部門の属性として、生産技術関係の面で近代化ないし合理化が推進しえないことに起因するものと思われる。したがつて、これを効率化するためには、抜本的に生産技術関係を変えて近代化することが必要なのであり、非近代部門の近代部門への転身、すなわち非

近代部門の縮小しかりえないのではなかろうか。

五

最後に、第一節で約束した二つの観点からこの本に対する私の評価を率直に述べておきたい。

ます第一の点、すなわち本書で展開された所得政策をめぐる論議が社会に対してどのような貢献をなさうかという点についていようと、今日、インフレ圧力に悩まされている国は、積極・消極の違いこそあれ、いずれも所得政策について研究しているので、本書は、ひとつの貴重な資料を提供したという意味だけでも高く評価してよい。しかも、既述のごとく、現代経済学界を代表する超一流の頭脳達を一堂に集めて、あらゆる角度から討議を行なったことは、所得政策がその基本原理は明解であっても、その実施について様々な難問が派生するという難しい政策手段であるだけに、きわめて価値あることといえよう。

事業として世界各国から多数の優れた友人を集め、「所得政策について」真剣な討論をし、その成果を一本にまとめて、世の中に提供したことは、その企画の秀抜さにおいて、高く評価するに値する。およそ還暦記念とか、古稀記念とかの記念出版事業は、その意図の喜ばしさの割合にはおぎなりになる傾向があるが、本書はその企画と成果がともに成功している点で讃辞を送りたい。記念出版事業にひとつ的好い先例をのこしたといえよう。

い経済学者が引受けるのが便宜上好ましい、という弱い理由だけではなく、社会構成員である個々人の価値判断から全体としての社会の価値判断を合成することが可能かどうかを客観的に論ずることができ、しかもこの仕事はきわめて重要なものであることを示しているのである。この方面についてはアロウの「社会的選択と個人価値」（一九五一年）という先駆的な業績があるが、本書はそれ以後の理論的発展をふまえていくつかの貢献を行ない研究をより高い次元へと引上げた現代の「古典」となると断言してよい本である。本書の出発点はアロウの結論である。まずそれからみていくことにしよう。

A. K. セン 『集団的選択と社会的厚生』

阪 本 靖 郎

＜京都大学＞

Amartya K. Sen : Collective Choice and Social Welfare, Holden-Day, Inc. San Francisco, 1970.

厚生経済学に政策提言を意図するものである。これがなされるためには、(一)問題となっている状況（事実についての前提）、(二)価値判断、(三)結論に達するための論理、が必要である。ところで、(一)はいわゆるポジティブ・エコノミックスの領域に属し、(三)は論理学の領域にはいる。それゆえ、厚生経済学が固有の対象領域をもつ独立した専攻領域であるためにはそれは(二)を対象とするものでなければならないが、価値判断は科学的な議論の対象とはならない。これが厚生経済学のディレンマと呼ばれているものであるが、センは本書でこれをあざやかに解きあかしてくれている。経済政策についての提言を導出する論理演算の仕事は論理学者ではなくて事情にくわし

とでの各人の効用（序数的に表現されるものでもよい）を要素とするベクトル（ただし、 $W_i(x)$ は個人 i の効用を示し、 n は構成員数を示す）

とこのあとでのそれを比較して、すべての i について $W_i(x) \geq W_i(y)$

か成立し、かつある：

が y より社会的に望ましいと判断し、これがみたされない場合には判断を下さない、とした。これに従うと、ある i については $W_i(x) \leq W_i(y)$ であるが、 j については $W_j(x) \geq W_j(y)$ である場合には政策 A と政策 B のいずれを採択すべきかの判断が下せなくなる。この欠陥をうめようとするのが新々厚生経済学といわれるバーグソンらの社会厚生関数であり、それは右と同じ要素をアーティメントとして x の場合には

$W = (W_1(x), W_2(x), \dots, W_n(x))$

政策Aと政策Bとのいずれを採用すればよいかを決めることがで
きるためには、それぞれの政策によって実現される状態を x 、 y と
して、 x と y のうちのいずれが望ましいかについての社会的な判断
が与えられることが必要である。ピグーはじめとする厚生経済学では、各人
 x のもとで社会構成員がえる効用の総和と y のもとでのそれを比
較して大きい方を社会的に望ましいとするという形でそれが与えら
れていた。ベンサム以来の功利主義の流れをくむこの立場は、各人
がそれぞれの状態のもとで得る効用は基數的に表現できるという仮
定のほかに、一個人の効用一単位は他の任意の個人の効用単位に通
分可能であるという効用の個人間比較が可能という仮定に基いてい
たので、その後否定されていった。それにかわって登場した新厚生
経済学では、とりわけ後者の仮定は恣意的な一種の価値判断だとし
て棄却したので、効用総和というスカラー量の比較ではなく x のも

る社会的選好を R, R' とするとき、そのすべての対について (R_1, \dots, R_n) が (R'_1, \dots, R'_n) の構成要素をならべかえたものであるなどは、たるものである。

$\forall x, y \in X : xRy \leftrightarrow xR'y$

である。

ところへ \rightarrow の性質を取上げよう。そうすると、つねに擬推移律 ($\forall x, y, z \in S : [xP_y \& yP_z] \rightarrow xP_z$) と完全律をみたす社会的選好関係 R を生みだす集団的選択ルールにとって条件 U, I, P, A はそれがペレート拡張ルールであるための必要十分条件である、という定理 ($*_{(5) \cdot 3}$) がえられる。ある i については $xR_i y$ であり、ついては $yR_j x$ であるすべての x, y を社会的に無差別だとみなすことを意味するペレート拡張ルールは、分配上の判断を完全に無視しているとして多くの人によって否定されるであろう。しかし右の定理は、後者を考慮しようとすればわれわれは擬推移律、匿名性、独立性、広範性 ペレート・ルールという要求のうちの一つ以上を放棄しなければならないことを意味している。いずれをさて、いずれをとるべきなのか。アロウの非存在定理がわれわれに直面させたのと同種の問題がここにもみられるのである。

四

個人の選好から社会的選好を合成するルールについて考える場合、考察の対象を個人の選好順序から出発するものだけに限定する必要はない。選好の順序だけでなく選好の強さを考慮に入れた基数的に表現できる個人の効用関数から出発して社会的選好関数をつく

りだすルールについて考えることもできる。センは、事実、この場合についてもいくつかの興味ある存在定理および非存在定理を証明しているが、それらの紹介は割愛した。またある種の選択問題については完全律はみたされなくてよい」とがあるとして不完全な社会的選好についても論じられているが、これについてもわれないことにした。以上にみてきたものは最初に述べたディレンマに対する答えを十分に提供していると思われるからである。

性質 α, β や条件 U, P, I, D などが取上げられたのは集団的選択ルールの望ましい性質についてのアロウやセンの個人的価値判断によつてではないことは明らかである。彼らはただ、いくつかの価値判断を同時に主張することが不可能である場合の一例としてそれらを取上げ、そのことを証明しただけである。だがこのことによつて、われわれはある人の価値判断についてその可否を客観的に論ずることができるようになった。たとえば、ある人が A の内容の主張を行なった場合、われわれはその人がインプリシットにもつている価値觀 B, C, D 等を明らかにしたうえでそれらと A との両立可能性を検討し、答えが「ノー」であれば彼の主張は矛盾しているとして棄却することができる。ロビンズらによつて厚生経済学から追放された価値判断は、かくして、新しい装いのもとに再登場していく。このことの貢献はまず第一にアロウに帰されるべきであるが、この方向の研究がどのような展望をもつかをスケッチしその体系化への基礎がためをした貢献は本書のうちに見出されるであろう。すでにみたように、集団的選択ルールについての多くの要求を同時に実現できずいくつかの要求の異なる組合せのうちから一つを選びだす

A.D. スミス編

『経済発展における賃銀政策問題』

芳 昌 田 峰
＜福岡大学＞

Edited by Anthony D. Smith:
Wage Policy Issues in Economic
Development, Macmillan, 1969, xv
+pp.408

ことでわれわれは満足しなければならないのだとすれば、選択対象のメニューは多いほどよいと考えられよう。ある場合には個人的選好順序から出発し他の場合には基數的に表現できる個人的効用関数から出発して、センは本書でこのようなメニューのレパートリーを広げようとしているのである。その結果、多数決原理とか市場制度とかいった既知のルールについてそれがどのような価値觀の組合せの実現を保証しているかも明らかにされた。もしわれわれがそれらの組合せとは異なる組合せの方を大切にしたいと考えるのであれば、たとえば外部性が存在する場合の効率的な生産組織形態の設計と同じ意味で、その価値觀の組合せを保証するルールの設計に力を注いでよいであろう。また、ある時代のある地域にある人間社会の考え方はある程度の不变性をもつと考えられるので、広範性的の条件を放棄し、認められる考え方の変化に応じてその都度最も適したルールを適用していくこともできよう。これらは本書の中で示唆されている展望であるが、いまだくればもはや一经济学の範囲を越えててしまうのかもしれない。

本書は発展途上国の賃銀政策問題を討議するため、一九六七年、デンマークで開催されたハノーファームの内閣を基に、A. D. Smith (Staff Associate, The International Institute for Labour Studies) が編集したのである。これは一九六六年の第一回ハノーファーム 「The Labour Market and Inflation, edited by A. D. Smith, 1968」に続く第二回田のものであり、そりでは発展途上国の賃銀政策問題を経済発展との関連で把え、展開しようとしている。

発展途上国での賃銀政策問題をこれに似た視角から扱った著書および文献は少くない、「Unionism in a Developing Economy, C. K. Johri, 1967」、「United Nations Economic Survey of Asia and Far

East, 1965' 等一。しかし、多数の参加者の討論と論文から成るシンポジウム形式で賃銀政策に関する一般的枠組を打ち出している

ものは、それほど多くない。その点、本書はユニークな作業であるといえよう。

ところで、本書は前述したように、その内容は賃銀政策問題を中心とした二十四名にものぼる参加者の意見と論文の集積である。したがって、限られた紙数では、各参加者の見解を逐一紹介するのは困難であり、細部にわたるところは省略せざるを得なかつた。

さて、本書の構成は次のようになっている。第一部、発展途上国

の賃銀趨勢の概観、第二部、討議の概要、第三部、討議録の分析、

第四部、論文編。これをその順序に従つて紹介していきたい。

二

第一部においては、発展途上国の賃銀政策問題について討議を開するに当つて、実質賃銀水準の趨勢とそれを明確にしている諸要素の展望という予備的考察がスミスによって試みられている。その接近方法は、量的・質的に欠陥のある発展途上国の賃銀統計の不備を認めながらも、現在発展途上の過程にある三十一カ国を四つの同質的地域集団、すなわち南米、中米およびカリブ海諸国、極東、アフリカに区分した上で、これらの集団の賃銀趨勢と社会・経済的背景の特徴を互に比較することにある。

四地域の賃銀趨勢の特徴を大握みになると、最初に、まず南米の実質賃銀趨勢は、経済発展にインフレが伴つていてもかかわらず、一人当たり国内総生産の増加に比例して一般的に実質賃銀増加率も上

造業部門でも労働力の供給弾力性が大きく労働市場の需給について均衡を失わせ、かつ労働者の組織の水準が低いことは、労働者が有利に交渉できる余地を大いに削減している。

そこで、極東での実質賃銀水準が低いのは、前記のように労働市場で需給が不均衡である上に労働組合の組織化を妨げている社会的制度に帰因している。

最後にアフリカ地域では、労働力中に占める賃銀労働者数は約一五%ほどで、農業が全産業に占める割合は圧倒的に大きい。そして、低生産性の農業部門に対して近代的製造業や鉱業で一部組織化されている賃銀労働者を対照させると、両者間の実質所得の格差は次第に拡大する傾向にあり、したがって農業部門の生産性向上が重要な課題となる。そこで、賃銀政策の上から、最低賃銀制度などの施行が指摘される。なぜならば、この地域では労働力の供給弾力性が小さく、農業の季節的変動は労働力の移動を必要にする。そこで、その他に経済の面で実質所得の平準化を必要とするからである。

以上から、スミスは次のように結論する。すなわち、発展途上国のインフレは一般的に実質賃銀増加率に対し消極的である。けれども、物価と賃銀の悪循環は、経済発展に伴つて生活水準が上昇した結果であり、生計費の増大に起因するものである。さらに、発展途上国の実質賃銀は概して、農業部門の労働生産性と労働力の供給弾力性、労働者の組織化の水準とその交渉力などの要因に大きく影響されると指摘している。ここで技術変化など他の要因が前面に出ないのは、採用された統計が比較的短期のものであつたことに

よると思われる。

三

発展途上国では、経済発展の段階、人口、社会的・経済的制度など賃銀に影響を与える具体的要因が国ごとに異なるので、一元的な枠組の賃銀政策を設定し、これらの国々の賃銀問題に適用することは困難である。そこで第二部では、賃銀格差、並びに経済発展と賃銀政策を発展途上国に共通したテーマとして取り上げ、第一部の分析で示されたスミスの見解を基にして参加者の間で多角的に討議されている。

その内容は、まず発展途上国における賃銀の趨勢と問題点について、インフレ、労働者の組織、技術変化などを経済発展政策に関連させて、第一部で分析された内容を更に詳細にわたつて討議している。

次に問題となるのは、賃銀政策の接近方法として何を基準にするか、換言すれば賃銀の一般的水準はどのような位置に求められるべきかという点である。その場合、政治的、社会的に沿いつて他の要素を考慮すべきことはいうまでもない。ただし、ここで問題となるのは、方法論的に職業間賃銀格差のような垂直的格差に重点をおくか、それとも水平的格差、すなわち小作農業、政府企業を含む工業、都市の低生産性職業、政府サービスなどの部門間賃銀格差を重視するか、それとも、都市と農村という地域的格差が適当であるか、いづれに一般的賃銀水準を求めるかという点である。スミスによると一般的賃銀水準という用語は発展途上国には不適切であ

昇傾向にある。しかし、インフレは実質賃銀に対して消極的ではあるが、この地域は人口密度が小さいので、農業部門から工業部門へ労働力が移動すると、前者では、生産技術が一定の場合、労働力の供給弾力性が小さくなり、供給余力が低下し、農業部門の生産性を上昇させる投資がなければ農業産出高は必然的に減退する。さらに、消費者物価水準が騰貴する。このように価格と賃銀の悪循環過程を経験しているのが南米での賃銀趨勢の一般的傾向であるという。

次に、中米およびカリブ海諸国では、製造業部門の成長に伴つてインフレが進行しているが、その作用は南米と同様に消極的で名目所得が増加するとき、これに比例して実質所得も増加していく、実質所得を積極的に縮小させるほどのものではない。他方、経済発展は農業部門から製造業部門へ労働力を移動させるが、この地域は人口が稠密なので潜在失業者数が大きく、したがつて労働力の供給は弾力性が大きい。このように労働力が供給弾力性の点で有利な局面をもつて、農産物の供給は大きな変動を示さない。それ故インフレが実質賃銀に与える影響は緩やかである。さらに、労働組合の組織化が比較的進んでいて、社会的・経済的な勢力関係からみて労働側が有利なことから、実質賃銀成長率は一九五〇年代後半から六四年頃まで平均して約六%を示してきている。

極東地域の賃銀趨勢をみると、実質賃銀増加率は低水準であり、国民総生産成長率よりも緩慢である。同地域は人口密度が高く、労働供給は弾力性が大きい。技術を一定とすると、この労働力の需給関係は農業部門の実質所得の成長を必然的に停滞させる。また、製

るが、敢えていえば、都市の不熟練労働者の実質賃銀と農村での生計所得との格差に基礎を置くべきであると考えている。したがって、この問題は賃銀格差と構造の分析を必要とする。この点については前述した垂直的賃銀格差、水平的賃銀格差、地域的賃銀格差の三側面から各国の事例を引いて討議されている。

さて、発展途上国での賃銀の理論的側面は、一般的には、労働生産性と雇用量との逆相関函数の関係で決定され、さらに、その上限は労働の限界生産高、下限は労働力の再生産に必要な所得に帰着する。したがって、賃銀構造や格差は労働力の供給弾力性と技術選択、加えて組合組織の如何に起因することになる。しかし、賃銀決定に関する政策は、前述の理論をもとに個別的かつ具体的な考慮を払う必要がある。

そこで、賃銀政策は一般的な経済政策および計画における一要素であるとの見地から設定すべきであるとする。すなわち、賃銀政策は、賃銀支払の形態、賃銀決定などに対して発展途上国の個別的接近を必要とするが、具体的に賃銀支払の形態についていえば、labour incomes policy を背景にして、実物所得や所得再分配を、例えば最低賃銀制と繋み合わせて、賃銀政策は経済発展計画の遂行や政治的、社会的転換の緩和に有利に作用するといふことをシンポジュームの一般的な見解として指摘している。

最後の問題として一般的な経済政策の一要素たるべき賃銀政策における賃銀決定の在り方がテーマになっている。賃銀決定は市場経済を前提にして、その社会内部の諸集団の交渉によるか、あるいは計画経済を前提として *a priori* に決定するか、経済体制の相違によ

最初は賃銀政策の目的というテーマである。
ターナーによると、賃銀政策の必要性は一般的な経済政策の背後にあって消極的存在となっているが、発展途上国での賃銀水準の動向は投資および雇用性などの戦略的経済変数と同様な積極的意義を持つ要素である。なぜならば、賃銀政策は社会的不公平に起因する国内的摩擦を上げしめ、さらに経済発展の危機化を回避せしめる機能を持つ。すなわち、賃銀政策の目的は経済的格差是正、ひいては社会正義などに置くべきであるとする。(H. A. Turner 「経済政策の系統化」、第四部)

次にレイノルズは賃銀という形をとる直接的労働報酬に比重をおくよりも、不適切な労働所得格差を是正するために、教育訓練、積極的なマンパワー政策、農村および雇用に対する計画など、もっと根本的な労働所得政策に重点を置くべきであると指摘している。

(L. G. Reynolds, 「発展途上国における賃銀政策の目的」、第四部) これらの考え方を要約すれば、賃銀政策の一般的な目的は、社会正義は勿論であるが、labour incomes policy だけでも、labour policy を併せて考慮すべきであると考え得る。すなわち雇用機会の創出、労働力の可動性などが賃銀政策に加味されるべきであろう。

次は、賃銀政策の形態の在り方がテーマになっている。これは賃銀政策の目的に沿ったものでなければならないが、その前提として賃銀構造および一般的賃銀水準を考慮し、それに基礎付けられた形態の在り方ということである。一般的賃銀水準については、第二部で、都市の賃銀労働者と農村での生計所得との間の実質所得格差に留意すべきことをスミスが指摘していた。さらに、賃銀構造の分析

つてそれは異なるが、いづれにしても結局は賃銀問題が発展の阻害要因になるのを回避しようとする」とに他ならない。

それでは発展の妨げにならない賃銀政策を如何に選択するか、それには、まず賃銀政策のパターンをみるとことにして、そこから発展途上国での特殊性を配慮して選択せねばならない。そこで各パターンは、一、実質賃銀は生産性と同比率で上昇するパターン、二、実質賃銀をできるだけ抑制するパターン、三、戦後ヨーロッパなどで試みられた、実質賃銀を一定に維持し、変動幅を与えない所謂キンドルバーガーキー・モデル (C.P. Kindleberger, Europe's Postwar Growth: The Role of Labour Supply)、四、インフレによって実質賃銀を切下げるパターンなどの政策的手段がある。しかし、現在の発展途上国の社会的政治的要因を考慮に入れるに、これら四つのパターンはあまり適切ではないと考える。そこで、シンポジュームの議長であるカール氏 (C. Kerr) の意見としては、生産性の範囲内で賃銀を抑制するモデルが最も現実的かつ有用であると主張している。

第三部はこれまでの討議と第四部の論文を編集者が三つのテーマに集約し、かつ整理、分析したものである。なお、第四部の論文編は、シンポジュームの参加者が討論のとき述べた各自の見解を再び論文形式にまとめたものである。ここに収録された論文数は全部で十編に上り、これらを剖明に紹介することは到底無理なので、ここでは第三部と第四部を合せ、各テーマに沿って幾つかの主要な点を指摘してみたいと思う。

四

第三部はこれまでの討議と第四部の論文を編集者が三つのテーマに集約し、かつ整理、分析したものである。なお、第四部の論文編は、シンポジュームの参加者が討論のとき述べた各自の見解を再び論文形式にまとめたものである。ここに収録された論文数は全部で十編に上り、これらを剖明に紹介することは到底無理なので、ここでは第三部と第四部を合せ、各テーマに沿って幾つかの主要な点を指摘してみたいと思う。

そこで、平準化作用の過程が粗上にのぼる。つまり、最後のテーマである賃銀政策の履行とその系統化の問題である。短的にいえば、発展途上国では比較的重要な部門である公共部門、団体交渉そして最低賃銀制などを賃銀平準化を促進する要素とし、さらに、効果あるものにするために、それらを行政機関が系統的に運用して経済発展を促進する要素とせねばならないというのである。しかし、発展途上国でのインフラストラクチャの不備による社会・経済の基礎的弱さが賃銀政策の履行および系統化を妨げる可能性を大きくしている。この点についてスミスは、制度的欠陥の是正や政策手段の不備に対する充実は賃銀格差平準化には不可欠な条件になるであろうが、それには、このシンポジュームで討議され、分析された議事録が、効果的かつ受容し得る賃銀政策を提供するであろうと結論している。

最後に、本書の紹介を終えるに当りて、若干の感想を付記したいと思う。

本書は、そのタイトルが示すように、貨銀政策問題を中心には多数の異った見解が展開されている。それだけに、発展途上国的一般的な貨銀政策と個別的な貨銀政策との設定し、具体的に適用するとの難しさを痛感した。それは、参加者の意見が充分な一致をみていないことからも窺える。それにも関わらず、貨銀政策の一般的な考え方の仕組を提供している本書を編集したスマスの努力は高く評価されるべきであろう。以下、本書に対する若干の要望を挙げるが、まず、発展途上国では、貨銀政策は秀れたマンパワー政策との結び付きがなければ、その効果は滅殺されかねないであろう。その点について、何らかの追跡を試みてもいたかったとしても、次に、貨銀格差の平準化と経済発展、換言すれば国内資本形成、に関した具体的のケース・スタディが提供されていたらば本書は一層説得力を増したであらうといふことである。

なお、参加者の氏名は次の通りである。Clark Kerr—議長、米、R. W. Cox—ド・マーラ、A. Tap—ト・マーラ、S. Amin—セネガル、U. A. Aziz—ラ・ハト、E. Berg—米、G. G. Bonnick—シヤマカ、J. Caus—ホー、N. N. Franklin—カナダ、E. Kane—セーラー、A. Mitra—イラン、Z. Morecka—ポーランド、P.P. Narayanan—ラ・ハト、H.M. Ofurun—ナ・ジ・ヒ・カ、A. Pinto—チャコ、L. Reynolds—米、A. D. Smith—ベイク、Tan Boon Chiang

『工業製品価格のハイペイ・ビア』 佐藤芳雄 <慶應義塾大学>

George J. Stigler & James K. Kindahl, *The Behavior of Industrial Prices*. National Bureau of Economic Research, New York, 1970. pp. xviii + 202.

II

しかしながら、「のよるな「事実」をもいて管理価格とするが、つまり管理価格を判断するデータの評価をめぐっては、かなり意見の対立がある。その代表的、ないし典型的な論争は、G. J. 斯ティグラーによるG.C. ミーンズ批判であることはよく知られている。すでにスティグラーは、いつかの論文でミーンズの管理価格の定義を批判し、それ以前の上院反トラスト小委員会編「管理価格」所載の論文で、いわゆる点でミーンズを批判していた。

ミーンズは米国労働統計局の卸売物価指数を用いて、十五の大産業分類を、「管理価格」が主要な役割を果たしている管理価格支配的産業グループ」「中間混成的産業グループ」「市場価格支配的、高度競争的産業グループ」に分類し、一九五三～五七年の期間において価格上昇が顕著であったのは、第一の「管理価格」グループだったことである。(Hearings before the Subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Committee on the Judiciary, U. S. Senate, 1957. pt. IX pp. 4746～4757.)

スティグラーが鋭く批判する第一点は、「ミーンズの」の産業グループ分けの基準である卸売物価の変動頻度の解釈であり、第二点は、「ミーンズのデータがすべて表示価格の数値にもつていて、実際の取引き価格の実勢、変動をみていないことの批判である。そのほか、「管理価格インフレ」なる用語の概念の批判等があつたが、ここでさしあたり問題なのは、この二点のミーンズ批判であり、これを実証的に行なおうとしたのが、本書「工業製品価格のハイペイア」であるといえる。

最近の物価問題に觸れて、『管理価格』をもとに理論的実証的に解明するがとくに課題が広く提起されている。一九三〇年代はじめから行なわれている政府(労働統計局BLS)の卸売物価統計にたいする、はじめての、かなり全面的な検討である」とするスティグラー(シカゴ大)とキンダール(マサチューセッツ大)は、まず「価格」なるものの複雑さをあげ、BLS統計が、少数の典型的な製品・取引きに関する、売り手から集められる数値に基づいていることを批判する。従って本研究では、(1)協力をえられる買い手から、一定期間購入した特定製品についてかれが支払った価格の情報をえて、多様な価格の運動を指標に検討する。(2)BLSでは、一製品について平均三つの価格情報(普通は一～二程度)しか採用していないが、本研究では七十種の商品について平均十七の情報を集めている。

(3)選定した商品は、鉄鋼、非鉄金属、燃料、同関連品(石油製品、石炭)、ガム、同関連品、紙、基礎化学製品、認定医薬品等、「管理制度」が議論されていて、表示売手価格がもつてゐる正確さとされている主要工業製品である。(4)なおBLSは「スポット」(随時購入)価格データを集めているのにたいし、(5)では一定の契約価格データを収集している。

調査対象時期は一九六六年からさかのぼり一九五七年までの約一〇年間、対象商品範囲はBLSの一四・三%だが、情報を提供した購入者は、約三三の政府・州機関、約一三七の工業・公益事業・交通の会社、薬品価格のデータについては約九の病院などである(第三章)。このようないくつかの大規模な、独自な工業製品価格の調査をナショ

ナル・ビューロー・オブ・エコノミック・リサーチ NBER で行なつたことはまさに画期的な成果である。

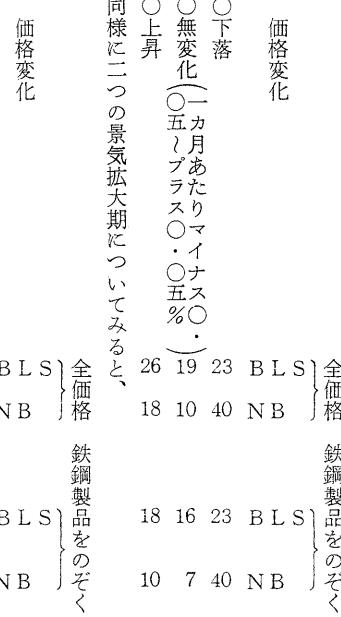
得られた種々様々の価格資料の整理・比較の方法、購入者のタイプ別の価格運動、などについての慎重な検討（第四章）、BLS 指標との、トレンド、周期的変動、短期変動に関する比較（第五章）、商品グループ別の両者の比較（第六章）、価格変動の分散度（第七章）と分析はすすみ、本書の後半にはなまに近い NBER 価格指標に関する資料が付載されている。

III

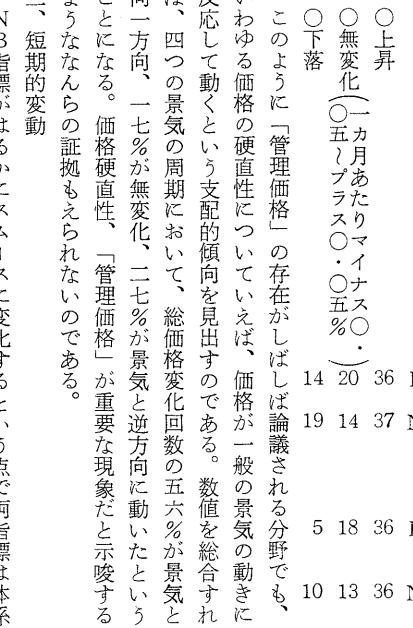
統計整理・分析の技術的プロセスについての紹介は省略し、以下本書における主なファインディングスをみよう。

一、トレンドについて。

一九五七～六一年の前半五年間について、BLS と NBER の両指標はほとんど同じ価格トレンドをしめしたが、後半の五年では、一年につき ○・七 % BLS の方が NB 指標よりも高値をしめた。この差異は強くしかも一般的なので単なるサンプルのちがいでは説明がつかない。売手表示価格が遅れをみせる傾向について、考えられる唯一のことは、この時期に支配的だった価格下方運動のなかで、工業製品価格の運動には不均衡な惰性力がはたらくということである。市場条件、取引価格が変わつてもすぐには表示価格は改訂されない。価格変更のコストおよび価格変更の永続性をはかりたい希望は一定のおくれを生みだす。このおくれは、表示価格の上昇よりも引き下げについてより強くはたらく。一般的インフレ期 価格「ガ



同様に二つの景気拡大期についてみると、



このように「管理価格」の存在がしばしば論議される分野でも、いわゆる価格の硬直性についていえば、価格が一般の景気の動きに反応して動くという支配的傾向を見出すのである。数値を総合すれば、四つの景気の周期において、総価格変化回数の五六 % が景気と同一方向、一七 % が無変化、二七 % が景気と逆方向に動いたということになる。価格硬直性、「管理価格」が重要な現象だと示唆するもろんなんらの証拠もえられないのである。

三、短期的変動

NB 指標がはるかにスムースに変化するという点で両指標は体系的に異なる。BLS 指標は無変化期と大規模かつ発作的な変化期の間で変動するのが普通である。この両指標の差については、本研究

「イドライン」政策などのこの時節に、慎重なビジネスマンなら価格引き下げにはゆっくりと、引上げには迅速に動くのは当然である。

データはこのような見解を支持する。NB 価格が安定ないし上昇している間は両指標にはなんら顕著な差はないが、NB 価格が下落しているとき、両者の差はもっとも著しくなる。

二、周期的ビヘイビア

管理価格論の鋭い論点は、景気下降期に入つても工業製品価格はなんら体系だった下落をしめさず、景気上昇期に、のろのろと価格上昇をしめすだけだといふ点であり、価格運動のこの一方的、つまり上方のみへの伸縮性が、G・ミーンズ以来強調されたことである。

本研究であつかう対象商品もそのような高度集中産業の製品であるが、分析の結果からこの見解の有効性について重大な疑問を提起しなければならない。

対象期間は、一九五七年七月～一九五八年四月、一九六〇年二月～一九六一年二月、の二つの景気後退期と、一九五八年四月～一九六〇年五月の通常の景気拡大、および一九六一年二月から期間末のうち、とくには一九六四年一月～一九六六年一月の第二の景気拡大期をふくんでいる。

BLS 価格指標さえもこの周期的硬直性をとくに支持していないが、本研究の指標はこの見解の誤りをついている。すなわち、二つ六〇年五月の通常の景気拡大、および一九六一年二月から期間末の景気下降期における価格変化的方向別回数はつきのとおりである。

四、その他の研究

①少サンプルの製品についての、民間企業と政府との価格の比較、
②加重・非加重価格指標の比較（以上第四章）、③個々の購入者によって支払われた価格の変化の分散度に関する、情報経済学の視点からの分析（第七章）。

以上は本書のハイライトを要約して紹介したものである。以下にさらに、本研究の根本的な問題意識にたちもどつて、その意義を考えてみたい。

ステイグラー等はまずミーンズの一九三〇五年における管理価格の定義を引用する（一一二頁）。「管理価格」とは、管理的行動によって設定され、一定期間コンスタントに保たれる価格である。ある会社がその価格で販売を行なおうとする表示価格 posted price を維持し、あるいは単に購入者が買う買わないにかかわらずその会社が独自の価格を設定しているばあいでも、管理価格となる。（Senate Document 13 (January 17, 1935), 74th Cong., 1st Sess.）

し、J・K・ガルブレイス、O・エクスタン等々がこの説に賛同し、一九六二年頃からはついに価格・賃金の「ガイドライン」政策へと発展したいきさつについて、多分の疑問を著者たちはなげかける（一四〇頁）。この著書ではこういった問題全般について検討しうといふのではなく、工業製品価格がなんらかの意味で下方硬直性をしめす、という理論はまだ広範な支持をえておらず、逆に価格の非弾力性に関する何らの理論的説明も確立されていないことを強調し、本研究の主目的がはたしてそれが事実かどうか確定する」とある、とする。

さて、このような問題意識にたった分析結果は、たしかに鋭く、多分に安易かつあいまいなミーンズ流の管理価格の「実証」の批判に成功しているといえる。

五

本書にたいするコメントも、この管理価格の「実証」方法に關してだけに限定せねどえなし。（いやつて、よくもステイグラードによれば Administered Prices and Oligopolistic Inflation, The Journal of Business, January 1962. をはじめとする一連の、独特な議論があり、管理価格＝インフレ論全般を少なくともい）の著書であつかつっているものではないからである。）

第一の問題点は、BLSの数値が表示価格に関する数少ないデータにとどつき、それによって価格変更頻度が少なくあらわれることから価格（下方）硬直性を導くことへのほげしい批判点である。確かに、本研究のように実際の取り引き価格データがえられ、その結

果、「硬直的でない」と論証するとしても、本来の「管理価格」問題の核心がそんなところにあるのだろうか。表示価格は少なくとも現実の複雑な、種々の実際価格のバリエーションの基準たる性格をもっており、表示価格の変更自身が、管理価格の性格を把握する有力な指標たることを否定できないであろう。問題は本来、表示価格と実勢価格との現実的乖離の可能性と限界性を、各産業・企業の競争実態に即して見きわめることにあると思われる。

第二に、本研究のように現実の（購入）取り引き価格の指標化が可能となり、その結果、価格変動頻度がBLS指標などよりもはるかに多いことが証明されたからといって、管理価格の存在が否定されることはならないという点である。ステイグラード等は、ミーンズの「実証」方法を執拗に批判し、多頻度の実証に勢力を注ぐのであるが、ミーンズの定義はともかく、いわゆる管理価格が問題になるのは、高度集中産業、寡占的産業における価格であり、とくにコストに比較しての高水準価格設定・維持政策そのものである。コスト変化にたいする価格の上方伸縮性・下方硬直性は、いわば「管理価格」の症状にすぎない。単にこの現象面に固執した計量的実証（それが自体有意義ではあるが）にかたよることは、十分注意しなければならないであらう。

第三に、これを要するに「管理価格」にたいする有効な議論は、まずは各寡占産業市場における価格支配の個別的実証のひみ重ねのうえで一般化されるべきだと思われ、ミーンズ、あるいは逆にステイグラードのような形で、いわば派手なデモンストレーションで何か証明されつくされたといふような錯覚に陥ってはならないであろう。

管理価格が存在するかどうかを一般的に「実証」することが問題ではなく、くりかえすごとく、各寡占産業における価格支配の実態、その市場構造・市場行動、そしてそれぞの市場成果を分析・評価するなかで、「管理価格」のマイナスの側面を明るみに出して行くことが本来の課題である。

本書におけるステイグラード等の研究も、決して高度集中産業における「管理価格」問題自体の存在を否定しているわけではないであろう。ただ察じられるのは、この「反ミーンズ」意識にもとづく「実証」結果が、安易に「管理価格否定論」としてうけとられ、わが国の財界や産業界のいう「わが国のような競争の激しい社会には、ましてや管理価格は存在しない」などという発言と奇妙に結びつくおそれである。

著者は、日本の労働市場の自動調節機能に大きな信頼を置いている。以下順を追って紹介しよう。

序論 労働市場の概念

第一部 均衡過程における相対的賃金

第一章 第二次大戦前の日本の賃金格差

第二章 賃金格差と経済状況

第三章 第二次大戦前の部門間、産業間賃金格差

第四章 第二次大戦後の日本の賃金格差

第二部 労働市場過程における制度

第五章 使用者の恩情主義的労働市場の起源

第六章 労働市場、団体力、公共政策

第七章 組合主義、賃金構造、労働市場

結論 労働市場、個人の自由、組織的努力

序論において著者は、日本の経済発展初期の状況について次のように述べる。当時の労働は殆んどが自己雇用労働で、雇用労働は少なく、しかもこれは一般に嫌われていたので、労働市場は未発達であった。当時の経済水準は、実際は從来の通説の水準より高く、従つてその後の発展は通説より遅かった（丁・中村説）と考えられるという。農業生産性は、米が広く市場化されていたことから、生存水準をかなり上まわっていたであろうという。

このような状況をふまえて、第一部では、統計的理論的分析を行なっている。

第一章では、経済発展初期から第二次大戦前までの日本の賃金格差を、農工間、産業間、その他について考察する。これらの賃金格差の推移には、全期間を通した一貫した傾向はみられないが、期間を細分すれば、一八八一年から一九四六年迄に、一五年から二八年位の周期で縮小拡大の循環がみられるという。

第二章では、この賃金格差の循環的波動に対して、一般にいわれてゐる仮説——一般的経済状況との対応——が、当てはまるかどうかを考察している。平氏によれば、統計的にみて、日本の賃金格差の循環と、生産・価格のクズネツ・サイクル（外国では景気循環）が時期的にほぼ対応しているという。一八八〇年代における賃金格差の拡大は、経済の一般的不況を背景とし、一八九〇年代の賃金格差の顕著な縮小は、経済の可なりの繁栄に、また一九〇〇年代の賃金格差の顕著な拡大は、比較的静かな経済状況に対応している、とい

るという。これに対して、農業出身の労働者が、不況下でも工業の労働市場にとどまっていたのは、農業の平均価値生産性曲線の弾力性が低かったからであるという。そして一般に、産業間賃金格差が増大（減少）するとき、雇用労働に対し自己雇用労働が増大（減少）する傾向があつたという。

著者は次に、近代日本に雇用労働に関してW・A・ルイス風の「無制限的労働供給」の期間が存した、という一般に受け入れられている「古典派的」仮説を検討する。その際にかかる期間の存在についての南亮進氏の判定基準、(1)実質賃金が一定にとどまっている、(2)それが自己雇用部門の労働の限界生産物よりも高水準にある、(3)労働の限界生産物は経済発展の過程で賃金率に追付く、(4)ルイス期の転換点後、賃金率と労働の限界生産物が平行して増加する、を検討する。著者は、これらの基準が、いずれも日本の戦前の現実に合致していないことを、統計的に示そうとする。南氏が用いている労働の限界生産物は、男女を含んだそれであるのに、これと比較している実質賃金は、男子のそれで女子を含んでいない。実質賃金は、男女含んだものに修正してみると、一定ではなく、南氏の平均及び限界生産物とほぼ同速度で上昇していることがわかる。「実質賃金が増えづけられる」というのは『無制限的労働供給』の同時的存在と矛盾する」という。

第四章では、第二次大戦後の日本の賃金格差を、部門間、産業間、職業間、地域間について分析している。全体として賃金格差は、一九四五五年から一九五〇年の間に急速に拡大し、不明確な一九五〇年代を経て、一九六〇年に入り急速に縮小し、一九六五年以降は再び

う。ところでこれまで、一般的経済状況の変化が、賃金格差の変化に与える影響の面をみたが、今度は逆に、賃金格差の変化が、一般的経済状況の変化に与える影響の面をみていく。日本での経験は、農業から工業への労働移動は大（小）であると考えられるが、大戦前についての資料は、むしろ、これの逆を示している。この解釈のために、平氏は部門間賃金格差を従属変数とし、労働移動を独立変数とし、更にこの労働移動に影響する第三の要因、就業機会を考える。そして、工業における就業機会が増大すれば、労働者は農業から工業へ移動し、その結果、限界生産力原理が働いて、工業に対する農業の賃金を高めることになるのではないか、と説明し、これを一つの仮説として回帰式をたて検定する。その結果はほぼこの仮説を正当化するものであるとしている。

次に自己雇用と、雇用労働の間の移動を分析する。経験からすると、第一次大戦後の不況期に、可なりの自己雇用出身の雇用労働者が、ほんのわずかな賃金切下げで、工場や鉱山から離職し、いつも農業の賃金を高めることになるのではないか、と説明し、これを一つの仮説として回帰式をたて検定する。その結果はほぼこの仮説を正当化するものであるとしている。

拡大の傾向を示している。平氏は、賃金格差が戦後で最も拡大した一九五〇年代の若干の時期の値でも、一九三〇年代の値ほどには拡大していないこと、また一九六〇年代の賃金格差（職業間、地域間）は、第一次大戦前よりもむしろせばまったこと、を統計で示し、これららの賃金格差の拡大・縮小は、経済状況に敏感に対応した結果であるという。そして、このことを更に回帰式を用いて検討し、一九五〇年—一九六六年の間の農工間賃金格差の変化は、総需要の変化や農業労働移動によってよく説明できることを示している、という。以上のことをふまえて、平氏は、日本でひろく受入れられている「労働市場の二重構造論」に対し否定的立場をとり、「日本の新古典派的労働供給論」に代表される外國の日本研究者との間では、日本の労使関係の基本は、「使用者の恩情主義」によって説明出来、これが伝統的日本文化に由来する。これによつて日本の使用者は、良質の工場労働力を容易につくり出すことが出来たし、かくして日本の工業発展の鍵を握ることが出来たと考へられているという。しかし平氏は、この「使用者の恩情主義」は、実は日本の経済がかなり発展した明治末期においてさえ、それ程一般的であったわけではない。ましてそれ以前の経済発展の重要な時期では、使用者は「労働は安価なもの」という信念から、余り良い労働条件を提供せず、その結果ひきおこされた良質の労働力不足には、使用者自身の結果

により対処しようとした。しかしこの労働力不足は、使用者が労働市場の法則にそつて、良い労働条件を提供するまで解決されなかつた。そのため発明された恩情主義は、好労働条件、高労務費を意味し、使用者には負担となつたが、結局、労働力不足は、労働市場における使用者をして、恩情主義を合理的な観点から採用させる力となつたのであるという。

ところで、恩情主義に至るまでの使用者の低賃金労働政策は、一方で工業化の過程における急速な成長の可能性を犠牲にしたが、他方、農村に存在していた低い質の労働力を日本の工業化に役立ため、貧しい労働者に工業化の成果を配分し、日本における所得分配の平等化を促したといふ。

第六章では、著者は国の労働政策とその背景を論じている。第一次大戦時的一般的な好況は、日本の労働市場に、未曾有の労働力不足状況をひきおこした。労働市場は募集人で混み合い、雇用の回転率は著しく高まり、労使双方に、あらゆる嘘や無法が横行し、使用者はその組織力さえ頼りにならないことを思い知らされた。政府が労働市場に初めて法的干渉を加えたのが、一九一六年発効の工場法の制定で、これは漸次その内容と運営を改善していった。労働運動の方は、まだ弱くその範囲は限られ、労働組合そのものも法的には認められていないが、産業紛争を通して發揮された組合の力は、政府当局や使用者を恐れさせた。使用者は、労働者に高賃金や付加的給付の支給などの恩情主義的政策を行ない、組合との交渉を避けるのに成功した。労働運動は、その後、内部的紛争を切っ掛けに腰くだけとなり、更に、一九三〇年代の不況は労働組合を弱め、そ

経済審議会の構成員の多くが、功成り名遂げた実業家であるのは、経済計画において、日本の政府が、如何に彼等を重んじてゐるかを明らかにしている。これどうやらはるに、労働組合の指導者は一人もこの審議会に参加していないのは、日本の労働運動の社会的劣位性を象徴しているように思われる。労働者階級の指導者は、彼等に何等相談せずに経済政策を決定してしまう現社会制度に対し、自らを反体制勢力として認じてゐる。しかし日本の労働運動は、生活水準の上昇とともに穏やかになり、労働組合は、すでに個々の企業において、賃金形成者、賃金決定参加者としての地位を確立してゐる。最後に平氏は、以下の如く結論をのべる。日本の経済発展の初期には、労働者は殆んどが自己雇用者であったが、彼らは、徳川時代を通して、すでに経済合理性を身につけた経済人として成長していく。敏感な経済的評価に基いて雇用選択を行ない、それによつて機能的な労働市場を形成するのに貢献したといふ。かくして、「著しく敏感な相互依存の関係が、日本の発展の初めに日本経済に組み込まれた。これは殆んど理想的な新古典派的枠組みであった」という。使用者の方は、経済発展の初期には、労働市場のルールを知らなかつたがゆえに、賢明な対策をとることができず、良質の労働力を工業生産に引き出すのに失敗した。しかし、やがて市場法則を学び、それにそつて年功序列、生涯雇用などの恩情主義的政策を行ふに至り、労働市場の機能はうまく生かされるようになつた、といふ。「今日、労働市場と労働運動は主として、人的資源の効率

の後の国際的危機の深化は、労働組合運動の火を消してしまつた。労働市場の方は、一般的な不況の時期にも拘わらず、かなり柔軟に機能し、高水準の労働移動が行なわれていた。「生涯雇用」はまだ現実ではなく、年功序列制度の初まりが、限られた範囲でみられたといふ。一九三〇年代には労働市場は超過供給となり、臨時職工が出現した。しかし、しばらくして労働市場は引締まり、臨時職工は消滅してしまつた。これに引続く戦争経済は、経済的好況をもたらし、労働力不足を強め、労働者の差別的取扱いを不可能にしたといふ。第七章では、平氏は、日本の労働組合の賃金構造への影響力とその限界を論じている。日本の労働組合は、今や全雇用労働者の三分の一を占め、賃金、その他の労働条件の決定に影響を与えている。各組合はほぼ企業別組合で、各企業の従業員全体に対する管轄権を主張する。組合が交渉力で賃金をその企業の能力の限度まで押し上げるなら、企業間賃金格差は、企業間の収益力または市場力の格差に密接に関連することになる。大企業ほど支払能力は大きく、組合も強いから、このような企業別組合の賃金政策は、戦後一〇年にわたって、企業規模間の賃金格差の拡大をもたらした。大企業の使用者は、組合に「生涯雇用」という特権を与えた代りに、市場賃金率で若干労働者と臨時雇用者を雇う完全な自由を得、また生産の可なりの部分を、下請け企業に行なわせる自由も獲得した。しかし中小企業の使用者は、その労働市場の条件、即ち低賃金で労働力を雇用した代りに、高い労働異動率に悩まされてきたといふ。

第八章では、著者は、日本の経済政策への影響力を、労働、経営について考察している。日本の経済計画は、首相の諮問機関である

的分配や利用のために、これを補強するものである」と考える。これら二つの補強的制度のバランスをとり、その機能を發揮させるのは、これら双方からの利益を評量出来る自由なる個人である。そして「日本が経済発展の第二世紀において、組織的努力の目標と、個人の尊厳と自由とを調和させるのに、その巧妙さを示すであろうことをよく想像出来る」と結んでいる。

以上順を追つて、本書の内容と著者の意図を紹介してきたが、終りに感想を二三述べてみたい。

著者は、本書において日本の経済発展における労働市場を、終始一貫して「新古典派的」に解釈することに努めている。これがどの程度成功しているかを、すぐに判定するのは難しいが、本書が、日本の労働市場をめぐる通説的研究に含まれてゐるいくつかの重要な問題点を指摘しており、これによって、本書を読まれる人々に、何らかの新しい研究の手がかりを与えることであろう。そしてこの本が、日本の労働市場の研究の一つの重要な立場、「新古典派的」を代表する文献として、今後欠かせないものの一つと数えられるのは間違いないであろう。

ただ私には、以下の二点が明確でない。平氏は、日本の経済発展の初期において、使用者は、労働市場に良質の労働力を引き出すのに失敗し、日本経済の潜在的成長力を充分生かせなかつたといふ。そしてその原因は、使用者の「労働力は安価なもの」という信念に由来した低賃金にあつたといふ。それでは、もし使用者が當時、高賃金を出していたら、自己雇用部門から良質の労働力を引き出すのに成功したであろうか。そもそも、自己雇用部門に如何にして、ま

たどれだけ、かかる良質の労働力が蓄積されていたかについては充分に明らかではないよう思われる。

また、平氏は、第三章と第四章で、それぞれ戦前と戦後の賃金格差と総需要の関係を、回帰式を用いて説明しているが、戦前の場合は賃金格差の説明変数に総需要を表わすものとして、一人当たりの実質国民所得を用いているのに、戦後の場合は、実質国民所得は、フィットしないとして、農工生産物相対価格を用いており、いずれも高い相関係数を得ている。しかし、このように、説明変数を換えたのは、それぞれうまくあてはまるという以上には、その理由が必ずしも明らかでないよう思われる。

学 会 記 事

第二十七回大会について

一九七〇年の大会は十一月十四日(土)、十五日(日)の両日、甲南大学を会場として行なわれた。戦後第二十七回の大会である。

(一) 常任理事幹事会

例年のとおり、前日(十三日)の午後四時から、甲南大学会議室で常任理事幹事会が開かれた。出席者三十二名。

山中代表理事を座長として開会。まず山中

座長から準備委員にたいし、本年度大会の準備状況についての説明を求められた。よって

準備委員長(金持一郎)は今日にいたるまでの準備の経過について概要を述べ、出席予定者三百余名の受入準備が完了していることを告げて出席者一同の詔承を得た。

次で議事に入り諸懸案が審議された。その中で特に記すべきものは、会費値上げ問題であったかと思われる。よってここにその概要を示すこととする。

山中代表理事の説明によれば、本基金下の財務状況は、いま直ちに会費値上げを行わざ

るをえないほどの状態ではなく、なお一年ぐらいいは現在の会費(年額一五〇〇円)を据置くとしても、会務処理に支障はなかろうとい

うのであった。そこで常任理事幹事会としては、今後しばらく収支の推移を見守り、その必要が生ずれば来年度の総会にこれを諮ること

とし、差当り本年度総会においては、值上げ案の提出を止めて山中代表理事より本会財務の現況を説明することとどめたいとするこ

とに意見の一致を見た。

審議はほぼ二時間に亘って行われ、その後食事を共にして午後七時散会。

(二) 研究報告会

研究報告会の出席者は十四日、十五日ともほぼ三〇〇名に近かった。非常な盛会だった

といふべきであろう。

両日とも天候には恵まれず、時折りは時雨さえ交える寒風の中を早朝から多数の会員が

続々と詰めかけられ、研究報告が始まるとこれにたいする熱心な質問と討論を繰りひろげられ、稀に見る熱氣を帯びた報告会に始終することができた。

その旺盛な研究意欲にたいして準備委員はただただ敬服の念を深くする

のみであった。

報告会のプログラムは左記の通りである。

第一回 十一月十四日(土)午前十時—午後五時三十分

自由論題

午前の部(午前十時より)
第一部会

座長 慶應義塾大学
伊東岱吉
明治大学
松尾弘

1 市場構造と利潤率
—一九六一～六五年のわが国三八産業に

関する実証研究—

座長 大阪市立大学
明治学院大学
立教大学
加藤誠一

2 人口増加と経済成長
—源三
狭間源三
煙井義隆

第二部会

座長 大阪市立大学
明治学院大学
立教大学
加藤誠一

1 高度経済成長過程における北陸機業の
変貌と再編成
—石川産地を中心として—
金沢工業大学
丹野平三郎

2 イタリアの中小企業政策
京都産業大学
間谷努

午後の部(午後一時三十分より)

第一部会

座長 南山大学 酒井正三郎
神奈川大学 大泉行雄

東京大学 武田隆夫

1 社会資本と港湾問題

2 社会的費用と経済政策

3 公害問題と経済政策

関西労働文化教育研究所

音田正巳

1 高度経済成長と社会資本の問題

2 高度経済成長と産業構造変動の問題

3 高度経済成長と物価問題

第二部会

座長 神戸学院大学 北見俊郎

福岡大学 梅田政勝

神戸大学 藤井茂

1 イギリスにおける産業公有化思想の発展

2 東ドイツにおける大学改革と産業政策

3 アメリカ織維産業の転換（その構造的分析）

桜美林大学 石井金之助

明治大学 熊谷一男

東京外國語大学（前）伊東光晴

専修大学 玉垣良典

神戸商科大学 伊賀隆一

京都学園大学 中村忠一

中央大学 丸尾直美

一橋大学 都留重人

新野幸次郎

い関心を喚んだためか、どちらの会場も、まことに對し深い陳謝の意を捧げる他はない。取上げられた報告が何れも会員の方々の深

がすでに高度経済成長の反省期に入った現在とて、その内容の解明について異常なまでの深い関心が持たれていたようである。それだけに、研究報告も、予定討論も、一般会員の方々の質疑にも、稀に見る熱気がこもっていだように感ぜられた。午前十時より午後五時にいたるも質問と討論は延々として果てるところを知らぬ有様であった。予定の時刻を三十分延長し、五時三十分に加藤、新野両座長から申上げることを許されるならば、この他のにも報告御希望の方があった。しかし、一日二報告、午後に三報告が行われた。従つて十報告が行われたわけである。準備委員の側の報告分量としては、一會場五報告が限度と

第一日は自由論題。二会場に分れて、午前に二報告、午後に三報告が行われた。従つて十報告が行われたわけである。準備委員の側の報告分量としては、一會場五報告が限度と

この報告会の終了を宣せられた。

この両日を通じて研究報告会には何一つの変更もなく予定のプログラム通りに進行した。自由論題の各報告にはそれぞれ御一人ず

考えられ、從つて二会場十報告に限られなければならぬことになった。準備委員として

は、報告の御希望を止むなく御辞退申し上げた

方々に対し深い感謝の意を捧げる他はない。

第二日は共通論題。これについては、論題

音田正巳 午後の部（午後一時三十分より）

五時

つの司会者が定められていて、各司会者が相

協力して予定の時刻に始終するよう報告と

質疑とを適切に誘導していただいたために、

報告会の最終を三十分延長した他は殆ど予定

時刻表通りに進行した。

第二日の共通論題については、加藤、新野

両座長が午前十時より午後五半にいたるま

で寸刻の休みもなく熱心な司会の労を執られ

た。その労苦にたいして準備委員は会員一同

に代つて感謝を捧げたいと思う。

研究報告会が終了するや山中代表理事は大

会の終了を宣せられ、次年度の大会が仙台の

東北大學において行われる旨を報じ、また本

年度大会にかんし過分の謝辞を述べられた。

総会次第

一、大会校挨拶

一、議長選出

一、報告事項

(1) 本部会務報告

(2) 本部会計報告

(3) 部会報告

本年度総会は、第一日の研究報告会のあと

第二会場において、午後五時三十分から開か

るとしていた。だくよう希望すると挨拶し拍手を以て散会した。

（三）総会

年四月に入り、関西の常任理事幹事会は他の諸学会の大会日との関係を配慮して十一月十四日、十五日に開くことを定められ、本部の

これに対し準備委員会より本大会を盛会裡に終らしめることができた諸賢の御協力を感謝すると共に来年の仙台大会を一層盛大なるものとしていた。だくよう希望すると挨拶し拍手を以て散会した。

研究報告会が終了するや山中代表理事は大

会の終了を宣せられ、次年度の大会が仙台の

東北大學において行われる旨を報じ、また本

年度大会にかんし過分の謝辞を述べられた。

総会次第

一、大会校挨拶

一、議長選出

一、報告事項

(1) 本部会務報告

(2) 本部会計報告

(3) 部会報告

| | | | |
|---|---|------------------------|-------------------------------------|
| 亞細亞研究 | 高麗大學亞細亞問題研究所 | 桃山學院大學論 | 桃山學院大學 |
| アメリカ文化セノター所蔵雑誌 | アメリカ文化セノター | 日本フーラム | 米国大使館 |
| 日録 | 日本監視協会 | 日本医師会 | 新潟大学人文学部 |
| Asian Research Bulletin in Korea University | British Parliament-Irish University Press | 農村研究 | 新潟大学経済論 |
| 貿易と関税 | 在日朝鮮人科学者協会 | 東京農業大学農業経済学会 | 本とアメリカ |
| 調査月報 | 日本開発銀行 | 龍谷大学経済学会 | 東北開発研究 |
| 朝鮮學術通報 | 電力中央研究所 | 産業貿易研究所 | 統計・調査資料 |
| 電研報 | 電力需要指標 | 桃山学院大学 | 太平洋地域の工 |
| 同志社商学 | 同志社大学商学系 | 石油文化 | トメラカ大使館 |
| Economic Indicators | U.S. Government Printing Office | 石油文化社 | 新潟大学社会科学研究所 |
| 関西大学経済論 | 関西大学経済学系 | 一九七〇年代のアメ | 東北開発セントラル |
| 集 | 日本工業立地センター | リカ外交政策 | 東京銀行月報 |
| 工業立地 | 外務省国際連合局科学課 | 化局 | The Annals of the School of |
| 国際科学情報 | 国際日本協会 | 一九七〇年の一般教 | Business Administration, Kobe Univ. |
| 国際開発センター | 神戸大学経済学部 | アメリカ大使館広報文 | 東京銀行月報 |
| ナル | 報 | 書化局 | 神戸大学経済学部 |
| 神戸大学研究年報 | 証券投資信託年報 | 新生活特信 | 新生活特信 |
| 共石時報 | 共同石油株式会社 | 新生活運動協会 | 証券投資信託年報 |
| | 商工金融 | 証券投資信託月報 | 証券投資信託協会 |
| | 商工組合中央金庫 | 上記の四氏にお願いしたい」と付記し、併せて以 | |

編集後記

えぬことかであります。この点各執筆者および部会幹事の諸氏に厚く御礼を申し上げた。

本年度年報を編集するにあつて、今回ばかりの自由論題報告から、北見俊郎（青山学院大）、尾上久雄（京大）、音田正巳（関西労働文化教育研究所）三氏の報告論文を準共通論題として取扱うこととした。上記三氏の報告論文はいずれも、社会資本、社会的費用、および公害など本年度共通論題「高度経済成長の再検討」の一焦点ともいふべき重要な問題に迫っているといふ意味で、共通論題により接近してみると考えたためである。また学界展望論文には、伊賀隆氏（神戸商科大）に執筆を依頼し、「最近のわが国における公害問題の一展望」を頂いた。この学界展望論文執筆者の選定はいつも私たち編集委員の苦心する問題であるが、今回は新野関西部会幹事のお力添えを頂いて実現した次第である。

本年度の年報編集は次年度大会までの期間が短かいために、原稿締切期限にしき執筆者にかなり無理な注文をお願いせざるを得なかつたが、それにも拘らず、執筆者および各部会幹事諸氏の絶大な御協力により、報告論文はややなん文献書評もほぼ予定の線までそろ

Short-Title Catalogue of the first 520 Volumes.

Socialist Thought Yugoslavia and Practice

The Annals of the School of Business Administration, Kobe Univ.

東京銀行月報

神戸大学経済学部

新潟大学社会科学研究所

東北開発セントラル

トメラカ大使館

新潟大学人文学部

日本医師会

東京農業大学農業経済学会

本とアメリカ

東北開発研究

統計・調査資料

太平洋地域の工

トメラカ大使館

新潟大学社会科学研究所

東北開発セントラル

トメラカ大使館

新潟大学人文学部

日本医師会

農村研究

新潟大学経済論

本とアメリカ

東北開発研究

統計・調査資料

太平洋地域の工

トメラカ大使館

新潟大学社会科学研究所

本とアメリカ

東北開発研究

統計・調査資料

REPORTS

- Market Structure and Profit Rates *Masu Uekusa*
Relation between Population Growth and Economic Growth... *Yoshitaka Hatai*
Transfiguration and Reorganization of Textile Industry in the
Hokuriku District *Heizaburō Tanno*
Small Business Policy in Italy..... *Tsutomu Maotani*
Ideas of Public Ownership of Industry in Britain *Yoshihiro Tōyama*
Hochschulreform und Industriepolitik in der DDR *Kazuo Kumagai*
Changing of Textile Industry in U.S. *Kinnosuke Ishii*

SURVEY OF CONTEMPORARY ECONOMIC POLICY

- A Review on the Pollution Problems in Recent Japan..... *Takashi Iga*

BOOK REVIEW

- J.N.Bhagwati, P.Desai : India, Planning for Industrialization, 1970
..... *Shigeru Sugitani*
J.Fayerwether : International Business Management, 1969 *Teruji Minami*
V.R.Fuchs(ed) : Production and Productivity in the Service Industries,
1969 *Kiyohiko Kogarimai*
W.H.Leahy, D.L.McKee, R.D.Dean : Urban Economics,
1970 *Takayoshi Umeshita*
On Incomes Policy, 1969..... *Kenji Komatsu*
A.K.Sen : Collective Choice and Social Welfare, 1970..... *Yasuo Sakamoto*
A.D.Smith(ed) : Wage Policy Issues in Economic Development, 1969
..... *Masayoshi Mineta*
G.J.Stigler, J.K.Kindahl : The Behavior of Industrial Prices, 1970
..... *Yoshio Sato*
K.Taira : Economic Development and The Labour Market in Japan,
1970 *Toshio Ōtani*

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1971

No. 19

CONTENTS

| | |
|--|-----------------------------------|
| Introduction | <i>The Program Committee</i> |
| ARTICLES | |
| Reappraisal of Japan's Recent Economic | |
| Growth—General Issues | <i>Shigeto Tsuru</i> |
| Problems of Structural Transformation in Industry under | |
| during a Decade of High Economic Growth | <i>Hideichiro Nakamura</i> |
| Economic Growth and Price Increase: A Paradoxical Relation | <i>Naomi Maruo</i> |
| Problems of High Economic Growth and Social Capital | <i>Tadakazu Nakamura</i> |
| Summary(1), (2) | <i>Hiroshi Kato, Kōjirō Niino</i> |
| Problems of Social Capital in Harber | <i>Toshirō Kitami</i> |
| Economic Policy and Social Cost | <i>Hisao Onoe</i> |
| Environmental Pollution and Economic Policy | <i>Masami Onda</i> |

EDITED BY
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)
Published by
The Keiso Shobo Publishing Co.
